



新型コロナウイルス感染症 第1波 対応検証報告書

(2020年1月～6月)

宝塚市新型コロナウイルス感染症危機対策本部

目次

はじめに	1
第1章 本市における状況と対応	2
第1節 新型コロナウイルス感染症発生の経緯と対応	2
第2節 時系列でみる日本国内と宝塚市の状況	5
第3節 宝塚市における陽性患者の発生状況図	7
第4節 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	8
第2章 感染者対応と感染拡大防止	11
第1節 宝塚市立病院	11
第2節 福祉関連施設	17
第3節 消防本部 救急搬送及び移送対応	19
第3章 感染予防への取組	27
第1節 健康福祉部内の取組	27
第2節 市庁舎「庁舎内で感染を起こさないために」	32
第3節 人権文化センター及び男女共同参画センターの取組	34
第4節 上下水道局の取組	36
第5節 公益施設の運営等	37
第6節 公園	40
第7節 社会教育施設	42
第8節 選挙関連事業の中止	43
第9節 市民交流部所管施設	44
第10節 感染症対策への寄附金等	46
第11節 国会議員に対する公立病院への支援制度の創設について要望	46
第12節 消防本部の感染予防対策	48
第13節 環境部内の取組（火葬場を除く）	49
第4章 市民生活の維持と支援	52
第1節 高齢者・生活困窮者等への生活支援	52

目次

第2節	特別定額給付金の給付	60
第3節	水道・下水道料金	64
第4節	自転車駐車場（駐輪場）の定期使用料金の返還	65
第5節	国民年金保険料の免除	66
第6節	税制措置	66
第7節	市営住宅	69
第8節	ごみ処理	70
第9節	DV相談	71
第5章	事業者支援・経済対策・文化芸術活動支援	73
第1節	経済対策と文化芸術活動支援	73
第2節	福祉関連事業者への支援	84
第3節	バス事業者の運行継続と公的支援検討	91
第6章	教育委員会の取組	92
第1節	突然の休業要請を受けて	92
第2節	子どもの学びを継続的に支援	98
第3節	学校再開への道	100
第4節	再開後の学校園現場の様子	104
第7章	子どもに対する支援	112
第1節	保育所・地域児童育成会・児童館・子ども館	112
第2節	その他の子ども支援事業	121
第8章	市民への広報・情報の取扱	137
第1節	各種媒体による情報発信	137
第2節	風評被害及び人権相談窓口の広報	140
第3節	詐欺・悪質商法防止の啓発	142
第9章	行政機能の維持	143
第1節	職員の勤務体制、制度等	143
第2節	ネットワーク環境の整備	145
第3節	臨時休館を要請した指定管理施設への損失補填	147

目次

第4節	健康福祉部内職員の感染拡大防止の取組	149
第5節	上下水道局内の取組	154
第6節	消防職員の確保	156
第7節	環境部内の取組	156
第8節	選挙管理委員会の取組	157
第10章	市議会の取組	160
第1節	市議会危機対策支援本部の設置	160
第2節	感染症拡大防止を考慮した議会運営	161
第3節	会議及び行事の変更・中止	163
第4節	地域経済・住民生活への支援をめざした取組	164
第11章	市対策本部等の運営	166
第1節	情報共有体制	166
第2節	関係機関との連携	168
第3節	情報発信と啓発	170
第4節	物資備蓄体制	173
おわりに		177
参考		178
	寄附・寄贈	178
	本市における財政措置 ～補正予算の概要～	181

【別添】

(別紙1) 新型コロナウイルス感染症への本市の対応記録

(別紙2) 新型コロナウイルス感染症への本市の対応記録【今後の課題と取組】



はじめに

令和2年（2020年）1月15日に日本国内で初めての新型コロナウイルス感染症患者が確認され、宝塚市では同3月11日に市内で初めての感染者が確認されて以降、数か月にわたり全庁を挙げて感染拡大防止対策に取り組んできました。市民の皆さま、事業者の皆さまのご協力によって、幸いなことに爆発的な感染拡大には至っていませんが、今も続く感染者発生、各所における感染拡大防止対策で市民生活に大きな影響を及ぼしており、感染拡大期に向けた感染拡大防止対策は続いています。

この報告書では、国内で初めての感染が確認された令和2年1月中旬から感染拡大期を経てある程度状況が落ち着いた同6月下旬までの期間において、本市が取り組んだ対応と、得られた成果、見えてきた課題及び今後必要な対応について整理してまとめました。未知のウイルスに対峙する中で、悩んだことや苦勞したことや問題点について現場の職員の声を率直に拾い上げた内容になっています。

今後想定される感染拡大期に向けて、本報告書で振り返りつつ、全庁を挙げた感染症対策につなげていくために、体制の構築や様々な備えに取り組んでいきます。

令和2年（2020年）7月

第1章 本市における状況と対応

第1章 本市における状況と対応

第1節 新型コロナウイルス感染症発生の経緯と対応

日本国内における感染状況

令和元年（2019年）末に中華人民共和国湖北省武漢市で確認された原因不明の肺炎がその後、新型コロナウイルスによるものと判明し、中国国内のその他の地域でも患者が確認されました。日本国内でも初めての患者が発生した1月15日以降、感染者が国内各地で確認され始め、2月1日に国が感染症法による「指定感染症」に指定しました。

その後、2月中旬から日本各地で患者が発生し、2月27日に政府は全国一斉に学校臨時休業を要請し、4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用して兵庫県を含む7都府県に緊急事態宣言を発出しました。兵庫県においては、3月1日に県内1例目となる患者が発生し、その後緊急事態宣言に基づき、外出自粛要請や休業要請等が行われました。新規感染者数が減少していることなどを踏まえ、5月25日には全国の緊急事態宣言が解除されました。

本市における感染状況

3月1日に隣接市の西宮市において兵庫県下で初となる患者が発生し、その後、3月11日に本市初となる感染者が確認されて以降、伊丹市内の福祉施設でのクラスター発生による患者発生、市内医療機関での患者発生など、3月下旬までに最初の感染ピークを迎えました。

その後、4月に入ってから患者発生が続いたものの、感染経路が確認できるケースが多く、新規感染者数は減少傾向に転じました。4月7日の政府の緊急事態宣言から大型連休明けの5月上旬にかけて、断続的に患者発生が続き、本市2度目の感染ピークを迎えたものの、5月9日の48例目の感染確認以降、本市での新たな感染者は1か月半以上確認されない状況が続きました。



第1章 本市における状況と対応

本市の対応

本市では、国内で1例目の感染者が発生した1月15日以降、健康推進室と危機管理室が連携を取りながら情報収集に努め、関連部署と情報共有を図りました。以降も庁内関係部署間での情報共有を図ったほか、ホームページ等で関連情報の市民周知を行いつつ、市民からの問い合わせに対応を行いました。

2月17日からは「宝塚市新型コロナウイルス感染症連絡会議」を設置し、感染症に対する体制強化を図り、大阪府で1例目の感染者が発生したことを受け警戒レベルを高めた「宝塚市新型コロナウイルス感染症危機警戒本部」を2月28日に設置して主催行事の中止判断決定などの対応に当たりました。3月1日には、隣接市である西宮市で兵庫県下1例目の患者発生を受け、「宝塚市新型コロナウイルス感染症危機対策本部」に体制を強化し、あらゆる感染症対策について協議し、できる限りの対応に当たりました。さらに、4月7日に兵庫県を含む7都府県に緊急事態宣言が発出されたことに伴い、新型インフルエンザ特措法に基づく「宝塚市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、さらなる連携強化と情報発信に努め、市民へ感染症予防を呼び掛けました。



県が行う検査体制、医療体制などへの協力

市独自の保健所が設置されていない本市では、兵庫県宝塚健康福祉事務所（以下「保健所」という。）と連携しながら対応に当たり、保健所の要請に応じて、市立病院に帰国者・接触者外来や発熱外来の開設、感染疑い患者の救急搬送や移送、保健師の派遣、医療の体制整備などに協力しました。

市民からの相談については、保健所に設置された帰国者・接触者相談センター、兵庫県コー

第1章 本市における状況と対応

ルセンターが窓口となっており、市立健康センターにも不安を感じる市民からの問い合わせが数多く寄せられました。行政検査の決定や濃厚接触者の調査等は保健所が行っており、本市は県が公表する患者発生状況について速やかに情報提供し、感染予防に関する啓発を行うことに努めました。また、市長から県に対して、3月18日、4月14日に、検査体制の拡充等についての要望を行いました。



第1章 本市における状況と対応

第2節 時系列でみる日本国内と宝塚市の状況

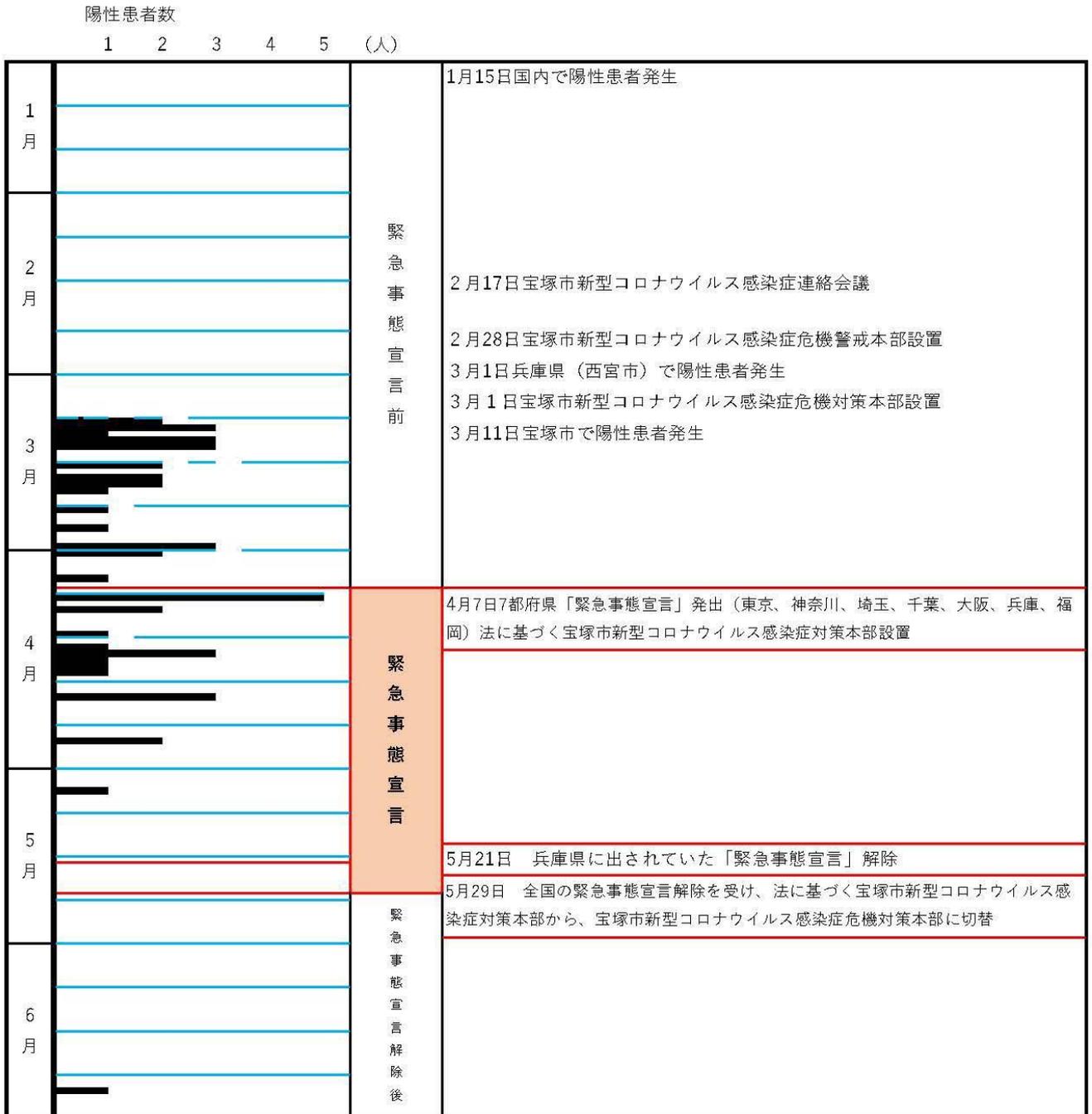
本市の状況	日本国内の状況
1月27日 幹部会議で健康福祉部、消防本部、危機管理監から状況報告	1月6日 「中国武漢で原因不明の肺炎」厚労省が注意喚起
1月31日 総括課長会で健康推進課、総合防災課から情報提供	1月15日 日本で一例目の感染者発生
2月3日 月曜会で健康福祉部、危機管理監から情報提供	1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
2月10日 月曜会で危機管理監から情報提供	2月1日 14日以前に湖北省滞在歴のある外国人、中国旅券所持外国人の入国拒否
2月17日 第1回宝塚市新型コロナウイルス感染症連絡会議設置・開催	2月3日 横浜港にダイヤモンドプリンセス号入港
2月25日 第2回宝塚市新型コロナウイルス感染症連絡会議開催	2月7日 指定感染症指定
2月28日 第1回宝塚市新型コロナウイルス感染症危機警戒本部設置会議開催	2月27日 首相による学校園休業要請
3月1日 宝塚市新型コロナウイルス感染症危機対策本部設置	3月11日 WHO「パンデミック（世界的な大流行）とみなせる」と表明
3月2日 第1回宝塚市新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議開催	3月14日 新型インフルエンザ等対策特措法の一部改正が施行
3月2日 市長、県健康福祉事務所長、医師会長等による懇談	3月19日 専門家会議「オーバーシュート懸念・3密を避ける」
3月2日 第2回宝塚市新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議開催	3月21日 国内感染者数1,000人超
3月9日 第3回宝塚市新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議開催	3月24日 東京2020オリンピックの延期決定
3月11日 第4回宝塚市新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議開催 患者2名発生（死亡1名）	3月26日 特措法に基づく政府対策本部開催
3月12日 第5回宝塚市新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議開催 患者3名発生 累計5名	3月31日 国内感染者数2,000人超
3月13日 患者1名発生 累計6名	
3月14日 患者3名発生 累計9名（死亡1名 累計2名）	
3月15日 患者3名発生 累計12名（死亡1名 累計3名）	
3月18日 患者2名発生 累計14名	
3月20日 患者2名発生 累計16名	
3月21日 患者2名発生 累計18名（死亡1名 累計4名）	
3月22日 患者1名発生 累計19名	
3月23日 第6回宝塚市新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議開催	
3月25日 患者1名発生 累計20名	
3月26日 第7回宝塚市新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議開催	
3月28日 患者1名発生 累計21名	
3月31日 患者3名発生 累計24名	

第1章 本市における状況と対応

本市の状況	日本国内の状況
4月1日 第8回宝塚市新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議開催	4月1日 専門家会議「状況分析・医療供給体制の強化を提言」
4月1日 患者2名発生 累計26名	4月3日 国内感染者数3,000人超
4月2日 第9回宝塚市新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議開催	4月6日 国内感染者数4,000人超
4月5日 患者1名発生 累計27名	4月7日 兵庫県を含む7都府県を対象区域とした緊急事態宣言を政府が発出
4月6日 第10回宝塚市新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議開催	4月9日 国内感染者数5,000人超
4月7日 特措法に基づく「緊急事態宣言」発出 有効期間 4月7日～5月6日	4月13日 兵庫県が休業・使用制限を要請
4月7日 宝塚市新型コロナウイルス感染症対策本部設置	4月16日 政府が緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大
4月8日 第1回宝塚市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催	4月18日 国内感染者数1万人超
4月9日 患者5名発生 累計32名	4月20日 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の変更閣議決定
4月10日 患者2名発生 累計34名	4月22日 専門家会議「接触8割減への提言」
4月13日 第2回宝塚市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催	4月28日 休業要請支援金申請受付開始
4月14日 患者1名発生 累計35名	4月30日 10万円特別定額給付金の補正予算成立
4月16日 患者1名発生 累計36名	5月1日 専門家会議「新しい生活様式の提案」
4月17日 第3回宝塚市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催	全国知事会9月入学議論
4月17日 患者3名発生 累計39名	5月4日 政府緊急事態宣言を5月末まで延長
4月18日 患者1名発生 累計40名	5月5日 大阪府が独自の指標「大阪モデル」の公表
4月19日 患者1名発生 累計41名	5月14日 39府県緊急事態宣言の解除
4月20日 患者1名発生 累計42名	5月15日 兵庫県等の休業要請を一部解除
4月24日 第4回宝塚市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催	5月18日 1～3月期のGDP年3.4%減を発表
4月24日 患者3名発生 累計45名	5月20日 夏の甲子園中止決定
4月27日 第5回宝塚市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催	5月21日 兵庫県を含む近畿3府県の緊急事態宣言解除
5月1日 患者2名発生 累計47名	5月25日 緊急事態宣言全面解除
5月4日 特措法に基づく「緊急事態宣言」が5月31日まで延長	5月26日 兵庫県6月1日よりすべての業種で休業要請解除を表明
5月7日 第6回宝塚市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催	5月27日 過去最大となるコロナ2次補正を閣議決定
5月9日 患者1名発生 累計48名	6月2日 東京都で初の「東京アラート」
5月15日 第7回宝塚市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催	6月19日 都道府県をまたぐ移動の自粛要請を全国で緩和
5月18日 第8回宝塚市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催	6月28日 世界の感染者1,000万人超
5月21日 特措法に基づく「緊急事態宣言」が解除	6月29日 世界の死者50万人超
5月22日 第9回宝塚市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催	
5月29日 「緊急事態宣言」が解除されたことに伴い、特措法に基づく対策本部を廃止し、市危機管理指針に基づく危機対策本部で対応	
5月29日 第11回宝塚市新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議開催	
6月19日 第12回宝塚市新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議開催	
6月26日 患者1名発生 累計49名	

第1章 本市における状況と対応

第3節 宝塚市における陽性患者の発生状況図



第1章 本市における状況と対応

第4節 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応を通じた地方創生を図ることを目的に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が国において創設されました。

○国補正予算額及び交付限度額

補正名	予算総額	内訳	配分額	交付限度額	内示日
第1次	1兆円	地方単独事業分 (補助率 10/10)	約 7,000 億円	485,363 千円	R2.5.1
		国事業地方負担分	約 3,000 億円	別途内示	未定
第2次	2兆円	地方単独事業分 (補助率 10/10)	2兆円 (*1)	1,277,388 千円 (*2)	R2.6.24

(内訳)

1,762,751 千円

*1：家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分 1兆円

+ 「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分 1兆円

*2：家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分 623,929 千円

+ 「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分 653,459 千円

第1章 本市における状況と対応

○交付限度額の算定基準及び用途

補正名	交付限度額の算定基準	使 途
第1次	人口、財政力（指数）、新型コロナウイルス感染状況（特定警戒都道府県内）など	① 新型コロナウイルス感染症に対する対応（感染拡大の防止・医療提供体制の整備） ② 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済や住民生活の支援等
第2次	① 人口、財政力（指数）、新型コロナウイルス感染状況（特定警戒都道府県内）、事業所数など	① 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応
	② 人口（年少者及び高齢者割合、密度）、財政力（指数）など	② 「新しい生活様式」を踏まえた地域の活性化等への対応

【交付対象外経費】

- ・ 地方公共団体職員の人件費（感染症対応のための体制拡充、雇い止め、内定取消者等一時的な雇用は除く）
- ・ 用地費
- ・ 貸付金、保証金（利子補給金・信用保証料補助は除く）
- ・ 基金への積立（利子補給金・信用保証料補助など一定の要件を満たすものを除く）
- ・ 事業者等への損失補償（施設使用、催物開催の制限等の要請に伴い生じる補償）
- ・ 感染症対応と関連しない施設整備（ハード整備）

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

現時点では市内で第二次申請分（7月13日現在未申請）まで取りまとめましたが、今後、第一次申請分を含め、各事業の執行状況によっては地方創生臨時交付金充当額が交付限度額を下回る可能性があるため、交付限度額満額まで充当できるよう調整します。

第1章 本市における状況と対応

主な取組

緊急事態宣言中

5月21日 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（第一次地方単独事業分）を県に提出。（国からのR2.5.1付通知に基づき、3日間かけて庁内要望を取りまとめ、2～3日で庁内査定を行いました。）

緊急事態宣言解除後

6月24日 国から第二次交付限度額が示されたため、第二次申請に向けて庁内照会及び庁内査定を行いました。（第二次申請県提出締め切り日（後期）は9月17日）

第2章 感染者対応と感染拡大防止

第1節 宝塚市立病院

○帰国者・接触者外来の設置

宝塚市立病院（以下、「市立病院」という。）では、保健所からの要請を受け、院内に帰国者・接触者外来を設置して、保健所から紹介された患者を問診し、胸部レントゲン、CT検査を行った結果、新型コロナウイルス感染の疑いがあると判断した患者について、PCR検査のための検体採取を行い、その結果を患者に説明してきました。

○総合内科2（発熱外来）の設置

4月に入り、市立病院で通常時に開設している総合内科外来を受診する発熱症状のある患者が増加しました。そこで、発熱症状により新型コロナウイルス感染が疑われる患者と一般患者や医療関係者との接触を避けるため、発熱症状のある患者を専門に診察する総合内科2（発熱外来）を4月13日付で救急外来の一角に設置しました。

また、陽性患者が増加する中、保健所から市へ協力要請があり、宝塚市医師会の医師による総合内科2（発熱外来）への協力体制について、健康福祉部とともに調整を行いました。

○新型コロナウイルス感染患者専用病棟を開設

新型コロナウイルス陽性患者の入院に際して、当初は陰圧対応を完備した個室を準備し、4月13日から重症患者1名、中等症患者1名の2名の患者を受入れました。その後、県内で陽性患者が増加してきたことから、再度、県から陽性患者の入院受入数増加の要請がありました。

市立病院では、陰圧対応を完備した個室は各病棟に点在しており、それぞれの個室で受入れを行うと、多数の医療関係者が対応に当たることとなり、院内感染のリスクが高いことや、必ずしも陰圧対応の個室でなくても受入れが可能であることが判明してきたことから、救急医療センターを重症1床、軽症5床の計6床の新型コロナウイルス感染患者専用病棟に

第2章 感染者対応と感染拡大防止

転用し、当該病棟で医療に従事する医師を救急科の一部の医師に限定するとともに、専任の看護師が患者をケアする体制とすることで、院内感染リスクを軽減させました。

4月中旬から上記病棟を開設することを目指し準備していましたが、一般病棟に勤務する看護師が新型コロナウイルスに家族内感染したことが判明し、当該看護師と接触のあった看護師を自宅待機としたことなどにより、多くの看護師が勤務できない状態となったことから、開設を5月の連休後まで延期せざるを得なくなりました。

○感染防護具の調達

マスク

新型コロナウイルス感染防止の需要の高まり等の影響で、業者から購入している職員用サージカルマスクの納品が制限されることが判明したため、在庫不足のリスクに対応すべく、必要量を確保できるよう業者と交渉するとともに、感染拡大に備えて院内での使用枚数に制限をかけることで、できる限り在庫を維持するよう努めました。

なお、N95マスクは、通常時の使用は少なく、在庫も少数であることから、必要量の確保が難しい状況であったため、厚生労働省より示された基準に基づき再利用することとしました。

その後、企業様からN95マスクを5,000枚ご寄附いただきました。その運用方法を検討する中で、当院の医療従事者の多くは、Sサイズでなければ気密を確保できないことが判明したことから、装着テストにより職員が使用するサイズを厳密に管理し、Sサイズの使用量を抑えるよう運用しています。

なお、寄附いただいたN95マスクのうち、Rサイズの一部については、近隣病院等や必要とされる機関等へ提供し、活用しました。

防護服

防護服は通常時に使用することがなく、在庫も少数であるため、市立健康センターより受領した防護服を再利用しながら使用しました。

現在は、防護服から医療用長袖ガウンの着用へ運用を変更していますが、第2波に備えるた

第2章 感染者対応と感染拡大防止

め、寄附および県からの配給により在庫を確保するとともに、県の補助金を基に業者へ発注をしています。

医療用長袖ガウンの確保

医療用長袖ガウンは、通常時も感染防止のために日々使用していますが、新型コロナウイルス感染防止のために全世界での需要が高まるとともに、中国での感染拡大に伴う工場の操業停止等により、市場での流通がなくなり、業者からの納品が停止しました。このため、緊急的な対応として、4月20日の市長定例記者会見で、レインコートの防護具への転用に向けた寄附の呼びかけを行ったところ、新聞やテレビ等で取り上げられたこともあり、市民の皆さまを始め全国の方々や企業様等から5月中旬までに6,000枚を超えるレインコート等の寄附をいただき、院内での使用および関係機関への配布に、約2,800枚を活用しました。

現在は、寄附、県からの配給および代替品の調達により、約半年分の医療用長袖ガウンを確保しています。

その他の感染防護具等の確保

その他には、ゴーグル、フェイスシールド、非滅菌手袋、滅菌手袋、滅菌ガウン、消毒用アルコールなどがあります。これらの医療用物資についても、物流が不安定な状況にありますが、代替品の確保等により、在庫を確保している状況です。

県を通じた国からの医療用物資の提供体制の構築

3月9日以降、県から感染防護に係る医療用物資の在庫照会が不定期にあり、サージカルマスク、N95（KN95）マスク、フェイスシールド、防護服および医療用長袖ガウンの配給がありました。6月からは国が運用するシステムに移行し、週次で在庫共有を行っています。そのうち、サージカルマスク、N95マスク、フェイスシールドおよび医療用長袖ガウンについては、緊急配送の提供体制が構築されています。

第2章 感染者対応と感染拡大防止

課題検証

○配置する人材の不足

4月中頃に病棟勤務の看護師が新型コロナウイルスの家族内感染を発症しましたが、他の職員や患者への感染拡大はありませんでした。幸い、これまで院内感染を発生させることなく、新型コロナウイルス関連業務に対応してきましたが、それは多くの職員の協力による応援態勢が取れたことによるものです。今後、第2波が到来した場合を想定して、ウィズコロナに備えた感染対策の人員配置強化が必要と考えていますが、通常の診療と兼務で新型コロナウイルス関連の業務に従事するには限界があり、また、感染に関する専門的な資格を有する看護師等を新たに確保することも難しい状況です。

○PCR 検査の結果判明に要する時間

市立病院は、二次救急を担当する医療機関として救急患者を受入れています。肺炎等で救急搬送された患者の新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合、院内感染を防止するため、陽性患者と同様の対応をせざるを得ません。

感染の有無を確定させるためには、保健所に要請してPCR検査を実施する必要がありますが、現状では検査の結果が判明するまでに数日を要することがあります。

今後、感染が拡大し陽性患者が増加した場合、市立病院での入院受入れの人数も増加することが予想されることから、PCR検査の結果判明までの時間短縮が望まれます。

○PCR 検査増加に向けた検体採取

先述のとおり、市立病院では、保健所からの要請を受け、PCR検査のための検体採取を行っていますが、今後、PCR検査数が拡大される方針ですので、市立病院以外でも検体採取を行う体制を早急に確保する必要があります。

第2章 感染者対応と感染拡大防止

○総合内科2(発熱外来)での対応

総合内科2(発熱外来)は、救急外来の一角に設置し、一診制で診察してきましたが、今後、患者が増加した際は、二診制への拡充を検討する必要があります。しかし、対応する医師の確保の問題とともに、診察室の設置のために、救急外来の診察スペースを更に削減することになるため、救急患者の受入れを一部制限せざるを得ないという問題が生じます。そのため、市立病院だけでなく、市内の他医療機関においても、発熱症状のある患者の診療体制をできる限り確保していただく必要があります。

○救急医療センターでの陽性患者受入れ対応の課題

救急医療センターが新型コロナウイルス感染患者専用病棟となる場合、救急科の医師の一部が専従となり、HCU(高度治療室)8床が閉鎖となるため、救急患者の受入れを制限せざるを得ない状況が想定されます。

断らない救急の実践と新型コロナウイルス患者の受入れのバランスは非常に難しい課題です。

○医業収益の減収

新型コロナウイルスへの感染を危惧した医療機関への受診控えから、3月以降、全国の医療機関で入院外来とも患者数が大きく減少しており、減収となっています。また、新型コロナウイルス陽性患者受入れ病院は専用病床を確保することから、一般病棟への患者入院を制限しているため、更なる減収となっており、市立病院においても同様の結果となっています。

入院外来の患者数は5月が最も少ない状況でしたが、通常レベルまで患者数が回復するのは、厳しい状況です。

今後も陽性患者の受入れは継続して行う一方で、費用においては、材料の高騰および需要の急増による価格改定が避けられないため、医業収益の悪化は続くものと考えざるを得ません。そして、減収が長期化すると、病院経営に多大な影響を及ぼすこととなります。

第2章 感染者対応と感染拡大防止

○特別減収対策企業債発行に伴う償還財源

患者数の減少に伴う医業収益の減収に対しては、特別減収対策企業債を発行することで、今年度減収分の運営資金を確保することができますが、その後発生する元金償還について、国等の補填方策は示されておらず、元金償還財源の確保が病院経営の課題となります。

※第3章第11節「国会議員に対する公立病院への支援制度の創設について要望」参照

主な取組

緊急事態宣言前（1月15日国内で1例目の患者が発生～4月6日）

2月4日 第1回院内新型コロナウイルス対策会議開催

以後、4月6日までの間に第2回から第8回までの会議を開催

2月13日 帰国者・接触者外来設置

3月11日 重症1名、軽症1名、計2名の入院病床を確保

3月16日 電話再診開始

緊急事態宣言中（4月7日～5月25日全国で解除された日）

敷地内に臨時でユニットハウス2棟を設置

4月10日 第9回院内新型コロナウイルス対策会議開催

以後、5月25日までに第10回から第18回までの会議を開催

4月13日 総合内科2（発熱外来）設置

4月20日 レインコートの寄附受入れ開始

5月11日 救急医療センターを新型コロナウイルス感染患者専用病棟に転用

第2章 感染者対応と感染拡大防止

24床のうち重症1床、軽症5床、計6床を専用病床とし、HCU（高度治療室）8床を含む16床を閉鎖

5月20日 レインコートについて多数寄せられたため寄附受入れを停止

緊急事態宣言解除後（5月26日～6月30日）

6月1日 第19回院内新型コロナウイルス対策会議開催

6月15日 救急医療センター内のコロナ専用病床を3床に縮小し救急医療センターを再開

6月22日 第20回院内新型コロナウイルス対策会議開催

第2節 福祉関連施設

～感染者対応～

宝塚市立安倉南身体障害者支援センター（指定管理者：宝塚市社会福祉協議会）での対応事例

重度の身体障害者が通所している障害者支援施設の利用者と家族が、新型コロナウイルスに感染したため、施設を一時休止しました。その後、施設での感染拡大防止策の検討を行い、段階的に再開することとしました。

（状況）

令和2年4月8日に利用者1人とその家族1人が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明し、保健所と相談しながら対応しました。まず、施設利用者と職員のリストを保健所へ提供し、感染した利用者が最終的に施設利用した4月3日の翌日から起算し、2週間後となる4月18日までを休止とすることとなりました。

他の利用者と職員は、接触度に応じてPCR検査を行うことになり、自宅待機となりました

第2章 感染者対応と感染拡大防止

が、利用者の在宅での生活を維持するため、緊急でホームヘルパーの手配や家族で対応するなどの調整を行いました。

4月9日には施設内の消毒を行い、市議会、マスコミ、事業所・関係機関へ通知文書やホームページにより施設を休止する旨を公表しました。保健所の調査が進むなかで、自宅待機や障害福祉サービスの利用自粛が不要である人が示されたため、4月13日にはその情報について、利用者に関係機関へ情報提供を行い、障害福祉サービス利用に対する協力依頼を行いました。その後、クラスターに発展することはなく、新たな感染者は発見されなかったため、利用者のグループ分けを行い、1日の利用者数を減らすなどの感染防止強化策を策定したうえで、4月20日には予定どおり再開することができました。

課題

- ◆ 重度の身体障害者が通所している障害者支援施設においては、食事介助、トイレ介助、入浴介助など接触が避けられない支援が多数であることや障害特性によりマスクの着用が困難な人が多いことから、集団感染を防ぐためにはより注意を払わないといけない環境であり、施設職員の負担感が大きくなっています。
- ◆ 障害特性により介助方法に違いがあるため、ホームヘルパーなど普段から関わりのない事業所の障害福祉サービスを利用することは、利用者^がと事業所のお互いにリスクが高くなるため、障害福祉サービスを利用しにくいということもあります。

評価と総括

- ◆ 施設と市が連携しながら、保健所の指示のもと、事業を休止し、集団感染を防ぐことができましたが、利用者が自宅待機をしている間は障害福祉サービスを利用せず、家族で対応していた事例もあり、突然通所先が無くなることは、利用者とその家族にとって非常に大きな負担となります。施設を休止することなく、事業を継続するためには、日頃からの健康チェックに加え、3密を防ぐ環境整備を徹底することが大切であると感じています。

第2章 感染者対応と感染拡大防止

第3節 消防本部 救急搬送及び移送対応

新型コロナウイルス感染症については、治療法もワクチンも確立されておらず、多くが軽症や無症状で治癒する一方、基礎疾患を持つ患者、高齢の患者では短期間に重症化するリスクの高い特徴を有しています。新型コロナウイルス感染症は指定感染症であることから、患者対応には確実な感染防護策が求められる一方、マスクやディスポーザブル手袋といった感染防護において必須の資器材の供給が追いつかず、全国的に不足する事態となり、平成21年の新型インフルエンザ以降に備蓄していた資器材をもってしても十分な備えとは言えない状態でした。

令和2年3月11日に市内1例目となる患者が発生した際、既に宝塚市境に近い伊丹市内の介護施設グリーンアルスにおいて複数の新型コロナウイルス感染症陽性患者が確認され、クラスターが形成された可能性が報じられて以降、市内の陽性患者は増加の一途をたどっていくことになりました。また、宝塚第一病院については、職員への感染も認められたことにより、診療困難な状況に陥ったことから、救急搬送のみならず、本市の医療体制において大きな制約が余儀なくされました。

救急隊員の活動については、消防庁通知（令和2年2月1日付け消防消第24号・消防救第28号）に基づき、全ての救急事案に対して標準感染予防策で対応するとともに、救急車内の消毒を行い、感染拡大防止策を徹底しましたが、新型コロナウイルス感染症発生前と比べて感染予防策と消毒を入念に実施することは、救急隊員の負担を増加させるとともに、消毒用資器材を含む感染防止対策資器材の多くを消費することとなりました。また、新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者を搬送する際、感染防護を徹底した装備での活動は肉体的にも負担が加わる中、疑いのある患者の受入れについて一時的に制限する（難色を示す）医療機関もあったことから、通常に比べて救急活動は困難を極め、救急隊員の活動におけるストレスは増大し、精神的にも肉体的にも厳しい日々を過ごすこととなりました。加えて、自身が感染源となり、家族や同僚に危険が及ぶのではとの不安を感じる者は多く、新型コロナウイルス感染症の適切な感染予防について理解を進め、組織的な感染予防策を策定することが急務となりました。しかしそのような状況下でありながらも、救急隊員は、新型コロナウイルス対応フローチャートと新型インフルエンザ等対策基本計画を遵守し、その職責を果たし、令和2年6月30日までの間に51名の新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を含む救急搬送を行いました。1名たりとも消防職員が新型コロナウイルス感染症に罹患することはありませんでした。

第2章 感染者対応と感染拡大防止

新型コロナウイルス感染症対応に係る現場救急隊員の不安

「新型コロナウイルス感染症患者の対応をしたことで、自身が感染源となり、持病のある家族、妊娠している妻、子どもに感染させてしまうのではないかと感染してしまったことで、家族が地域で不適切な扱いを受けないだろうか？など、強いストレスを感じた。」

「非常に感染性の高い新型コロナウイルス感染症に対して、感染予防策を徹底したいが、需要の高まりから、サージカルマスクや N95 マスクといった感染防止対策資器材も十分に納入できる状態ではないことに不安を感じた。」

「新型コロナウイルス感染症陽性患者の移送は、遠距離搬送になることが多いため、換気を行い、十分な感染対策を実施しても、患者との距離は近く、常にストレスを感じていた。また、移送を終えても、二次感染を防ぐために観察用資器材や救急車内を徹底的に消毒するため、全ての作業を終えたころには肉体的な疲労とともに、緊張感による精神的な負担を強く感じた。」

上記のほか、新型コロナウイルス感染症発生当初、治療法や病態について不明なことが多いこと、終息の兆しが見えないこと、救急搬送業務以外でも感染拡大防止のために自粛すべきことが多く、日々注意深く生活しなければならないことなど、ストレス過多な救急隊員が多く見受けられました。

課題

感染者対応及び感染拡大防止に関する課題として、下記2点について検証します。

保健所との協定締結

保健所との協議については、宝塚市内に新型コロナウイルス感染症が発生するまでに開始したため、令和2年1月27日には新型コロナウイルス対応フローチャートを作成し、早期に救急隊の活動については調整を行うことができました。

保健所には緊急を要する指定感染症患者を移送する手段がないことから、保健所の移送能力を超える場合は、救急隊が移送を担うこととなり、移送を行う際には事前調整することとして

第2章 感染者対応と感染拡大防止

いましたが、日々多数の陽性患者が市内に発生したことで、綿密な調整が行われないうまま、救急要請として移送の依頼が行われることもありました。移送の際、救急隊員は新型コロナウイルス感染症の陽性が確定している患者に対応することから、応急処置により感染する危険性が非常に高く、また、移送先である感染症指定医療機関は遠方であることが多く、長時間の活動を強いられることとなり、救急隊員の身体的・精神的負担は増すこととなりました。

令和2年6月30日時点では、保健所との協定や覚書の締結には至っていませんが、今後、陽性患者と移送を担当する救急隊員の双方にとって安全な環境を整備するため、早急な協定又は覚書の締結を目指し、保健所と協議を進めることとします。

感染防止対策資器材の備蓄

新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月に中華人民共和国湖北省武漢市において感染が確認されて以降、瞬く間に世界中に感染拡大したことから、当初はその感染経路、感染予防策、消毒方法について具体的かつ明確な情報もなく、救急隊員が新型コロナウイルス感染症の対応を行うためには、必然的に※オーバートリアージを行わねばならない状況でした。結果として、感染対策を徹底するために、サージカルマスクや感染防止衣、ディスポーザブル手袋、消毒薬等を多量に使用することとなり、感染防止対策資器材の備蓄は予想を大きく上回るペースで消費しました。多量に感染防止対策資器材を必要としているのは、他地域においても同様であったことから、注文過多により供給が追いつかず、価格は高騰し、3月から4月にかけては発注を行うも納品が当面見込めない状態となりました。現在は、国内でもサージカルマスク等が生産され、ある程度の価格の適正化と供給量の増加が認められるものの、一部の感染防止対策資器材については、未だに供給の目途が立っていません。新型コロナウイルス感染症の第2波に備え、不足する感染防止対策資器材の補充、職員への感染防止のため、消毒・滅菌用資器材の整備を早急に行わなければなりません。

※最悪の事態を想定して行うトリアージ（治療の優先度を定める）のこと。

第2章 感染者対応と感染拡大防止

<主な取組>

実施時期	対策・取組の内容	ねらい・内容
緊急事態宣言前 (1/15～4/6)	<ul style="list-style-type: none"> ・救急搬送 18 件 (内、移送 9 件) ・1/27 新型コロナウイルス対応フローチャート(第1版)を作成 ・2/5 新型コロナウイルス対応フローチャート(第2版)を作成 ・2/28 救命講習及び講習用資器材の貸出を中止 ・2/28 新型コロナウイルス対応フローチャート(第3版)を作成 ・3/9 新型コロナウイルス対応フローチャート(第4版)を作成 ・3/12 救急ワークステーション研修を中止 ・3/17 新型インフルエンザ等対策基本計画の一部改正 ・4/3 新型コロナウイルス対応フローチャート(第5版)を作成 	<ul style="list-style-type: none"> 陽性 10 件、陰性 4 件、対象外 4 件 ・保健所及び関係課との連携強化により感染拡大防止を図るため ・適切な傷病者対応を行うため ・講習により市民への感染拡大を防止するため ・適切な傷病者対応を行うため ・適切な傷病者対応を行うため ・市内の救急体制の確保及び救急需要に対応するため ・新型インフルエンザのみならず、様々な指定感染症に対応するため ・適切な傷病者対応を行うため
緊急事態宣言中 (4/7～5/25)	<ul style="list-style-type: none"> ・救急搬送 23 件 (内、移送 4 件) ・5/1 救急隊が移送した際の感染性廃棄物の処理に関して、保健所の契約内容を変更 ・5/11 新型コロナウイルス対応フローチャート(第6版)を作成 ・4/28 「心肺停止の新型コロナウイルス感染症患者及び新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者に係る消防機関における対応について」(令和2年4月27日付け消防救第109号消防庁救急企画室長通知)により、心肺停止事案出動時の感染防止対策を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 陽性 4 件、陰性 15 件、対象外 4 件 ・感染性廃棄物の適正処理のため ・適切な傷病者対応を行うため ・適切な傷病者対応を行うため

第2章 感染者対応と感染拡大防止

緊急事態宣言解除後 (5/26～6/30)	・救急搬送 10 件（内、移送 0 件） ・5/29 新型コロナウイルス対応フローチャート(第7版)を作成	陽性 0 件、陰性 7 件、対象外 3 件 ・適切な傷病者対応を行うため
--------------------------	--	---

(1) 所感 ～西消防署～

新型コロナウイルス感染症患者（疑いを含む）の対応は、肉体的また精神的に負担が大きいものでした。今回、新たに発生した新型コロナウイルスという、未知のウイルスに対応していくなかで、感じたことを報告します。

感染防止について

当初、新型コロナウイルスは連日メディアやインターネットを通じて様々な情報が配信されており、何が本当の情報であるのかと悩みながら、新型コロナウイルス対応フローチャートを遵守した活動を行いました。新型コロナウイルスは我々にとっても、当然未知の脅威であり、陽性患者移送時は全身一体型感染防止衣（以下「タイベック」という。）を装備することで、心身にかかる負担は更に大きなものでした。タイベックは一度着ると、活動が長期化する中で水分補給やトイレに行くといったことが出来ず、消毒が完了するまで脱ぐこともできません。また、普段装備している感染防止衣とは異なり、息苦しく、ゴーグルを長時間装備することによる曇りが原因で視界不良が発生しました。運転者は、普段から注意を払って走行していますが、一層注意が必要となりました。さらに、病院交渉時や情報収集に利用しているタブレット操作も、タイベック専用のディスプレイ手袋により画面が反応せずタッチペンでの操作を余儀なくされるものでした。

保健所と医療機関選定について

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、保健所との連絡を密にしなければなりません。感染者の増加に伴い保健所への連絡に支障をきたすこともあり、やむを得ず現場付近で待機するなど、迅速な搬送ができないもどかしさを感じることもありました。また、新型コロナウイルス感染症が疑われる際、保健所に連絡するも「感染の可能性が低いため、近隣

第2章 感染者対応と感染拡大防止

の医療機関へ搬送してください。」と回答されました。近隣医療機関へ保健所からの回答を踏まえた上で搬送依頼をするも「感染の疑いがある。」との理由で搬送できず、現場で1時間以上病院交渉に手間取ることもありました。本来救急隊は迅速に患者を医療機関へ搬送することが目的であるにもかかわらず、医療機関収容までに時間を要したことは、現場活動をしていく中で今後解決していかなければならない、困難な課題であると感じました。

(2) 所感 ～東消防署～

感染リスクへの不安

職員の中には自身が感染する不安より、家族や職場同僚への二次感染を心配する声が多く聞かれました。特に小さい子どもや高齢者と同居している職員には不安が強く、自分から家族、家族から学校や保育園に波及するかもしれないという怖さから、一定期間家族と離れて暮らすことを選択した職員もいます。また職務上、新型コロナウイルス感染患者との接触を疑われ、知人から避けられていると感じたり、地域で不適切な扱いを受けないか、風評被害の渦中に巻き込まれないかの不安があります。

感染防止用資器材への不安

感染拡大初期の新型コロナウイルス陽性確定患者を搬送する際、もしくは疑いが強い場合にN95マスクを使用していましたが、当市での患者数が増加傾向となり、また無症状の感染者が多く報告されていたことから、内因性傷病者との接触にはN95マスクを使用する頻度が多くなりました。N95マスクを含む感染防止資器材が枯渇しており、適切な消毒を実施することで再利用を可能としていますが、「感染防止性能が低下するのではないか。」「汗や皮脂などにより汚れが気になる。」といった意見が聞かれました。また、通常はサージカルマスクでも感染防止できるものとの認識ですが、空気感染の可能性が指摘されるなど、実際に現場対応する職員としてはN95マスクを使用したいと考えており、資器材不足の現状が一刻も早く改善することができれば心理的な負担を軽減できるのではないかと考えます。

第2章 感染者対応と感染拡大防止

搬送中の感染防止対策

新型コロナウイルス陽性患者の移送は近隣市のほか加古川市や丹波市など遠方になることも多く、前後の空間をカーテンで遮断し搬送にあたっていますが、後部座席のみでは小さな窓が一つしかなく、換気が十分にできているのか不安に感じています。また寒さが厳しい時期に高速道路を走行することになり、患者が寒さを訴える場合は、小さな窓でさえ全開にできないもどかしさがあり、特に感染者と近距離で接触する隊員は自身も感染する不安を強く感じました。

保健所との関係、収容先の確保

長距離搬送し、帰所してからも消毒に時間を要するため、長時間救急車を出動不能にしないといけません。「移送」のために「救急」を長時間止めておくのは本来の救急業務の趣旨から逸脱しているのではないかと感じます。そもそも酸素投与が必要な患者や、自力歩行不能であれば救急車で搬送もやむを得ませんが、歩行可能で発熱以外の症状がない感染者を救急車で搬送する必要があるのか疑問を感じています。

収容先の確保について、医療機関は濃厚接触者の定義にかかわらず、発熱の有無で受入れの可否を決定する傾向も散見されるなど、救急隊としては新型コロナウイルスか否かを鑑別することが困難であり、受入交渉が難しくなっています。特に緊急性が高い心肺停止事案においても受入れ先が確保できないのではないかと不安があります。また、新型コロナウイルス感染症を疑う要件に該当する患者であっても、PCR検査を実施する要件に該当しない場合があり、救急隊員は保健所の対応について市民から厳しい意見を受けることも経験しました。

活動全般

防護服を着用しての活動には不慣れで、また、脱衣時のガウンテクニックにも不安が残ります。また帰所後の徹底した消毒作業は1時間以上の時間を費やしており、準備から終了までの時間が長く、感染の不安感からも事案終了後は疲弊します。

これまでにない全国的に蔓延した新種のウイルスのため、フローチャートや対応方法が県通知で何度も変更され、保健所の電話番号も市民が相談するものと同じ回線になったことで、ス

第2章 感染者対応と感染拡大防止

ムーズな活動ができなくなったと感じます。

市民の不安感も強く、微熱であってもPCR検査が実施可能な病院への搬送を希望され、苦慮する場面が多々ありました。感染防止対策について、見直す機会となり、これまで以上に感染経路や消毒方法を考えるようになりました。

第3章 感染予防への取組

第1節 健康福祉部内の取組

～感染拡大防止～

各施設の休館状況

○市総合福祉センター

3月12日から5月31日まで閉館としました。6月1日からは一部利用制限を行いながら開館し、6月15日からは利用制限を解除しました。

○市立老人福祉センター

3月12日から5月31日まで閉館としました。6月1日からは一部利用制限を行いながら開館し、6月15日からは利用制限を解除しました。

○市立養護老人ホーム福寿荘

閉鎖は行わず、マスク着用・消毒を徹底するなど、感染防止対策を行いながら運営しました。

地域活動の中止と再開

○地域の居場所（サロンなど）の開催中止について

3月中旬から、市内各所で行われている、サロン活動などが開催できない状態になり、高齢者の交流の場であるサロンなどに参加されていた方の見守りも困難となりました。「地域の居場所」の中止、休止は、高齢者が※フレイル状態になったり、認知症の悪化が懸念されたことから、家庭でも簡単にできる体操を、YouTube や、J:COM を通じ放映し、フレイル予防を呼び掛けました。

※フレイルとは、体力や気力の余力が減り、心や体、社会的な機能が低下した状態のこと。

○地域の居場所（サロンなど）の再開

緊急事態宣言後、集いの場の再開を希望される団体から再開に向けたマニュアルが必要だと

第3章 感染予防への取組

いう声が出るなか、新型コロナウイルス感染症は依然未知な部分があり、確定的なマニュアルを発行する事は難しく、県などが作成したマニュアルを参考に配慮したうえでの実施を呼びかけました。

各種イベント、講座の中止、延期など

通年開催している市主催のイベントについては、緊急事態宣言を受け、対策本部より示された『イベントの催行について』の基本的な考え方を参照し、感染拡大防止を最優先に考えつつ対象者や趣旨に応じて個別に判断することとしました。

○エイジフレンドリーシティイベント「縁フェス」の延期（2月29日開催予定）

お互いさまのまちづくり縁卓会議のメンバーが主になり、事業所や行政が協働で「お互いさま」の取組を発表、啓発、交流するイベント「縁フェス」の準備を進めていましたが延期を決定しました。（2月25日）

○高齢者学習事業「づか塾」の中止（2月29日、3月14日、21日開催予定）

高齢者の集まる講座であるため、中止を決定しました。地域デビューにつなげる最後の授業が行えなかったため、8月1日に補講を行いました。

○民生委員・児童委員活動については6月に厚生労働大臣特別表彰伝達式を予定していましたが、開催日を8月5日に延期しました。

○保護司会活動については5月21日「社会を明るくする運動パレード」や7月2日「街頭啓発活動」を中止しました。

課題

- ◆ 各種イベントの開催の是非については、市の意思決定の前段として、実行委員会等関係団体の意向との調整が必要となり、中止を決定する時期を含めて判断に迷うケースが多くありました。

第3章 感染予防への取組

- ◆ 各種イベントの中止や、延期を決定する明確な判断基準が定まらず、他のイベントの開催状況などを参考に決定しました。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症予防のため、ICTによる情報発信を行うものの、高齢者の多くはICTの環境よりも、紙媒体での情報発信が有効な状況です。平時から、ICTの推進のための講座などを行う必要性を感じました。
- ◆ 民生委員・児童委員活動において、チラシ等の配布について住民から感染リスクを懸念する声があがりました。また、民生委員・児童委員からも感染リスクから活動に対する不安に関する相談を受けるケースもありました。

評価と総括

- ◆ 今後、新型コロナウイルス感染症との共存を視野にいれた生活様式が構築される中で、従来のイベントや会議のあり方を見直していく必要が出てきています。イベントや会議の必要性や趣旨に応じて、改めて準備や開催の方法を検討することが求められています。
- ◆ 「新しい生活様式」における、見守り活動団体等によるサロン活動の活性化については、オンライン交流といった交流形態を普及、定着させていく必要があります。交流のオンライン化の定着には、情報機器の普及促進とあわせて、活用講習会や、交流体験会など、少しずつでも定着に向けた取組が必要です。

保健事業の中止と再開

感染拡大防止のため、健康センターで実施する様々な健康診査を中止しました。特定健診、後期高齢者健診、がん検診、健康ドックは、緊急事態宣言解除後に順次再開しましたが、乳幼児健診については実施方法を大幅に変更する必要がありました。

乳幼児健診は、中止期間中、アンケート調査により必要な方に保健師による電話や家庭訪問、健康センターにおいて小児科医師による相談会を実施するなど個別に相談を行いました。

その後、宝塚市医師会、宝塚市歯科医師会、宝塚市助産師会の協力を得て、4か月児健診は6月から、10か月児健診は7月から市内小児科医療機関で個別健診として、1歳6か月児健診と3歳児健診は6月から実施回数を増やして完全予約制・少人数制の集団健診として

第3章 感染予防への取組

健康センターで、歯科健診は7月から市内歯科医療機関で個別健診として再開しました。

なお、休日応急診療所事業、休日歯科応急診療所事業、^{がい}障害者(児)歯科診療事業については、感染予防に特に注意して事業を継続しました。

マスクの個別配布

新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが懸念される、人工透析患者や妊婦向けに個別にサージカルマスクを、一人当たり20枚ずつ郵送しました。

○個別配布（郵送）	5月12日～29日
妊婦	1,015人分 20,300枚
人工透析患者	342人分 6,840枚

○妊婦への配布については、ひと箱50枚単位のマスクの箱を開封し、市職員の手で衛生面に十分配慮しながら20枚ごとに分解し、再梱包の上、個別郵送しました。国から配布される布マスクについては、5月29日に1,014人、6月30日に921人の妊婦に対して2枚ずつ個別郵送しました。



医療的ケア児に対するマスク・消毒液の配布

日常的に人工呼吸器や経管栄養などの医療的ケアを必要とする児童においては、基礎疾患や様々な合併症により感染症の感染予防に取り組む必要があり、各種衛生用品が入手しにくい状況を踏まえて、国や県から提供された消毒液やマスクの配布を行いました。

4月に人工呼吸器と気管切開の児童12人に対し消毒液を配布しました。その後、4月の対象者に経管栄養の児童8人を加えた20人に対して、5月にマスク、6月に消毒液を個別配布しました。

第3章 感染予防への取組

市民サービス対応

今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厚生労働省及び県より市民サービスの取扱いに関する通知文が発出されました。これらの通知を受け、障害者手帳の更新に必要な診断書等の提出の猶予や、希望者には各種申請を郵送対応にて受け付ける措置について、市ホームページに掲載すること等により市民に周知しました。

健康福祉部窓口の対応

健康福祉部の各窓口では、カウンターに透明仕切り板の設置や、待合い椅子の間隔を広げるなど、各窓口の状況に合わせ、感染予防の取組を行いました。

課題

- ◆ 国や県から提供を受けた衛生用品は速やかに配布する必要があったため、マスクについては即時に郵送で配布しましたが、消毒液は容量が大きく、郵送にかかる予算が足りなかったことから、職員がそれぞれの自宅を訪問するという方法で配布を行いました。
- ◆ マスク、消毒液など、用品の数量が限定されていたため、医療的ケア児のなかでも条件を絞らざるを得なかったことと、児童に対する配布であったため、医療的ケアを必要とする^{がい}障害者は対象とすることができませんでした。

評価と総括

- ◆ 健康センターでは、感染症対策と並行して、健康危機における通常業務の重要性を意識しながら、保健事業の中止・再開を検討してきました。保健事業については、再び感染が拡大したときに再度中止となる可能性があります。特に乳幼児健診は適切な時期に行う必要があるため、常に密にならない方法で感染予防対策を徹底し、実施体制を継続する必要があります。
- ◆ 消毒液については、手渡しすることでそれぞれの状況を確認することができ、「必需品であるため、配布していただければ助かる。」との感想をいただくなど、効果があった

第3章 感染予防への取組

と感じました。ただし、今回の対象者は医療的ケアを必要とする^{がい}障害児の中でも限定されていたため、これらの衛生用品を必要としている^{がい}障害児者は、まだまだ多く存在していたと考えています。

- ◆ 医療的ケアを必要とする人の把握とともに支援する仕組みを構築する必要があると感じました。

第2節 市庁舎「庁舎内で感染を起こさないために」

○感染防止のための消毒・除菌の取組

市庁舎の外部からの出入り口5か所にはアルコール消毒液、トイレには備え付けの手洗い用石けん水とは別に濃度の濃い石けん水を設置、市庁舎の手すり等の共用部分の設備については塩素系の消毒液で1日2回除菌作業を行うなど、消毒・除菌を推進することで、庁舎内で感染を起こさないよう取組みました。また、市庁舎の出入り口5か所では設置したアルコール消毒液の場所に向けて床面に黄色の矢印を表示したり、庁舎内の全てのトイレの洗面台には手洗い方法のポスターを掲示したりするなどし、庁舎の利用者に消毒・除菌の取組を実践してもらえよう工夫しました。

○3密の防止

普段は通常の執務室として使用していない庁内の会議室等を、電話やコンセント用電源等の増設をすることで、仮執務室として使えるようにし、各執務室の「多数が集まる密集場所」や「間近で会話や発言をする密接場面」を解消するよう取組みました。市民ホールでは各種事務や申請受付等を行っていたため、「密接」を防ぐために、パーテーションの設置を行いました。執務室に限らず、庁舎外の市役所敷地内でも喫煙スペースを一時閉鎖することで、「密集」や「密接」の場所にならないように取組み、再開してからも張紙等で「密」状態の回避を呼びかけました。

第3章 感染予防への取組

また、「換気の悪い密閉空間」を避けるために、市庁舎の空調運転の開始時期を例年より早め、6月1日（昨年は6月10日）から開始し、今夏は感染拡大防止の観点から各執務室において毎時2回以上数分程度の換気の実施を呼びかけて冷房運転を行っています。空調冷房運転開始前において、特に風通しが悪いG階の執務室については、室内の換気を行うためにサーキュレーターの貸出しを行いました。今後も「密閉」を避けるために、節電を意識しつつも感染対策を講じて市庁舎の快適な空調環境を維持し、執務室環境の充実に努めます。

課題検証 「継続して感染予防対策を行うために」

○感染防止のための消毒・除菌体制の取組

アルコール消毒液は、全国的に不足しているため入手に苦慮したことに加え、盗難にあうケースがありました。

○3密の防止

新しく開設した仮執務室や通常の執務室が、今後も3密を回避した状態で使用できるよう執務環境の充実を図り、市民ホール等も活用していきます。

主な取組

緊急事態宣言前

○市庁舎出入口5か所にアルコール消毒液を設置し、その設置場所まで黄色テープを使用した矢印を貼付

○市庁舎内各トイレに、手洗い方法ポスターを掲示

○市庁舎内の手すり、ドアノブ、エレベーターボタンなど共用部を除菌消毒



第3章 感染予防への取組

緊急事態宣言中

- 市庁舎大会議室、2-4・2-5 会議室を仮執務室として使用するにあたり、電話工事を実施し、大会議室にはコンセント用電源も増設
- 市庁舎 GF 執務室にサーキュレーターを貸出
- 市民ホールにパソコン用コンセントやパーテーションを設置
- 市庁舎喫煙所の閉鎖
- 市庁舎内各トイレに、石けん水の設置開始



緊急事態宣言解除後

- 市庁舎喫煙所の使用再開
- 市民ホールへパーテーションを追加配置
- 例年より早く、市庁舎空調冷房運転開始

第3節 人権文化センター及び男女共同参画センターの取組

○休館・閉館措置及びイベント

各人権文化センターや男女共同参画センターでは、3月13日以降に市として休館の方針が示されてからは、5月31日まで休館となっていました。緊急事態宣言解除後の5月25日からは図書室業務が再開され、6月1日には貸館業務が再開されるようになりました。

また、クラスター対策のため、5月末まで各センターで予定されていたイベント等は中止や延期といった対応をとることとなりました。

課題検証

○休館・開館措置

施設利用団体への休館措置の連絡や、休館にともなう施設利用団体への施設使用料の速やかな還付処理の実施及び市民への休館措置の広報媒体による周知が必要です。3月13日に市として休館の方針が示される以前に、施設利用団体から施設使用のキャンセルの申し出があり、還付扱いとするか否かについて難しい判断を求められることがありましたが、総務部の方針として「3月3日から3月31日の施設利用団体のキャンセルについては、施設使用料の全額を返還する」との方向性が示されたことにより、以後の休館期間中に発生した還付事務を円滑に間違いなく速やかに実施することができ、利用者の混乱を未然に防ぐことができたため、今後も迅速に対応するように努めます。

また、休館期間中に休館後の施設利用の予約ができたため、3月13日から5月31日までの4度に亘る延長の休館期間の間に、施設利用されている複数のグループからの申請が多くなされました。これについては、非常事態宣言がなされる中、感染防止対策上、飛沫感染、接触感染の危険が高いため施設利用については、自粛要請がなされるべきと考えたが国等からの方針がなかったため受けざるを得ず、感染者が出た場合の施設管理者の責任を考えた場合、非常に不安を抱えながらの受付事務となりました。

各センターの再開に関しては、図書室業務は返却、貸出のみ実施し、図書室の広さに応じて入室制限、図書室内の滞在時間を10分程度とすることで感染対策を行いました。今後も貸館・自習室等の利用についてはクラスター対策の適切な実施が求められます。

○イベント

定例講座の9月開講に向け各教室の定員を従来の1/2としました。机の配置間隔を1メートルから2メートルとします。マスクの着用、手指消毒の徹底のほか、健康チェックシートの提出を求めて実施しています。

男女共同参画センターでの主催講座は、対人距離を確保し机を配置し、講師の前にアクリル板を設置し、参加者には、健康チェック、マスクの着用、手指消毒をお願いするなどの対応が

第3章 感染予防への取組

必要です。一時保育については、来館時に検温を行い、チェックシートの提出を実施しました。

主な取組

緊急事態宣言前

人権文化センター及び男女共同参画センターの休館（3月13日～）

イベント中止または延期（3月～）

緊急事態宣言中

人権文化センター及び男女共同参画センターの休館

イベント中止または延期

緊急事態宣言解除後

人権文化センター及び男女共同参画センターの休館

イベント中止または延期

図書室業務を5月25日から再開

貸館業務を6月1日から再開を決定

第4節 上下水道局の取組

物資の調達

緊急事態宣言発出前からマスクや手指消毒用アルコール等の感染予防に必要な物資の調達に努めていました。総務課の物資管理担当では流行時からこのような事態に備え、手指消毒アルコール等の物資を各課の窓口に設置するとともに、執務室内のテーブルやドアノブなどに使う

第3章 感染予防への取組

消毒剤も各課に配布を行いました。

発出後は執務室内でも使用頻度がかなり高くなり補充と在庫が追いつかなくなっていました。アルコールの在庫と同じくスプレー容器自体も備蓄がなく、全国的にも品薄状態となるなど手に入れるまでにかなりの時間を要し複数の業者に問合せを行うなど物資の調達にかなり奮闘する毎日でした。在庫が少ない状況でも各課はアルコールでの消毒を行わなければならない、補充を要求されましたが、在庫がない状況であること、全国的にも品薄状態であることを職員に説明し理解を得るようにしてきました。

しかし、いくら奔走しても手に入らず、その間も補充や設置の要求が後を絶たず、各課に理由を説明し理解してもらおうという繰り返しの日々で、調達している側としては、各課に不安を感じさせてしまっているということがすごくつらくて歯がゆい思いがありました。

物資がなく、不安を感じながらの業務となり、各課に迷惑をかけてしまったことや物資を調達している側も本当に不安で仕方がなかったというのが本音です。この先もこれまで以上に職員全員が一丸となり助け合い支え合いながら、このような危機的状況乗り越えていけるよう、物資の管理担当として支えていきたいと思えます。

第5節 公益施設の運営等

○施設の利用制限等

- ・ 市内学校園の臨時休業、国内の感染拡大状況を踏まえ、イベント事業の全てを中止または延期するとともに、児童・生徒の施設利用自粛、更に全ての利用者に対する施設利用の自粛のお願いを順次行いました。
- ・ 市内で感染者が確認されたことを受け、感染拡大防止を徹底するため休館の対応を行いました。
- ・ 緊急事態宣言の解除に伴い、国等が示した感染拡大防止対策に係るガイドライン等を踏まえ、施設利用定員の削減、施設利用者に対するマスクの着用やソーシャルディスタンスの徹底など啓発を強化する等の対策を講じたうえで施設を再開しました。

○施設利用者への対応

- ・ 休館中の施設利用やイベント参加の予約に係る支払い済の利用料やイベント参加料については、全額返金対応を行いました。また、会員サービスの有効期間の延長措置を行いました。
- ・ 休館中であっても、施設事務所に感染防止措置を施したうえで必要最低限のスタッフを配置し、利用料の返金対応や再開後の利用予約、その他施設利用に関する相談などの対応を行いました。

○施設利用者からの要望意見

- ・ 休館当初は、「なぜ休館なのか」、「早く再開してもらわなければ困る」といったご意見を多くいただいていた。
- ・ 緊急事態宣言が発出されてからは、休館へのご理解をいただけていました。
- ・ 感染拡大防止措置を講じたうえでの施設再開にあたっては、施設利用上の制約等についてもご理解とご協力をいただけています。

課題検証

○今後の市の対応

- ・ 今後、感染拡大状況に応じ、再び休館措置が必要となった場合は、その決定について迅速に判断したうえで、施設利用者間の連絡などに要する時間を踏まえ、休館する旨の周知期間を十分に確保することが望ましいです。
- ・ 休館に伴う指定管理者の収入減に係る損失補償の取扱いについて、リスク分担の見直しなど、市として一定の基準を整理しておく必要があります。

○複合的施設における対応

- ・ 公益施設は、店舗、住宅、映画館、他の行政施設が複合的に施設内に設置されています。当該施設内の従業員や利用者に陽性者が確認された場合等における、保健所との連携や施

第3章 感染予防への取組

設共用部の消毒等の処置、住宅入居者や店舗事業者及びその利用者等に対する情報提供などの対応について、施設の管理組合においても対応策を整理したうえで、施設内の各事業者等との連携を図る必要があります。

主な取組

○緊急事態宣言前

- ・ 令和2年3月3日からの市内学校園の休業措置を踏まえ、同日からの児童・生徒の施設利用の自粛についてお願いをいたしました。
- ・ 国内の感染拡大状況を踏まえ、同年3月9日から全ての利用者に対して施設利用の自粛についてお願いをいたしました。
- ・ 同年3月11日に市内において感染者が確認されたため、同日、3月13日から3月31までの期間を休館とすることを決定
- ・ 同年3月26日に市内学校園の再開時期を踏まえ、学校園再開後おおむね2週間経過した同年4月19日まで休館措置の延長を決定

○緊急事態宣言中

- ・ 令和2年4月7日の緊急事態宣言発出に伴い、同年4月8日に緊急事態宣言解除予定日である同年5月6日まで休館措置の延長を決定
- ・ 緊急事態宣言期間延長の方向性を踏まえ、同年4月27日に同年5月31日まで休館措置の延長を決定

○緊急事態宣言解除後

- ・ 令和2年5月21日の緊急事態宣言解除を踏まえ、感染拡大防止対策を講じる準備を要することから、同年6月1日より施設再開を決定

第3章 感染予防への取組

- ・ 感染拡大防止対策のための施設内備品の配置変更など、施設再開に向けた準備作業の実施
- ・ 施設再開について施設利用者への連絡等の情報発信
- ・ 施設利用者に対して施設利用上の感染拡大防止対策の徹底について説明及び啓発の実施

ねらい・内容

- ・ 児童生徒の利用自粛 ⇒ 学校園の休業の趣旨を踏まえ、児童・生徒の施設利用を抑制するため。
- ・ 利用自粛 ⇒ 施設利用者の不要不急の外出による感染拡大を防止するため。
- ・ 休館 ⇒ 施設利用者及び施設スタッフへの感染拡大防止を徹底するため。
- ・ 備品配置変更 ⇒ ソーシャルディスタンスの確保を徹底し感染拡大を防止するため。
- ・ 連絡等情報発信 ⇒ 施設再開を待ち望んでいる利用者に対して、施設再開の情報を迅速に発信するとともに、利用者間で情報を拡散してもらうことにより、感染防止措置を講じつつ施設利用を促進します。
- ・ 説明及び啓発 ⇒ 感染防止措置を講じつつ施設利用を促進します。また、施設外の日常生活においても、一人ひとりに「新しい生活様式」に馴染んでももらうことにより、感染拡大の防止を図りつつ、日常生活を取り戻していただきます。

第6節 公園

緊急事態宣言中

- すみれ防災スピーカーによる公園内の密集・密接自粛のアナウンス開始

第3章 感染予防への取組

市内各所に設置しているすみれ防災スピーカーを活用することで、公園利用者に注意喚起を行いました。

課題検証

防災スピーカーの活用で、公園利用者の3密をある程度回避することができました。

●公園面積2ha以上かつ利用者の多い公園における複合遊具およびグラウンド等の使用禁止

感染リスクを減らすため、間接的な接触や密集・密接を避けることを目的に当面の間、使用禁止の措置をとりました。

課題検証

使用禁止にすることで、密集・密接を避けることができたため一定の効果は得られました。しかし、休業等の影響により利用者は通常より多く、感染拡大を危惧した周辺住民から公園閉鎖の要望が多数ありました。

●公園アドプト団体の活動を自粛要請

公園アドプト団体の活動者は、高齢者が多く、症状が重症化しやすいため活動の自粛を呼びかけました。

課題検証

公園アドプト団体から、清掃活動等ができないため清掃業者の派遣要望がありましたが、予算の都合上、委託できませんでした。このため、一部の公園で清掃が行われない期間が生じました。

第3章 感染予防への取組

第7節 社会教育施設

イベントの中止・延期、公共施設等の休館を行い、不要不急の外出を控えていただくことで感染拡大の防止を図り、市民のいのちを守る対策を実施しました。これらの対策を迅速に実施することができたのは、市民一人ひとりの自覚と協力の賜物であり、感染拡大防止に大きな力を発揮しました。

課題検証

- ・感染予防対策を行っているが、スポーツの種目によっては、密集・密接が避けられません。
- ・公民館や図書館において、非接触での利用が可能となるよう IC タグの導入など環境整備に係る予算の確保が必要です。
- ・ICT を活用した施設利用に向けて、利用者への丁寧な説明と対応が必要です。

<主な取組>

実施時期	対策・取組内容	ねらい・内容
緊急事態 宣言前	各種イベント等の 中止・延期	読書講演会（令和2年2月29日）など、様々な参加者が見込まれるイベント等について、人の密集による感染拡大を防ぐため、イベント等を中止・延期 （令和2年2月26日から）
	公共施設等の休館	人の密集による感染拡大を防ぐため、社会教育施設等を臨時休館 （市内感染者発生を受けて、令和2年3月13日から屋内施設を休館、その後屋外施設も休館）
	子どもに対する支 援	・市内で感染者が確認されたこと等を受け3月13日から図書館は臨時休館したが、休業で自宅待機をしいられている子ども向けに、図書館入口前で本を選ぶことなく借りられる「本の福袋」貸出等を実施（3/21～） ・「おうちでとしょかん」と題して、読み聞かせのネット配信を開始（3/21～）
緊急事態 宣言中	子どもに対する支 援	子ども関連の施設（小学校、地域児童育成会、放課後児童クラブ、公立・私立保育所）支援の取組として、団体貸出（1団体に200冊、6週間の貸出）による本の配達と、希望により読み聞かせ等にも対応するサービスを開始（4/28～）

第3章 感染予防への取組

緊急事態 宣言解除 後	公共施設等の再開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月16日特措法に基づく休業要請一部解除により5月21日から図書館サービスの一部を再開、5月22日から中央図書館及び西図書館の一般開架室・児童室への立ち入りと貸出・返却を再開 ・ 国の緊急事態宣言解除を受けて、5月22日から屋外スポーツ施設を再開 ・ 公民館の一部、屋内スポーツ施設等を6月1日から再開 ・ 図書館、公民館を7月1日から全室再開
	臨時休館解除後の 利用方針	施設再開に向けた利用ガイドラインの作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内マスク着用、咳エチケットの徹底 ・ 換気の徹底 ・ 定員の概ね1/2での利用 ・ 50人以上のイベント・集会の自粛 ・ 調理・会食の自粛（料理室等の利用自粛） ・ 大声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなる室内運動や行為の自粛 学校体育施設利用再開に向けた利用ガイドラインの作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記内容に加えて、利用後の施設消毒の徹底
	消毒液等の配布・ 設置	各施設の再開にあたり、感染防止のためのアルコール消毒液の配布や非接触型体温計、サーモグラフィーの設置を手配
	イベント等の再開	手指消毒、検温、マスク着用等の3密対策を行い、参加人数の少ないイベントから再開(7月～)

第8節 選挙関連事業の中止

対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止及び事業の参加者、従事者等の安全の確保のため、令和2年2月27日開催予定であった「令和元年度第2回市民教養講座」を中止しました。
- ・ 2月25日に第2回宝塚市新型コロナウイルス感染症連絡会議が開催され、その場において、市の主催するイベント等については、その所管する部局が、会場の状況、開催の必要性、参加者層等を踏まえ、個別に判断することとされました。
- ・ 選挙管理委員会としては、事業の実施が翌々日という時期でしたが、従前の経験から参加者は高齢の方が多い傾向にあること、会場（市立西公民館ホール）の換気等の対策がとりにくいこと、「不要」ではないが「不急」のイベントであることなどを考慮し、中止を決断しました。

第3章 感染予防への取組

- ・ 事業への参加は、予約不要で当日直接会場に来ていただく方式であり、市ホームページ等による告知に務めました。
- ・ 事業の当日は、約10人の方が会場に来られ、選挙管理委員会で応対し、事情を説明したところ、イベント中止について御理解をいただきました。

課題検証

- ・ 今後、イベント実施に際しては、状況によっては中止又は延期する可能性があること、予約制で参加予定者の連絡先等を把握しておくこと等を検討する必要があります。
- ・ また、今後のイベントの開催又は中止の判断について、緊急事態宣言が発出されるような危機的な状況であれば即座に判断できるでしょう。しかしながら、そこまでの状況にない場合においては、地域の新型コロナウイルス感染状況やその傾向、イベントの内容、対象者や実施方法など、様々な要素を考慮し、判断する必要があると思われる。通常、専門的な知見や詳細な情報を持たない担当部局においては、判断に苦慮するところであると考えます。
- ・ イベント開催時における新型コロナウイルス感染防止対策については、国や県により、また、各業種団体などがガイドライン等を設けていますが、各イベントにおいて、具体的にどのような対策を実施するのかという判断も同様に苦慮するところであると考えます。
- ・ 今後は、オンラインによる講座等の開催についても検討します。

第9節 市民交流部所管施設

主な取組

実施時期	取組項目	取組みの内容	課題など
宣言前 ～ 宣言後	公共施設等（地域利用施設、共同利用施設等）への休館要請	◆3/13～5/31の間、地域利用施設等及び共同利用施設の各指定管理者に対し、臨時休館要請。	◆各指定管理者への周知が文書によるものであり、迅

第3章 感染予防への取組

		◆3/13～5/31の間、きずなの家に対し、休所協力を依頼。	速性や郵送コストに課題がある。
宣言前	来庁者抑制の取組	◆市ホームページにて混雑緩和の協力を呼び掛け。 ◆郵送申請が可能な手続きを案内。	◆法令により窓口での届出が義務付けられており、郵送申請ができない手続きがある。
	窓口での取組	◆職員のマスク着用、手指消毒用アルコールを設置。 ◆窓口の飛沫防止シート、手指消毒用アルコールの設置、待合スペース等の消毒作業を実施。	
宣言後	窓口での滞在時間を減らす実証実験の開始	◆6/22～9/30の間、事前にスマートフォン等を用いて申請情報を入力し、表示される二次元バーコードを窓口で提示することにより、窓口で申請書を印刷し、署名を求めただけで申請等が完了するシステムを実証実験。書類の記入、申請に係る時間を短縮し、窓口滞留時間の削減効果について検証する。	
	衛生用品の配布	◆高濃度エタノール製品（5リットル）を地域利用施設等及び共同利用施設に配布。	

第3章 感染予防への取組

第10節 感染症対策への寄附金等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により市民生活は甚大な影響を受ける中、市民の方からは、「市に寄附をして、コロナ対策に役立ててほしい」との声が多く寄せられました。これを受け、ふるさと納税の使い道に「新型コロナウイルス感染症対策」を追加し、5月18日から受付を開始しました。

また、寄附金に加え、減額した市議会議員報酬や政務活動費等を新型コロナウイルス感染症対策に充てるため、宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金を6月17日に創設しました。これらに加え、特別職の給与削減で捻出した財源は、本市が実施する新型コロナウイルス感染症対策の財源として活用を予定しています。

令和2年6月30日時点の受入れ状況

寄附件数：146件 寄附総額：5,470,664円

特別職の給与削減額：5,272千円

市議会議員の議員報酬、政務活動費等の削減額：33,366千円

第11節 国会議員に対する公立病院への支援制度の創設について要望

- 要望先及び日時 厚生労働副大臣 稲津 久 氏 (5月8日)
- 経済産業・内閣府・復興大臣政務官 中野 洋昌 氏 (5月8日)
- 参議院議員 伊藤 孝江 氏 (5月8日)
- 参議院議員 高橋 光男 氏 (5月8日)
- 衆議院議員 大串 正樹 氏 (5月11日)
- 衆議院議員 櫻井 周 氏 (5月11日)

(稲津厚生労働副大臣に対して提出した要望書)

厚生労働副大臣

稲津 久 様

新型コロナウイルス感染拡大に伴う公立病院への支援制度の創設について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

宝塚市立病院では近年厳しい経営状況が続いている中で、今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、患者数が激減するなど、さらに厳しい状況が予想されますので、下記の案件について格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

一 公立病院への支援制度の創設について

公立病院の経営は非常に厳しく、全国の6割の病院が赤字となっており、宝塚市でも多額の繰入や貸付による病院経営を余儀なくされており、令和元年度の資金不足額は約16億円を見込んでいます。

一方、本市の財政状況は、少子高齢化により年々厳しさを増している中で、これまでのように市立病院へ財政支援をすることは困難な状況となっています。

そうした中、宝塚市立病院では新型コロナウイルス感染拡大に伴い、感染が疑われる患者に対するPCR検査の検体採取や感染者の入院治療を行う等、地域医療にとって公立病院が非常に大きな役割を担っています。その一方で、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響を受け、外来・入院とも患者が減少し、経営状況が急激に悪化しているところです。このため、大幅な赤字が予想されるだけでなく、長期化すると運営資金が枯渇する等、病院事業の継続が危ぶまれる事態が想定されます。

つきましては、地域医療を守るために必要不可欠な公立病院が、継続して安定的な運営を図れるよう、平成20年度(2008年度)に限って創設された公立病院特例債のように、計画的に資金不足を解消することができる特例債の発行をはじめとした各種支援制度の創設を要望いたします。

○宝塚市立病院の経営状況

- ・令和元年度資金不足見込額 1,593,465,100円
- ・令和2年度4月減収見込み額 約3億円
- ・過去3年間の資金不足比率
平成29年度 12.3%、平成30年度 12.0%、令和元年度見込み 14.4%

令和2年(2020年)5月8日

兵庫県宝塚市長 中川 智子



第3章 感染予防への取組

第12節 消防本部の感染予防対策

接触の機会を削減

消防法令に基づく各種届出については、窓口対応を原則としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる中、市民と職員との接触の機会及び市民の外出の機会を少しでも減少できるよう、一部の届出について4月1日からは電子申請を、4月9日からは郵送による申請を開始しました。

防火安全対策の指導方法に課題

人との接触の機会を減らすために実施した一部の届出に対する電子申請及び郵送による申請の対象を広げる又は窓口対応の在り方の改善について、検討を要します。また、窓口対応により関係者へ口頭指導できていた防火安全対策に関しては、指導の機会が失われているとも考えられることから、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、口頭指導に代わる指導方法の検討に課題を残しました。

主な取組

実施時期	対策・取組の内容	ねらい・内容
緊急事態宣言前 (1/15～4/6)	<ul style="list-style-type: none">・ 春季全国火災予防運動広報の規模縮小・ 第1回防火管理新規講習会の中止・ 予防査察の運用方法の通知・ 電子申請による届出対応の開始	感染拡大防止対策として、関係者との直接的な接触を回避するため、通信手段（電話・FAX）を活用する予防査察を運用した。電子申請について、市民広報及び職員周知を実施した。
緊急事態宣言中 (4/7～5/25)	<ul style="list-style-type: none">・ 消毒用アルコールの取扱い・ 危険物安全週間中の取組方法の検討・ 郵送による届出対応の開始	感染拡大防止を加味した週間中の取組を実施した。郵送による届出対応について、市民広報及び職員周知を実施した。

第3章 感染予防への取組

緊急事態宣言解除後 (5/26～6/30)	・ 今後の予防査察の取組方法 ・ 今後の防火管理新規講習会の実施方法 ・ 電子申請及び郵送による届出対応の継続性	感染拡大防止を踏まえた予防査察と講習会の実施方法について、検討を重ね、電子申請及び郵送による届出対応については、継続性を検討している。
--------------------------	--	---

第13節 環境部内の取組（火葬場を除く）

3密状態の回避のため、各種イベント等を中止・延期しました。

<3月>

- ・ 第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画策定委員会及び第2次宝塚エネルギー2050ビジョン策定委員会の開催を中止しました。
- ・ 「エコバスツアー」について、バスでの移動、博物館での講義や、鹿肉料理店での食事が飛沫感染や接触感染を起こす恐れがあるため中止しました。
- ・ 3月に開催を予定していた「たからづか環境マイスター養成講座」について、屋内での講義が飛沫感染や接触感染を起こす恐れがあること、講師及び参加者に高齢者が多く、感染した場合に重症化するリスクが高いことから中止しました。
- ・ 新ごみ処理施設等整備事業に伴う周辺環境整備検討委員会の開催を新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため延期しました。
- ・ 委託業者と定期的に行っている打ち合わせをメール等へ切り替えました。
- ・ ペットとの共生事業研修会を中止しました。

<4月>

- ・ 宝塚市廃棄物減量等推進審議会を新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止しました。

第3章 感染予防への取組

- ・ 4月9日～18日に実施予定であった狂犬病予防集合注射を新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止しました。
- ・ 4月22日に市指定喫煙所を新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため閉鎖（6月30日に再開）しました。
- ・ 宝塚市住宅用省エネルギー給湯機買替助成金制度は、窓口による申請としていましたが、郵送も可としました。

<5月>

- ・ 「生物多様性セミナー」について、屋内での講義が飛沫感染や接触感染を起こす恐れがあるため中止しました。
- ・ 「一斉清掃」について、外出自粛要請中でもあり、集団作業や打ち合わせ等で3密状態が発生する恐れがあるため中止しました。
- ・ 例年5月～7月に行っていた小学生のクリーンセンター施設見学を新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止しました。
- ・ 5月9日、10日に実施を予定していた宝塚すみれ墓苑の現地説明会を中止しました。

<6月>

- ・ 宝塚市再生可能エネルギー推進審議会では、オンラインによるリモート参加も可とし、開催しました。
- ・ 「省エネチャレンジたからづか2020」については、各家庭において、例年どおりの省エネ実践が十分には行えないと判断して中止しました。
- ・ 受講生の募集を予定していた「たからづかECO講座」について、屋内での講義や、フィールドワークの際のバスでの移動が飛沫感染や接触感染を起こす恐れがあること、また、講師及び参加者に高齢者が多く、感染した場合に重症化するリスクが高いことから中止しました。

第3章 感染予防への取組

- ・ 粗大ごみリサイクル品販売会を新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止しました。

課題

- ・ 講義、集団での移動、体験学習において3密状態を回避して実施する方法の検討が必要です。
- ・ 施設見学を再開する際は、屋内のため通常より一層の感染予防対策が必要です。
- ・ PC等の機材の準備や不慣れな職員、市民もいることから、オンライン会議等を代替策として実施できませんでした。
- ・ メールや電話等での対応は、細かな点やニュアンスが伝わりにくく時間を要しました。そのため、効率よく容量の大きなデータを送受信できるハード面を整備し、環境を市側で整えておく必要があります。
- ・ 狂犬病予防注射接種率低下とならないように未接種犬の飼い主に対して啓発を行う必要があります。

取組

- ・ 民間企業ではオンライン会議等が浸透してきていることから、今後の審議会の開催においては、委員のオンラインによるリモート参加を拡充していきます。
- ・ 市民啓発事業においては、オンライン型の講演やセミナーなどを実施していきます。
- ・ 郵送申請を可としたものについては、引き続き受け付けていきます。

第4章 市民生活の維持と支援

第1節 高齢者・生活困窮者等への生活支援

高齢者支援「介護予防の観点から」

今回の新型コロナウイルス感染症は、人々の社会的不安を増長させ、自粛生活は福祉施策の推進に大きな影響を及ぼしました。特に、高齢者の生活は激変しました。新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高齢者において比較的高いとの厚生労働省の見解や、連日の新型コロナウイルス報道、さらには、新型コロナウイルスにより有名タレントの突然の逝去。親族の看取りも行われず、火葬され、遺骨となって遺族に引き取られたとの報道は衝撃的で、高齢者をさらに萎縮した生活に導くことになりました。不要不急の外出、訪問の差し控えは、高齢者の生活習慣を一変させ、将来的に高齢者の要介護度が上がる懸念がありました。

介護予防、健康長寿を標榜する健康福祉部にとって、高齢者が在宅で、または身近に、健康維持、介護予防行動を無理することなく、行っていただくことの啓発に取り組むとともに、緊急事態宣言解除後においては「新しい生活様式」に基づく「通いの場」での活動における留意ポイントの啓発といった、従前の取組とは全く異なる対応を取らざるを得ませんでした。

市民主体の通いの場(いきいき百歳体操)自粛中の対応

在宅で取り組める介護予防、健康維持行動として、自宅での体を動かす行動を啓発しました。特に、市内137グループある「いきいき百歳体操」グループ活動には、活動自粛の呼びかけと同時に、在宅での体操などを呼びかけました。

○緊急事態宣言前 ～4月6日

2月17日～3月末 ※自粛要請

各グループの世話人の方に電話にて現状(実施または自粛状況)を確認し、実施グループには自粛を促しました。3グループが実施していましたが、4月になり1グループのみになりました。

第4章 市民生活の維持と支援

○緊急事態宣言中 4月7日～5月25日

4月16日～5月8日

自粛中、自宅で出来る体操等のパンフレットを購入し、各グループ世話人宅に届けて所属メンバーの方への配布を依頼しました。

4月24日

市内の病院のリハビリ職員が自ら体操する動画を作成され、提供いただいたので市ホームページへの掲載とJ-COMでの配信調整を行いました。また、高知市の了解を得て、いきいき百歳体操の動画とサイトページをリンクしました。

5月14日～

いきいき百歳体操実施者以外の一般高齢者用に簡単にできるパンフレットを購入し、医師会・歯科医師会、薬剤師会、コープこうべ、郵便局、ダイエー、社会福祉協議会のほか、市の各窓口などに配置しました。あわせて、地域包括支援センター、施設や病院のリハビリ職等の専門職等にも配布しました。

5月22日

自粛解除の動きを見ていきいき百歳体操グループの各世話人の皆様に再開に向けての注意点を示すとともに再開予定の決定の有無と今後の連絡方法やインターネット環境の確認を行いました。また、いきいき百歳体操グループへの参加を、躊躇される方向けに、いきいき百歳体操のDVD500枚の複写配布を開始しました。

○緊急事態宣言解除後 5月26日～6月30日

5月25日

緊急事態宣言解除を受けて、いきいき百歳体操グループの活動再開に向けた周知を開始。再開日程を決定しているグループから順に、再開にあたって協議していただきたい事や留意事項などを記した書面などの配布を開始しました。

第4章 市民生活の維持と支援

5月29日～6月30日

初回活動日の前に世話人に連絡を取り、再開日と時間の最終確認を行い、再開日の現場支援として、市(看護師・介護福祉士・健康運動指導士)・各地域包括支援センター(看護師・保健師)・保健福祉サービス公社(作業療法士)など、介護予防に関わる専門職員が、日程調整をして会場に出向き、活動開始をサポートしました。

あわせて会場ごとに、運営上の課題や、衛生環境の配慮事項などチェックシートを作成し、介護予防、リハビリに関わる専門職で情報共有会議などを開催し、グループに対し課題検討や助言活動を実施しました。

6月末時点では、137グループ中63グループが再開しましたが、そのうち活動場所が狭いのでソーシャルディスタンスを保つために2部制に変更したグループが、11グループありました。

その他の自宅でできる介護予防などの啓発

いきいき百歳体操グループに対する対応のほか、高齢者などの相談に応じるため民生委員・児童委員の皆さんに協力いただき、自宅で手軽にできる体操の資料をポスティングしていただきました。

高齢者虐待防止の取組

自粛期間中の取組として認知症の方への虐待が増えることも考えられることから、市掲示板に虐待予防のパンフレットを掲示しました。

～生活困窮対策～

住居確保給付金の制度について

生活困窮者自立支援法に基づく必須事業で、離職等が原因で収入が減り、住居を失う恐れがある方、あるいは失った方に対し、市が直接家主に家賃相当額(原則3か月間、最長で9か月間)を負担し、求職活動に専念するための生活基盤を支えることを目的とした制度です。

第4章 市民生活の維持と支援

支援プランを作成し、「月4回以上の就労支援員の面談」、「月2回以上のハローワークの職業相談等」、「週1回以上の応募又は面接」の就労に向けた支援を行い、生活困窮世帯の自立を図るものです。

制度対象者の拡大及び制度緩和

新型コロナウイルス感染症への対応により、国の省令改正が行われ、4月1日より「65歳未満」という年齢要件が撤廃され、4月20日以降、「離職・廃業から2年以内の方」に加え、「休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方」に対象要件が拡大されました。さらに、4月30日からは「ハローワークへの求職申込みが不要」となり、求職活動も「月1回の書面による求職活動の報告」にまで緩和されました。

実績

昨年度は申請がありませんでしたが、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、相談件数及び申請件数が増加し、補正予算で対応しました。また、生活に不安のある方の相談が増加したため、相談場所の増設を行い3密の防止に努めました。

(単位：件)

	R1年度	R2.4.1 ～4.19	R2.4.20 ～4.30	R2.5.1 ～5.31	R2.6.1 ～6.30
相談件数	16	4	29	61	39
申請件数	0	0	4	26	14

第4章 市民生活の維持と支援

生活福祉資金の貸付制度

低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付等を実施していたものを、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3月25日より貸付対象世帯を拡大し、休業や失業等により生活資金で困っている世帯に緊急小口資金等の特例貸付けを、社会福祉協議会（せいかつ応援センター）が窓口となり実施しています。

取組

貸付には、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の貸付を行う緊急小口資金と生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行う総合支援資金があります。

実績

貸付の相談・申請が急増したため、社会福祉協議会より応援職員を派遣し対応しました。また、3密を避けるため、一時に集中しないよう事前に相談日時を調整し面談を行いました。

（単位：件）

	R2.4.1 ～4.30	R2.5.1 ～5.31	R2.6.1 ～6.30
相談件数	404	342	261
申請件数	299	491	409

～生活保護制度～

救護施設のホームレスの受入れ拒否（4月15日～）

野外での生活が長い人の受入れについて、施設が新型コロナウイルス感染リスクを懸念し、受入れ中止の状況が現在も続いています。今後、救護施設におけるホームレスの受入れにかかる環境整備を国へ要望する必要があります。

第4章 市民生活の維持と支援

ケースワーカーの訪問活動の自粛（4月7日～）

国から、6月末まで不要不急の訪問活動の自粛について通知があり、訪問活動は控えました。新人や異動してきたケースワーカーや地区変更が行われたケースワーカーについては、受給者に対して直接の面談ができておらず、信頼関係の構築に支障が出ました。

生活保護費貸付上限日数の拡大（4月10日～）

保護の申請を行った人に対して保護開始までの生活資金として貸し付ける生活保護つなぎ資金について、1回の貸付について、1人1日あたり1,000円、7日間までの貸付を限度としていたものを、上限21日（3週間）までに変更して対応しました。

～地域活動支援～

お互いさまのまちづくり縁卓会議

お互いさまのまちづくり縁卓会議を、「ZOOM」により実施しています。地域の活動が思うようにできなくなり、顔を合わせて繋がるのが難しくなってきた中、縁卓会議のメンバーで、定期的に今できそうな事についての意見交換や、地域の活動の様子の情報交換を行っています。その中で地域の会議を、オンラインで行う方法について検討し、オンライン会議体験会を社会福祉協議会と市との共催で行いました。

オンライン会議体験会

オンライン会議体験会を5月25日実施しました。地域の活動者が7名参加し、オンライン会議を体験しました。また、まちづくり協議会の会長がまちづくり協議会運営委員会をオンライン会議を実施。（6月12日、7月10日）このほかサロン活動にも、オンライン会議が使えないか検討、実施している団体が数件あります。

生活支援における課題

- ・ 高齢者の方は、ホームページなどから情報を得るよりも、紙媒体による周知効果が高いため、ポスティングによる啓発に頼らざるを得ませんでした。
- ・ 緊急事態宣言下でのポスティングに対する不満が寄せられました。誰が配ったのか、不潔ではないかとの問い合わせがありました。
- ・ 善意のポスティング、任意の有志グループ活動などをやめさせるようにとの意見が数件ありました。
- ・ 住居確保給付金の対象者の拡大により、多くの方が相談に来られ給付を行っていますが、あくまで、生活困窮者が求職活動をする上での生活基盤を支えるための制度であることを理解されないまま給付を希望する方が多く見られました。小規模の自営業者等は、収支を確認できる書類がなく、自己申告となる場合もあり、給与所得者との公平性に疑問が生じました。住居確保給付金に関する省令改正が何度も行われ、その都度Q & Aが変更されたことにより、制度理解が難しいうえ、必要書類の不備が多かったため、せいかつ応援センターと担当職員の役割分担を行い、申請希望者への対応を行いました。
- ・ 相談場所の増設については、会議室の確保が難しかったことと迅速な事務処理の実施との関係で、せいかつ応援センターの事務所付近に設けたため、プライバシー保護が困難となっていました。さらに、生活支援だけでなく、事業支援や新型コロナウイルス感染対策全般に関する問合せや苦情の広聴メール及び広聴カードが殺到し対応に苦慮しました。今後、貸付への相談件数が増加する場合には、対応職員の増員や総合福祉センターに相談窓口を設置する等の体制強化を図る必要があります。
- ・ ケースワーク対応困難事案について、生活保護受給者が病院で新型コロナウイルス感染症に感染し、別の病院へ転院後、亡くなりました。福祉事務所に葬儀の依頼がありましたが、引き受けてくれる葬儀業者の交渉に苦労しました。

生活支援の総括

- ◆ 高齢者の介護予防は、運動など活動不全に陥らないことも大切ですが、口腔衛生の保持、食習慣の維持、生きがいの保持、何よりも会話、ふれあい、交流が高齢者の介護予防に効果的であると考えます。新型コロナウイルス感染症は、これらの活動に大きな影響を与えました。
- ◆ いきいき百歳体操グループが再開すると、これまで来られなかった高齢者の方が参加されるなど、新型コロナウイルス感染症の影響で、介護予防が啓発された部分もあります。
- ◆ 高齢者にとっては新型コロナウイルス感染症への不安感で萎縮した生活を強いられました。介護保険の仕組みや、健康保持に対する関心が高まった部分もあります。
- ◆ フレイル予防の措置について、限られた状況下での対応になりました。介護予防、健康保持の方法は、様々な工夫の余地があると考えます。
- ◆ ポスティングの在り方も課題が残ります。統一感のないチラシ、広告チラシなど、高齢者宅のポストによせられることになり、何が送られてくるかわからない中で、高齢者の不安感はつきなかつたと考えます。
- ◆ 福祉の担い手の活躍の場も活動自粛により役割が果たしにくくなりました。地域活動や社会貢献が生きがいになっている高齢者も多くおられます。見守りや声かけをして閉じこもりにならないように気配り・心配りをさせていただいています。その方々が安心して継続して活動できる支援が必要と考えます。
- ◆ 高齢者の不安感の軽減を、気の置けない友達との、気軽な電話や、近親者からの手紙など、普段からのコミュニケーションや、信頼関係、人間関係の大切さが伝わったと考えます。「高齢者を大切にしよう」という市民意識の醸成につながればと期待するものです。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人が居場所に集い、話し合い、見守り活動などを行う従来の方法では、対応することが難しくなっています。本市の地域福祉活動を支えてきたまちづくり協議会、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等とのつながりが失われることがないよう当事者間のつながりや、情報発信・情報収集機能を ICT 化により、新たなつながりづくり活動方法の展開に向けた環境整備を進めていくことが必要と考えます。
- ◆ 住宅確保給付金の申請事務がスムーズに行えるよう相談と申請事務の効率化を図るため、必要人員の確保について検討しておく必要があります。

第4章 市民生活の維持と支援

- ◆ 住居確保給付金の支給期間（最長9か月）終了後も生活に不安のある方に対しては、就労支援を行う必要があります。
- ◆ 広聴メールや広聴カードなど問合せ内容が多岐に渡り、複数の部局において回答を作成する必要がある場合に、迅速に回答するため、各課の所管する分野のみを個別に回答しましたが、とりまとめ担当部署を設け、なるべく時間を割かず、回答は一つにまとめられるような仕組みが必要であったと思われまます。
- ◆ 生活保護受給者が新型コロナウイルス感染症に感染後、死亡した場合、リスクを負って、葬祭扶助の上限内で葬儀してくれる業者は少ない状況です。今後、新型コロナウイルス感染者の葬儀について葬祭扶助の上限額の上乗せを国へ要望する必要があります。

第2節 特別定額給付金の給付

新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならないことから、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことになりました。給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方で一人10万円を世帯主にまとめて給付します。

宝塚市における給付対象者233,800人、105,448世帯

対応状況

<令和2年4月>

13日 室長級をリーダーとした6名体制で生活支援臨時給付金プロジェクトチームを設置

20日 「特別定額給付金事業の実施について」（総務大臣通知）により、特別定額給付金事業の目的、実施主体、給付対象、基準日及び申請方法等が明らかになる。

第4章 市民生活の維持と支援

30日 総務大臣通知を受け「特別定額給付金プロジェクトチーム」に名称を変更。あわせて所掌事務などを変更

<令和2年5月>

1日 オンライン申請受付開始

住民基本台帳に関する知識の補完、問い合わせの増加への対応及び支給事務の本格化に合わせ人員を2名増員

11日 臨時市議会開催 令和2年度一般会計補正予算（第1号）成立

コールセンター等運用業務委託契約締結

システム開発等業務委託契約締結

14日 広報たからづか臨時号に「特別定額給付金のお知らせ」を掲載

15日 特別定額給付金（事務費・事業費）補助にかかる補助金概算受領

18日 コールセンター開設

21日 オンライン申請分給付開始

28日～30日 郵送申請用申請書発送

<令和2年6月>

1日 郵送申請受付開始及び市民ホール相談窓口開設

人員を1名増加

3日～ 口座データの入力や確認等の作業に、6月3日から16日まで各日（土日含む）25名程度の応援職員を動員。また、別途、1週間程度各日封筒の開封のみに特化した30名から40名の応援職員を動員。

9日 郵送申請分給付開始

課題

事業者の調達等

全国一斉開始の事業であるため、封筒印刷やシステム構築などを委託する事業者の調達において自治体間での競合が発生したことから、最適な事業者の調達に苦劳しました。また、調達後もシステムエンジニアや印刷機の確保がスケジュールに大きく影響するため、できるだけよい条件を引き出すための交渉に苦劳しました。

膨大な作業量

約10万世帯の給付対象世帯に、正確かつ速やかに給付することが求められる中、郵便申請書発送直後は毎日1万件以上、多い日には2万件を超える申請書が返送されたため、開封、内容点検だけでも膨大な作業量となりました。プロジェクトチーム、委託事業者だけでは到底対応できない状況であったため、コールセンターで取り切れない電話の対応や、システムへの入力作業、開封作業等に庁内職員の応援を求めました。業務時間中だけでなく、時間外、休日にも応援してもらうことで、想定した給付スケジュールに間に合わせることができました。

オンライン申請

オンラインによる申請については、当初、申請内容の取り込みから給付金を支払うまでのプロセスが確立していない中、情報政策課の協力を得てスムーズな事務処理を行うことができましたが、他市では2重支払い等が多発するなどの混乱が生じていました。市民からは「手続きが煩雑すぎる。」「なぜICカードリーダーがないとできないのか」という苦情が多発しました。「手続きを支援する窓口を開設してほしい」という要望もありましたが、これに関しては、今回の給付金手続きが、接触による新型コロナウイルス感染を回避するために、市役所に来なくても手続きができるよう郵送やオンライン申請を採用していることから、電話での案内で対応することとしました。

第4章 市民生活の維持と支援

苦情対応

新聞などで、政府が5月中の給付開始を目指す旨報道されたことから、4月下旬以降市民から「給付はいつなのか」「申請書が来ないがどうなっているのか」という問い合わせや苦情が殺到し、5月18日にコールセンターが開設されるまでは、日中の大部分が電話対応に追われました。さらに隣市の郵送申請書発送が5月2日と極端に早かったことから、「なぜ、隣市が5月2日に発送できるのに宝塚市は5月下旬なのか。納得のいく説明を」という苦情が度々寄せられ、対応に苦慮しました。これらの苦情は電話にとどまらず、広聴メールや広聴カードでも大量に送付されたため、その対応に追われました。

要望対応

妊婦の方から、「胎児を守るために苦労してきたので、4月27日現在で妊娠している場合は、胎児も給付対象にしてほしい」という意見が寄せられました。また、単身世帯の世帯主が、申請を行うことなく亡くなられた場合、給付対象とならないことについて、遺族から、「基準日には生存していたのに、単身世帯だからといって給付の対象にならないことは、納得がいかない。制度を見直してほしい」という意見も寄せられました。これらの要望に対しては、「国の制度であるため対応が難しい」と説明する他にすべがないため、対応に苦労しました。単身世帯の世帯主が申請前に死亡された場合の制度の見直しについては地元選出の国会議員へ働きかけ国への要望を行いました。

～今後の課題～

作業環境

今回は庁内の会議室を優先的に利用することができ、3密を避けた環境で作業をすることができましたが、一定のスペースが必要となるインフラ的な対応には限界があるため、就業前の体温測定やマスクの着用、個人ごとに使用機器を限定するなど、ソフト面の対策を徹底することで、安全に業務が遂行できる方法を模索する必要があると感じました。

第4章 市民生活の維持と支援

作業体制

今回の事業は、開始当初に発足したプロジェクトチームで進めてきましたが、チームのうち一人でも新型コロナウイルス感染症に感染した場合、一時的に業務が停滞し、給付事務に大きな影響が出てしまうため、少ない人員の中でも業務が属人化しないように、人員体制を工夫する必要があったと感じました。

国や県への要望

迅速な給付が求められる制度であるにもかかわらず、自治体間の格差が生じることに対する国の見解があまりにも無責任だと感じました。オンライン申請という新たな仕組みについて、準備期間もなく進めたことにより混乱が生じ、また申請書の発送や給付時期についてもマスコミで取り上げられ、各自治体で競い合うような風潮が見受けられました。そのために市民からの苦情が相次ぎ、職員が対応に苦慮し疲弊しましたが、自治体職員の人件費は補助の対象になっていません。制度の主旨に沿った業務の遂行を自治体に求めるのであれば、国や県がこのような事態を把握し、今後はスムーズに業務が遂行できるよう自治体を支援すべきと考えます。

第3節 水道・下水道料金

水道基本料金及び下水道基本使用料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民の生活を支援するため、水道基本料金及び下水道基本使用料を8月検針分から4か月減免することとしました。

料金の支払いに関するご相談

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した等の事情により、一時的に水道料金、下水道使用料のお支払いが困難な市民に対し、支払い納期の延長や、様々なご相談が増加しま

第4章 市民生活の維持と支援

したが、お話の内容を伺い、その方に寄り添った対応となるよう丁寧な対応に努めました。6月末時点で84件のご相談に対応いたしました。

第4節 自転車駐車場（駐輪場）の定期使用料金の返還

緊急事態宣言の発出に伴って、学校の休業や会社のテレワーク等により、一定期間駐輪場を利用されなかった方に対する臨時的な措置として行ったものです。

- ・実施時期 令和2年5月25日から令和2年8月7日まで
- ・対策・取組内容 定期使用券を所持し、令和2年4月、5月が定期利用期間に含まれ、令和2年4月15日以降、駐輪場の使用実績のない方を対象に返金を行いました。
- ・ねらい・内容 近隣市との均衡や利用者からの要望を踏まえたもの
- ・実績 206件 591,250円（令和2年8月31日受付時点）

第4章 市民生活の維持と支援

第5節 国民年金保険料の免除

<主な取組>

実施時期	取組項目	取組みの内容	課題など
緊急事態宣言中～	国民年金保険料の免除	◆5/1 から、2月以降の単月で最も収入が減少した月の収入を12倍した額を基準にして、保険料の免除を申請することができる臨時特例手続きを導入した。	◆口座振替、クレジットカード払いの方の振替停止や還付手続きの案内、収入額の申出書記入方法の案内など、質量ともに個別対応を必要とするケースが多く、本庁、サービスセンター・サービスステーションの窓口で苦慮した。

第6節 税制措置

税制上の措置に伴う法令改正

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、4月30日に地方税法が改正され、同日公布及び一部施行されたことに伴い、宝塚市市税条例の一部改正案及び宝塚市都市計画税条例の一部改正案を同日専決処分しました。

改正の内容は、新型コロナウイルス感染症及び感染拡大防止の措置に伴い、経済状況が悪化している納税者のために、次の6つの措置が地方税法に規定されました。宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例においては、これらの地方税法の改正に合わせ所要の規定の整備を行いました。

○徴収猶予の特例

新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年2月1日から納期限までの一定期間の収

第4章 市民生活の維持と支援

入に相当の減少（概ね前年同期比 20%以上）があった場合で、一時納付が困難と認められる場合、最大 1 年間、延滞金及び担保なしで徴収を猶予します。

○中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋の固定資産税等の軽減

新型コロナウイルス感染症等の影響により令和 2 年 2 月から 10 月までの任意の連続する 3 月間の売上が前年同期と比べ 30%以上減少している者に対し、段階的に償却資産及び事業用家屋の令和 3 年度の固定資産税及び都市計画税を軽減します。

○生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けながらも、新規に設備投資する中小事業者等を支援する観点から、現行設備が適用対象である特例措置に、一定の事業用家屋及び構築物を加えます。適用対象には 3 年分の固定資産税の課税標準額が 0 となります。

○軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

税率を 1%軽減する特例措置について、適用期限が令和 2 年 9 月 30 日までであったところ、令和 3 年 3 月 31 日まで延長します。

○イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用

政府の要請に応じ中止等したイベントの主催者に対し、入場料等の払戻請求権を放棄した場合、所得税の寄附金控除の対象となる当該放棄した金額（上限 20 万円）のうち、市長が指定するものについて、住民税の寄附金税額控除を行います。

○住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症等の影響により住宅ローン控除の適用要件である令和 2 年 12 月 31 日までの入居ができなかった場合でも、一定の要件のもと令和 3 年 12 月 31 日までに入居したときは、住民税の住宅ローン控除を適用します。

適用状況

○徴収猶予の特例

現行、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間に納期限が到来する市税が対象に

第4章 市民生活の維持と支援

なるところ、6月30日現在、申請数96件、許可件数60件、不許可件数なし、残り36件が審査中です。

○中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋の固定資産税等の軽減

令和3年1月に申告を受け付け、令和3年度分の固定資産税及び都市計画税に適用します。

○生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

令和5年3月末までに先端設備導入計画に基づき導入された償却資産及び家屋について、申告を受け付け、導入後3年分の固定資産税に適用します。

○軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

事務は県で実施します。

○イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用

現在、市長が指定する寄附金税額控除を適用するイベントはありません。寄附金税額控除を適用するイベントを指定した場合は、令和3年の確定申告で申告を受け、令和3年度分の住民税に適用します。

○住宅ローン控除の適用要件の弾力化

令和4年の確定申告で申告を受け、令和4年度以後の住民税に適用します。

窓口における感染拡大防止・予防対策

短期間に大勢の市民が相談・申請を行うことが予想される手続きについて、期限の延長や手続きによって受付場所を分けることにより、来庁者の分散化を図りました。

○個人住民税の申告期限を延長（3月16日→4月16日）

○法人市民税の申告・納付期限を延長

○個人住民税の減免申請期限(第1期分)を延長（6月30日→8月31日）

○個人住民税納税通知書発送後の受付窓口の分散化(減免申請を市民ホールにて受付)

第4章 市民生活の維持と支援

第7節 市営住宅

住宅の退去を余儀なくされる方に対し、市営住宅を提供

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う解雇や失職等によって住宅の退去を余儀なくされる方に対し、一時的な居住の場として市営住宅を提供します。

課題検証

市営住宅の提供に制度の壁

市営住宅への入居要件や手続きについては、公営住宅法等で厳格に規定されており、例外は認められていません。今回の市営住宅の提供は、正式に市営住宅への入居を認めるものではなく、目的外使用により一時的な居住の場を提供するものであり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生活を維持できなかつた方への緊急避難的な救済策に過ぎません。

主な取組

市営住宅の一時使用

緊急事態宣言中（令和2年5月11日（月）から受付）に、雇用によって担保されていた住宅（社宅など）を新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う解雇や失職等によって退去を余儀なくされる方に対し、市営住宅を提供（1年以内）。ただし、住宅使用料（家賃）、光熱水費、共益費、駐車場使用料等の自己負担あり（敷金は免除）。

（令和2年6月末における使用許可件数 0件）



第4章 市民生活の維持と支援

第8節 ごみ処理

感染防止対策

ごみの処理は市民生活に直結し、止めることができない業務であるとともに、ごみの中には、感染者及び濃厚接触者が使用した廃棄物が含まれている可能性もあるため、クリーンセンターに従事する職員の安全確保のためマスク及び消毒用アルコールが不足している中で各方面へ働きかけを行い、決して十分ではありませんでしたが一定数を確保して業務に当たりました。

また、毎日、職員の出勤時に体温を測定し、3密状態を回避するための対策として、時差出勤の活用、待機部屋の分散かつ全ての部屋の窓を開けて定期的に換気、作業後の手洗い、アルコール消毒等を徹底するなどの感染予防対策を実施しました。管理棟受付窓口や会議机等には飛沫防止シートを張るとともに消毒液を配置し、来庁する市民の安全を図りました。

「布」の収集・受け入れ中止

古着・古布のリサイクル処理は、大半を海外で実施しており、感染拡大の影響で各国の工場が操業停止となったため、古着・古布の輸出ができなくなりました。そのため、市内で回収を行っている事業者からの要請に基づき、4月13日以降の収集及び受け入れを中止し、市民へは記者発表及び市ホームページ等で周知を行いました。

家庭系ごみ量の増加

自粛期間中にあたる4月から6月まで、家庭から排出される燃やすごみが前年同期比で約5%増加し、ごみ焼却炉の能力を上回る状況になりました。自粛期間に各家庭で大掃除をされたことによる分別が不十分なおみが多く排出されていたことが焼却能力を下げの一因となり、その結果、ごみピットが満杯になるという事態になりました。

また、在宅の方が増えた関係で、分別方法の問い合わせや収集持ち込み・受付等が急増し、予約・受付センターの電話がつながりにくくなり、苦情の電話を多数いただきました。

第4章 市民生活の維持と支援

ごみの出し方について市ホームページ等で呼びかけ

環境省の新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等についての通知を受け、インフルエンザ感染に関するガイドラインに準じて、市民に協力を呼び掛けました。

感染者が使用したマスクやティッシュ等の廃棄物はごみ袋を二重にする等の対策をしたうえで排出するように、市ホームページ等で周知を図りました。

第9節 DV相談

新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛や休業等の中、経済不安、生活不安やストレスによるDV被害等の増加、深刻化が懸念されました。

その対策として、早期にホームページの新型コロナウイルス関連《総合》情報に、DV相談の項目を立ち上げ、相談体制を縮小することなく継続していることを掲載し、また、5月の広報たからづか臨時号で、DV相談室の周知を行い、さらには、民生児童委員に対し、地域でDVの相談があった場合には、DV相談室を案内するように協力依頼を行いました。

在宅勤務やテレワーク等で、DV加害者が常に近くにいる状況から、相談窓口につながりにくくなることが懸念されましたが、4月、5月の相談件数は、それぞれ前年同月比で大きく増加し、傾向として潜在化は見られませんでした（表1）。

増加の一因として、国の特別定額給付金が、配偶者からの暴力を理由に避難している方（DV被害者）への支援として、世帯主でなくとも、申請できることになり、特に、4月期は、申請に必要な証明書等を求めて、相談、問い合わせが増加しました。

一方で、5月以降、通常相談も増加しており、潜在化している方も少ないとは言い切れず、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響が大きいことが伺えました。

なお、内閣府男女共同参画局においても、DV被害者の潜在化、深刻化に対応するため、24時間電話相談、SNS相談、メール相談等の相談体制の拡充（DV相談プラス）が4月20日から行われました。

第4章 市民生活の維持と支援

新型コロナウイルス感染症によるDV相談の状況(表1)

2020.06.12 現在

月	4月	前年4月	5月	前年5月
相談件数	64	47	70	23
実人数①+⑧	44	24	44	18
①継続人数	21	12	30	11
②市民③+④	13		23	
③給付金関係	5		2	
④給付金以外	8		21	
⑤市民以外⑥+⑦	8		7	
⑥給付金関係	7		2	
⑦給付金以外	1		5	
⑧新規人数⑨+⑩	23	12	14	7
⑨市民⑩+⑪	8		10	
⑩給付金関係	3		6	
⑪給付金以外	5		4	
⑫市民以外⑬+⑭	15		4	
⑬給付金関係	13		3	
⑭給付金以外	2		1	

継続は過去1回でも相談をしたことがある人

第5章 事業者支援・経済対策・文化芸術活動支援

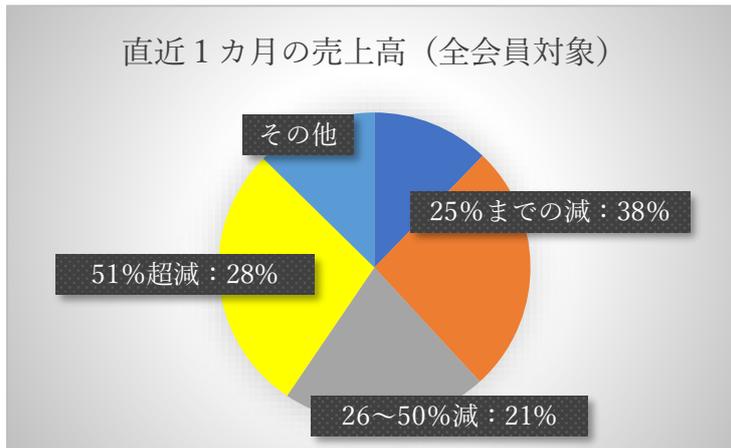
第1節 経済対策と文化芸術活動支援

(1) 影響がほぼ全業種に広がるなか、業種によっては、一層深刻な状況に至っている

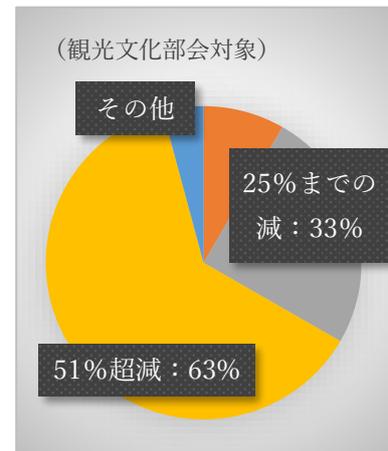
- ・3月初旬、国内での感染が拡がりつつあるなか、緊急的に資金繰りを必要とする事業者を支援するため、国による「実質無利子・無担保」の特別貸付制度が創設されました。
- ・リーマンショックから日本経済が大幅な景気後退につながった経験から本市においても当該特別貸付制度の信用保証の認定手続きを必要とする事業者が多数来庁されることを想定し、最短でセーフティネット保証認定手続きなど、相談窓口体制の一元化と体制整備を図るため、4月から専用執務室(2-5会議室)での対応を開始しました。
- ・当初から当該業務の長期化予測や受付窓口を閉鎖できないことから、市独自施策としてスタート予定であった個人事業主対象の家賃補助制度の対応窓口と兼ねる形で5月から産業文化部内職員応援体制を取りました。
- ・体制整備にあたっては来庁者や執務職員における密度を下げるため、2-4会議室、2-5会議室を専用執務室とし、受付専用電話回線を引き、受付や問合せが増加する際には部内応援体制を拡充し、対応しました。(2-5会議室は6月末までの利用)
- ・セーフティネット保証・危機関連保証の認定件数は、3月から6月末までで806件でした。これは上述のリーマンショック時の本市での認定件数を上回るものであり、それらの認定事務に関する事業者からの事業継続などに関する相談業務は、事業者の悩みや実情を直接聞ける貴重な機会ともなり、こうした情報をその後の支援制度の構築に役立てていく必要性が感じられました。
- ・宝塚商工会議所が全会員を対象にした影響調査(5月7日回答期限)を実施しました(図1参照)。結果からは80%以上の事業者が売上減の影響を受けるなか、とりわけ観光文化部会(宿

第5章 事業者支援・経済対策・文化芸術活動支援

泊・飲食サービス・娯楽・生活関連サービス・学習支援・教育)の売上減が一層深刻な状況も確認できました。(図2参照)



(図1)



(図2)

- ・一方、宝塚歌劇は2月29日から休演になり、3月9日に一旦、宝塚大劇場で再開され、東京宝塚劇場でも3月10日と11日に公演が開催されました。3月9日に宝塚大劇場で行われた公演は、千秋楽公演でもあり、観劇される歌劇ファンは節度を持って訪れ、最大限の安全配慮が施されましたが、公演の再開がマスコミ等でも取り上げられ、感染拡大を心配する声が市内外から市（観光企画課等）に多数寄せられました。また、主催者側にも多くの非難の声があったことでそれらの内容を共有せざるを得ない状況に陥り、この間の世論の動向にも大きな影響を受け、再度、公演は休止となり、6月末までの公演も休演となりました。（その後、7月17日からの宝塚大劇場での公演再開が発表されています。）
- ・宝塚大劇場が存在する中心市街地周辺は本市経済の中心であり、宝塚歌劇が宿泊業・飲食サービス業・舞台関係業・運輸等といった、いわゆる「歌劇経済圏」を形成している側面があることを休演期間中の周辺商業施設の悲痛な声を通じて、改めて再確認しました。
- ・公演休止の長期化は、本市の観光関連事業に大きな影響を与えており、劇場の一日も早い再開と、これに合わせた消費喚起施策の必要性が大きな課題として浮き彫りになりました。
- ・これに追随する形で、宝塚大劇場周辺の宿泊施設にも、休業や新施設のオープン延期を決める動きが見られました。旅館やホテル等の宿泊施設は県の休業要請対象施設には含まれな

ったものの、劇場対岸に位置するホテル若水は6月11日までの休業を、劇場西隣に移転開業予定であった新宝塚ホテルは開業日を5月14日から6月21日に延期することを決めました。

- ・また、下落傾向にあった枝肉価格は、一層の低下に拍車がかかったほか、シーズンを迎えたイチゴ狩り農園の開園自粛や造園工事の休止に伴う花き・植木の需要減退が生じました。

(2) 感染発生から拡大期・沈静期から小康期といった各フェーズを踏まえつつ、事業者ニーズに沿った経営の継続を支援

- ・3月上旬に本市でも感染者が発生。感染拡大の阻止が何より優先されるなか、市民生活と経済活動をどのように均衡させていくか常に念頭におきました。
- ・世界的な危機である以上、国・県の方針に整合させることは必須です。このため、産業文化分野の通年事業であり、ミッションである「賑わい・感動により経済活性化を図る事業」は、本年度上半期のほぼ全てについて休止・延期を決定しました。
- ・フェーズごとの大まかな支援策は、①感染拡大期(緊急事態宣言前)は、融資関係支援と国の給付事業といった「全事業者型融資・経済支援」、②緊急事態宣言解除後の沈静期(緊急事態宣言期間中)は県・市の協調事業と市独自事業で事業継続支援といった「補完型経済支援」、③小康期(緊急事態宣言解除後)は、新しい生活様式に対応していく事業者を後押しする新業態開拓等推進事業といった「新しい生活様式対応型」に変遷させていくこととしました。

【感染フェーズごとの事業者支援の変遷】



第5章 事業者支援・経済対策・文化芸術活動支援

- ・小康期においても新たな金銭給付を求める事業者ニーズは高い状況にあります。しかしながら、①国の持続化給付金や家賃補助事業など支援事業が大幅に拡充されたこと、②飲食店等の営業が再開され、各店舗が新しい生活様式への対応に迫られ、これに対する支援の緊急性が高いと考えたこと、③限られた財源を事業者支援に効果的に活用するためには、金銭給付より市民と一緒に消費喚起型事業にシフトする方が有効と考えたことから、「給付型」から「新しい生活様式対応型」、そして、今後は「消費喚起型」への対応の必要性を感じました。
- ・一方、公の施設の対応にも苦慮しました。産業文化部が所管する公の施設は、指定管理者制度により民間事業者の知恵やノウハウ、アイデアを用いて事業を展開し、利用料金制を導入することで指定管理料などの市負担を抑えてきた経過から、原則として県から休業要請されない限り、運営を継続する方針を取りました。
- ・他の公の施設で運営自粛が進むなか、感染リスク対策厳格化の観点に立てば、早期休館の選択も考えられましたが、産業文化部が所管する施設(ベガ・ホール、ソリオホール、宝塚文化創造館、国際・文化センター、ナチュラルスパ宝塚、あいあいパーク、長谷牡丹園等)は、総じて利用料金比率の高い施設であったことから、いずれも指定管理者の事業継続性と本市が被る損失補償負担の抑制の両立について難しいテーマを留意せざるを得ませんでした。



(手塚治虫記念館リニューアルオープン時)

- ・また、リニューアルし、3月に再オープン予定であった手塚治虫記念館、4月に新規オープンを抑えていた文化芸術センターはいずれも隣接する施設として周囲の大きな期待を背負っていましたが、オープンを見送らざるを得ないこととなり、6月からのオープン後も来館者とスタッフの安全性の観点から入館人数を限定してスタートさせることとし、消費生活セン

第5章 事業者支援・経済対策・文化芸術活動支援

ターにおいても一時、ホームページ等で消費生活相談は、原則電話による相談とすることをお知らせし、対応しました。



(文化芸術センター)

(3) 国・県・市の適切な役割分担を意識しながら、各種経済団体・事業者・市民団体等との協働を重視した事業者等支援を展開

- ・感染拡大期から緊急事態宣言期間にかけて、国の主な支援策として、①実質無利子無担保の特別融資、②国民一律に配分される「特別定額給付金」、③事業者向け「持続化給付金」などが開始されました。国の支援策はほぼ全事業者を対象にした広範な制度となっています。
- ・一方、市内の事業者が被った膨大な損失に対し、本市が配分できる財源は小さく、このため、支援に充てる財源の配分は、必然的に選択と集中が余儀なくされましたが、近隣他市の状況も踏まえ、自治体間での不公平感が出ないように施策を検討することが求められました。
- ・この判断は自治体職員として厳しい選択でありましたが、一方で、事後の説明責任を果たすうえで、重要な意味を持っていました。
- ・こうしたなか、4月7日に緊急事態宣言が発出され、県知事から感染リスクが高いと思われる業種について休業要請が発せられました。同時にこの休業要請に基づき事業者が被る損失は、国・県ともに補償を行わない方針が示されましたが、その後、休業要請に応じて影響を受ける事業者を対象として、県・市の協調事業として、経営継続支援事業が開始されました。
- ・さらに、休業中も固定費の負担が続き、経営が圧迫されている事業者の危機的な状況を考慮し、5月11日の市議会臨時会での予算成立を受けて、市独自施策として個人事業主向け家

第5章 事業者支援・経済対策・文化芸術活動支援

賃補助事業を5月19日から受付を開始し、第1回目の支給を5月26日に行い、その後も迅速な支給に努めています。

- ・この家賃補助の対象は、全ての事業者を対象にすることを断念し、国の支援が手薄で、経営体力面で不利な個人事業主に限定することとしました。
- ・その後、国の第2次補正予算が編成され、大規模な家賃補助事業が実施されることが発表され、自治体や事業者にとっては朗報でありましたが、このことで国と自治体の役割分担が不明確になり、事業者に対し、わかりにくさと手続きの煩雑さ、不便さをもたらしました。
- ・他方、行政の取組とは別の動きとして、苦境に立たされる市内事業者等の有志がテイクアウト・デリバリープロジェクトを通じて、飲食店を応援する活動があった他、市内各所で民間主導の自発的な支援活動が展開されました。
- ・こうした活動の拡大を図ることが、効果的な事業者支援につながるという思いから、適宜後方支援に努めました。こうした関係が、信頼と協働の関係を強化することになり、その後の支援事業の大きな助けとなりました。



(市内事業者有志の活動例～お弁当販売～)

- ・また、市と宝塚商工会議所では、市内飲食店を支援するため、テイクアウトやデリバリー事業を展開する商店をとりまとめたコンテンツサイト「おうち de ツカ Deli」を立ち上げ、多くの閲覧者数が確認できました。今後も引き続き、売上減少が明らかな飲食店等の支援は必要といえます。



「おうち de ツカ Deli」

- ・農家支援策としては高収益作物（野菜・花き・果樹・茶など）の作付けに前向きに取り組む場合の「高収益作物次期作支援交付金」や新型コロナウイルスの影響を克服しようとする農家を支援する「経営継続補助金」の国の施策創設を受けて、市では制度周知と申請にあたってのアドバイス等の支援を行っています。

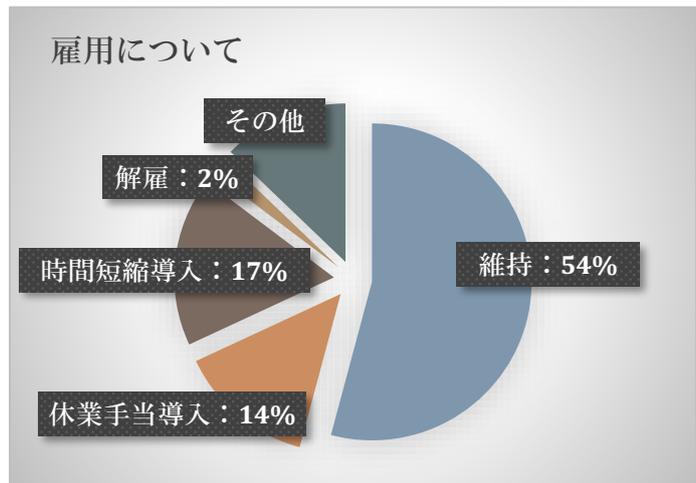
（４）新型コロナウイルスの脅威と共存しながら経済復興を目指す「新しい時代」を展望し、中長期も視野に入れた継続的な事業者等支援を実施

- ・市内事業者が被った損失は大きく、さらに、3密が起り得るような飲食店舗などの業態は小康期以降も以前のような営業ができないことが予想されます。
- ・これからは今の危機を凌ぐ一過性の支援ではなく、新しい生活様式に対応しながら経営改善を図る事業者やこれからの時代に対応する新業態に挑戦される方々を支援する必要性を認識しました。
- ・このため、5月11日の市議会臨時会での予算成立を受けて、新業態開拓等推進事業補助制度を創設しました。地域貢献欲の高い様々な事業者のアイデアをお聞きしながら、5月25日から本制度活用に向けた相談・審査業務を開始し、多くの来庁者、事業者と今後の事業展開や持続性についての意見交換を進めました。当該補助金申請に至ったケースを含めて数多くの市内事業者と意見交換を交わしたことが商工担当者としての経験値を高めました。

・自ら大きなダメージを受けながら、新業態で成功を収めるのは並大抵のことではありません。本市が既に認定している3箇所の起業家等支援施設のスタッフが経営戦略をサポートするなど、多くの人的ネットワークで支援を継続していく予定です。

・また、コロナ禍で雇用が失われる方が増えるなか、就労や起業の相談も慎重にならざるを得ない状況が続いています。

一方、前述の宝塚商工会議所の調査によると市内における雇用は事業所の踏ん張りにより調査時点では一定維持できているものと思われませんが今後、コロナ禍が長引けば予断を許さない状況といえます(図3参照)。



(図3)

・こうした状況や新しい時代に相応しい就労支援の仕組みとして、リモート型就労支援事業を6月市議会補正予算の成立や国交付金採択を受けて着手しました。様々な事情を抱えながら、より良い就労環境を希望する方々に、気軽で安全に相談でき、必要なスキルを効果的に習得し、キャリアアップや就労につなげてもらう新しい体制を整備することとしました。

(5) 3密回避を徹底するなか観光産業や文化芸術活動に対する有効な支援が打てていない。
今後の反転攻勢期に備え、市民と行政が連帯した消費喚起策や新たな時代の文化芸術活動につなげる取組を推進

・もっぱら屋内を中心に日々の創作活動を続ける文化芸術活動、あるいは外部からの集客をターゲットにする観光文化産業は、官民を問わず、コロナ禍で致命的な影響を受けています。他方、西谷夢市場では、地域内の農産物を求める消費者のニーズの高まりを受けて、販売額が増加に転じています。

第5章 事業者支援・経済対策・文化芸術活動支援

- ・文化芸術面では、感染拡大期から学校が休業となり、こもりがちな子どもたちに向けた絵画コンクールやおうちでアート事業を実施、また文化芸術センターをオンラインで鑑賞できるようネット配信を行うなど、地道な発信を続けています。
- ・観光産業面においても、市国際観光協会の twitter のほか、観光大使サファイアの Instagram 等で、市の魅力やコロナ禍でも自宅で楽しめる企画等を積極的に発信し、反転攻勢期に備えました。
- ・また、市内宿泊施設の中には、コロナ禍で厳しい局面のなか、本市の観光資源の一つである「温泉」を活用し、コロナ禍における自粛生活によりストレスを抱える人々に少しでも癒しを届けようと、旅館独自の「おもてなし」の取組を開始するところも出てきました。
- ・ホテル若水では「がんばろう宝塚」という応援メッセージが掲出された（写真参照）ほか、「宝塚温泉ドライブスルー（テイクアウト）」と題して、5月15日から宝塚温泉の温泉水を1回20リットルまで無料で提供する取組が開始され、新聞等メディアにも大きく取り上げられました。



（ホテル若水「がんばろう宝塚」掲示）



（温泉を無料で提供）

- ・本年7月下旬から国において大々的な「Go To トラベルキャンペーン」が展開されることが発表され、このキャンペーンに向けて、市内の消費を喚起し、観光関連産業全体の再活性化を図るべく、現在、市国際観光協会を始め各関係団体等と意見交換を積み重ねています。

第5章 事業者支援・経済対策・文化芸術活動支援

- ・本年度上半期は、だんじりパレード、市展・芸術展、植木まつり、サマーフェスタをはじめ、ほぼ全てのイベント事業を中止・延期してきましたが、下半期については、引き続き不急事業の精査を図る一方で、コロナ禍に相応しい観光文化イベントの形を模索し、観光関連産業全体の支援にも貢献していきたいと考えています。
- ・同時に、コロナ禍で浮き彫りになった課題も数多くあります。これまで国は、力強い日本経済を立て直すための成長戦略の柱に「観光業」を位置づけ、インバウンドや訪日旅行を中心とした観光施策に重点を置いてきましたが、全世界的な感染拡大を受けて、観光業に対する考え方や在り方を見直さざるを得ない局面を迎えています。コロナ禍で相当量減退した観光需要をいかに取り戻すのか、また、行政として、生き残りをかけて既存の在り方からの脱却・変革を図ろうとする事業者をどのように支援するのかを引き続き検討し、未来の持続可能な観光業の在り方や施策の再デザイン化を図っていきます。

主な取組一覧

実施時期	対策・取組の内容	ねらい・内容
緊急事態宣言前	国・県・市の融資相談事務	・新型コロナウイルス感染症に関する国・県・市の資金繰り制度等の相談受付、窓口の案内を行った。
	国のセーフティネット保証制度に基づく認定事務	・中小企業の資金繰りを支援するため、一般保証とは別枠の保証で融資制度が利用できるよう、セーフティネット4号・5号、危機関連保証の認定書を発行した。
緊急事態宣言中	国の事業者向持続化給付金制度の広報・案内	・持続化給付金について、市広報での周知、窓口や電話対応を行った。
	テイクアウト・デリバリー支援事業(市独自)	・テイクアウト・デリバリーを導入する飲食店等を支援するため、テイクアウト・デリバリーの市内取扱い事業者をまとめたサイト「おうち de ズカ deli」を作成した。
	休業要請事業者経営継続支援事業(県・市)	・兵庫県の休業要請に応じた中小企業・個人事業主を対象に、兵庫県と県下市町が協調して経営継続支援金(中小法人上限100万円、個人事業主上限50万円)を支給した。
	事業所等賃料補助事業(市独自)	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け売上が減少した個人事業主に対し、事業所等の賃料(1か月分上限10万円、複数賃貸の場合上限20万円)を給付した。

第5章 事業者支援・経済対策・文化芸術活動支援

	新業態開拓等推進事業 (市独自)	・新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、早期に新業態を開拓する事業者を支援するため、新業態転換にかかる経費の一部を補助した。
	美しい村づくり資金利子 補給事業(県・市)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた農業者に対して、経営維持に必要な資金の利子補給等を行い、貸付利率の無利子化等を図り、経営支援を行うもの。
	宝塚市児童絵画コンクール (市独自)	臨時休業期間中に家で過ごす時間が長くなった子どもたちに、夢を膨らませ元 気な気持ちになってもらうため、また、家庭学習の支援のひとつとして、「私 の夢」「私の未来のたからづか」いずれかのテーマで絵画を応募してもらうコ ンクールを実施した。
	web コンテンツ「おうちで 楽しむ文化とアート」事業 (市独自)	外出自粛に伴い、自宅にて家族で気軽にアートや文化を楽しんでもらうため、 WEBにて本市所蔵の美術作品を紹介するとともに、作品にちなんだワークシート を提供し、完成したワークシートを募集・WEBで公開した。あわせて、気軽に旅 行や外食ができない時期であったことから、自宅で海外の食文化に触れる機会 として、世界各国の料理とレシピを紹介した。
	文化芸術センターwebで アート鑑賞と庭園散策 (市独自)	外出自粛と文化芸術センターのオープン延期に伴い、自宅にて来館気分を体験 し、アート鑑賞と庭園散策を楽しんでもらうため、WEBにて館内や開館記念展、 庭園の様子を360度ビューのVRで紹介した。
	SNS (twitter・ Instagram) を活用した観 光情報の発信	市国際観光協会 twitter のほか、観光大使サファイアの Instagram 等で、本市 の魅力やコロナ禍でも自宅で楽しめる企画等を積極的に発信し、反転攻勢期に 備えた。
緊急事態宣 言解除後	就職氷河期世代リモート型 就労支援事業	ウェブ上で就労に関する相談・支援体制を構築し、対象者の利便性を図り、就 労につなげるとともに市内事業者の雇用促進に努める(事業開始は令和2年7 月以降)。在宅での相談や情報収集が可能となり、コロナ禍による新しい生活 様式を踏まえた就労支援を行う。
	芸術文化公演再開緊急支援 事業(県・市)	新型コロナウイルス感染症対策を講じながら舞台芸術活動を再開する取組を支 援するため、7/1~12/31の期間中にベガ・ホール、ソリオホールで舞台芸術 (音楽、演劇、舞踏など)の公演を行う事業に対し、施設利用料金の1/2を市 と県(兵庫県芸術文化協会)が助成する。
	文化芸術活動再開支援事業 補助金【第1期】(市独 自)	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、文化活動を自粛・縮小せざるを得な い状況に置かれた団体に対する支援をするため、7/1~12/31の期間中に宝塚市 内施設(ベガ・ホール、ソリオホールをのぞく)で舞台芸術(音楽、演劇、舞 踏など)の公演または展覧会(絵画、写真、手芸、生け花などの発表)を開催 する事業に対し、施設利用料金の1/2を市が助成する。

第2節 福祉関連事業者への支援

アルコール消毒液・マスクの配布

今回の新型コロナウイルス感染症対策で、必要であるが流通が停止したものに、衛生用品（アルコール消毒液、マスク、防護服、手袋等）があります。新型コロナウイルス感染症が取りざたされ始めた、令和2年2月頃から、全国的に市中からマスク、アルコール消毒液が消えはじめ、「都市封鎖」や「緊急事態宣言」がささやかれ始めた3月末頃には、トイレットペーパーやキッチンペーパーまで消え去る状況となりました。ドラッグストアには、開店前に一人ひとりのマスクを買い求める、長蛇の列ができ、異常な状況となりました。宝塚市内の医療機関、社会福祉施設でも、日常的に必要な衛生用品が調達できない状況が続き、発注しても、納品の見込みが立たない状況が続きました。そのような中で、3月中旬頃から、市の備蓄マスクと併せて、多方面から善意のアルコール消毒液や、マスクの寄附が寄せられ始めました。



消毒液配布状況

次のように配布を行いました。

第1回 3月26日、4月6日

○高齢、介護施設等 214 施設 1,535 本（消毒用ハンドジェル 80ml）

○^{がい}障害福祉事業所等 217 施設 244 本（ ” ” ）

第2回 4月13日～17日

○^{がい}障害福祉事業所等 146 施設 126 本（ ” ” ）

第3回 4月20日～28日

○高齢、介護施設 11 施設 16 箱（次亜塩素酸 20L）

第5章 事業者支援・経済対策・文化芸術活動支援

第4回 4月22日～5月1日

○訪問介護事業者等	85 事業所	269 本 (消毒用ハンドジェル 80m l)
		171 本 (次亜塩素酸スプレー 300m l)

マスクの配布

市中でのマスク（いわゆる「使い捨てマスク」）の流通が枯渇している状況を受けて、市備蓄や多方面からの善意の寄附を活用し、次のようにマスクの配布を行いました。

<医療、福祉事業所など関係機関向け配布>

第1回 3月10日～13日

○医療、保健等関係機関	393 施設	19,950 枚
○高齢、介護施設等	265 施設	11,900 枚
○ ^{がい} 障害福祉事業所等	242 施設	10,100 枚

第2回 3月19日～26日

○医療、保健等関係機関	186 施設	10,600 枚
○高齢、介護施設等	328 施設	14,400 枚
○ ^{がい} 障害福祉事業所等	244 施設	10,900 枚

第3回 3月30日～4月17日

○医療関係機関	35 施設	1,750 枚
○ ^{がい} 障害福祉事業所等	217 施設	3,230 枚
○はり・きゅう事業者	169 施設	8,450 枚

第4回 4月21日～28日

○医療関係機関	434 施設	22,050 枚
○高齢、介護施設等	328 施設	23,350 枚
○障害福祉事業所等	244 施設	11,150 枚

第5回 5月12日～31日

○医療関係機関	445 施設	22,000 枚
○高齢、介護施設等	328 施設	39,775 枚
○障害福祉事業所等	244 施設	18,000 枚

～介護保険事業所への支援～

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る各種事業補助金

3月末以降、兵庫県の補助金を財源とした事業者向け補助事業を市が実施するとされたことから、要綱を作成の上、令和元年度は予備費により、令和2年度は補正予算により、対応しました。また、国の地方創生臨時交付金を財源として、市単独の補助制度も創設しました。

介護事業者への情報提供

新型コロナウイルス感染症に関する感染対策や臨時の取扱い等について、2月18日以降、厚生労働省から膨大な通知が発せられるようになりました。そのほとんどが、市町ではなく介護保険事業者に対するものであり、市では市ホームページに逐次掲載することで、周知を図りました。また、宝塚市介護保険事業者協会にも周知について協力をいただきました。

3月9日に近隣市で新型コロナウイルス感染者が発生して以降、市内外で感染者、濃厚接触者が相次いで発生しました。保健所から市に対する情報ルートがない一方で、保健所・感染者発生施設から、感染者・濃厚接触者と契約しているケアマネジャーや、該当者が利用する他の事業所に対して個別で連絡がなされたため、真偽の定かでない感染者に関する情報が飛び交

い、市への問い合わせが多くありました。

感染拡大期においては、新型コロナウイルス感染症を理由として事業を休止した場合に市への届け出が必要とされておらず、ケアマネジャー等から「〇〇事業所が休止しているらしい」との連絡を受けて初めて把握する状況でした。その後、県民局から「休止する場合は所在地の市町にも届け出ること」との通知が出たことから、休止事業者については把握できるようになりましたが、感染者等の情報については一貫して不明なままでした。訪問介護事業者においては、感染を恐れるあまり、従業員が退職する事案も発生しました。

介護事業者の反応と市の対応

高齢者介護施設等における感染対策については、厚生労働省よりマニュアルが示されており、原則として各事業者が資材の確保や研修等対策を講じるものですが、実際に新型コロナウイルス感染症が急激に拡大する中で、厚生労働省マニュアルにおける「感染が疑われる者」「濃厚接触者」等の定義が伝わりにくく、介護従事者の不安が高まったこともあり、感染拡大初期には感染対策が十分でないという理由からサービス提供ができないとする事業者も発生しました。必要なサービスの調整がされた結果、現時点で、生活に必要なサービスが利用できなかったという声は市に寄せられていませんが、サービスを調整するケアマネジャーに大きな負担がかかることになりました。

～^{がい}障害福祉事業所への支援～

障害福祉サービス事業所への対応

今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厚生労働省より県を通じて福祉サービスの取扱いに関する通知文が発出されたため、これらの通知を事業者にあて積極的に周知しました。特に障害福祉サービスの報酬等に関する通知は2月17日の事務連絡を皮切りに非常に頻繁に発出され、対応に追われることとなりました。

課題

衛生用品配布に係る課題

今回のアルコール消毒液、マスクの配布にあたって課題として、以下を掲げます。

- ◆ 長期保存の備蓄マスクには、劣化が見られました。
- ◆ マスクの梱包が、入手先により 50 枚入り、40 枚入りなどばらつきがあり、特に個別包装でないものが多く、高リスク者に対する個別配布では、一度開封したものは、衛生環境に配慮しつつ直ちに分解作業が必要となり非常に負担となりました。
- ◆ マスクのなかには、異物混入、耳掛けゴムの接着不良をはじめ、不良品が散見されました。
- ◆ 多数の事業所の代表者に受け取りに来ていただくことになるため、3密環境防止に配慮することに苦慮しました。
- ◆ 寄附が突然届いたり、予告された時期に届かないなど、保管場所の確保に苦慮しました。また、マスクの数量や仕様にばらつきがあり、一定の数量が蓄積されない限り配布できないため、配布する時期、場所の確保をはじめ、事業者あて連絡調整に苦慮しました。
- ◆ 衛生用品の不足の訴えが多くありましたが、市ではマスクを除き、事業者に提供する必要がある衛生用品を備蓄しておらず、対応が困難となりました。

介護事業者支援における課題

介護保険事業者に対する支援については県からの実施連絡から県への補助金申請、補正予算要求までの期間が数日間と極めて短く、対象となる事業者に周知し、申請を取りまとめることが非常に困難でした。県補助金による支援は、県の事業実施要綱が示される前に、市において詳細を決定しなければいけませんでした。要綱作成、予算措置のための事務を行うための時間も限られていました。

厚生労働省からの通知や連絡は次々と発せられ、時に 40 ページ近くにもなるボリュームのあるものでした。ホームページに掲載したものがわかりづらい、市で情報を整理してほしいとの意見もありました。しかし、通知の内容を整理し、要約するには専門知識が必要になることから難しく、通知が到着次第、まずは掲載することが正確な情報の伝達に適していると判断せ

ざるを得ませんでした。

介護事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて、特に市として補足が必要と思われたものについては、2月と3月の二度にわたり、市として取扱いに関する通知を行いました。また、県監査指導課を通じて通知内容の疑義照会を行い、介護事業所からの質問にも対応しました。

感染対策をどこまで行うかは事業者に裁量がありますが、感染対策の不備を理由にサービス提供を休止する事業者があれば、市全体の介護サービス提供体制に影響が及ぶことから、一定の働きかけが必要です。

^{がい} 障害福祉事業者支援における課題

障害福祉サービスの取扱いに関する通知について、県からは国の通知を五月雨式に転送するに留めたことから、あいまいな表現になっている部分に関して市の独自の解釈を迫られることが非常に多く、短い期日の中で近隣他市と協議をしながら独自の基準を設け、事業所へ通知することに大変苦慮しました。その結果、市によって解釈が異なることがあり、事業所からの問い合わせへの対応に時間を要しました。特に放課後等デイサービスは児童の居場所の確保や家庭での孤立を防ぐ役割を求められていましたが、国の通知のみでは事業所にとっては理解しづらく、併せて市からも通知を行うこととしましたが、その後も国の通知が五月雨式に発出されたことによりその都度対応に時間を要しました。放課後等デイサービスの利用に関する利用者負担軽減のための補助金の請求事務は特に難解であり、事業所の混乱を招き、周知と対応に多大な労力を費やすこととなりました。障害支援区分認定審査会については、事務局が委員の意見を他の委員に伝える等の個別連絡を担うこととなり、膨大な事務が発生しました。

総括

アルコール・マスク

- ◆ 今回、健康福祉部での衛生備品の配布は、平素からつながりのある、医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめ、高齢、^{がい} 障害福祉事業所等の協力を得て、新型コロナウイルス感染

症第1波で、約25万枚以上のマスクを、医療、福祉関係の従事者や高リスクの個人に配布しました。

- ◆ 衛生用品の納品から、保管場所の確保や配布場所へ輸送、きめの細かい検品、衛生に配慮した仕分け作業など、職員の努力を評価したいと考えます。
- ◆ 第2波、第3波に備え保管場所や在庫状況の把握などに努め、用品の保管や寄附情報は、健康福祉部内各課でなされても、在庫状況や寄附情報は一元的な情報集約が必要と考えます。
- ◆ 一方で、課題に掲げたことは、職員の努力で回避できないものもありますが、善意の寄附などで支えられていることに配慮し、感謝の意をもって、次なる状況に工夫を凝らして対応する必要があります。

事業者支援

- ◆ 時間的な問題から、考えながら事務を進めるほかなく、事業者の質問に対する回答も時に曖昧なものになり、市に対する苦情や不満を受ける結果になりました。本市は、阪神間でも新型コロナウイルス感染者が多く発生したエリアにあり、時間的余裕がない中でも令和元年度から補助金を支給しましたが、県から市町への連絡や照会回答について十分な説明、時間が与えられないことから、職員のみならず事業者にも負担をかけることになりました。
- ◆ 市ホームページに事業者向け情報を掲載することで、迅速かつ平等に周知を行うことが可能となりました。しかし、通知は次々と発せられるため、情報の掲載については、より見やすいレイアウトにできないか、検討する必要があります。
- ◆ 個別の感染者等については、個人情報でもあり、市で把握することは困難かもしれませんが、実際に高齢者等と接する事業者が安心して事業を継続できるように、少なくとも保健所・医療機関・福祉事業者の間で情報共有体制が構築される必要があると考えます。
- ◆ 事業者に対し、平常時から医療関係者と連携しての感染対策研修の実施を促していく必要があると感じました。
- ◆ 現時点で、衛生用品の不足を理由としてサービス提供が不可能となった事例はありませんが、将来的な不安が残ります。市内事業者（高齢・^{がい}障害・児童等）へ提供するための衛生

用品を市として備蓄し、非常時に無償もしくは有償で配布を行うことも、市民生活を継続するためには有効と考えます。

第3節 バス事業者の運行継続と公的支援検討

課題検証

公的支援の制度設計、財源、支援主体の調整

緊急事態宣言をはじめとして、市民の移動自粛により公共交通事業は明らかな減収が見込まれる状況でしたが、市民生活を継続するため、国・県より事業継続要請が出ました。公共交通事業者はこれに応え、事業を継続されました。ただしこれは公的な金銭支援について、制度すらない中で決断いただいていたと認識しています。これに対し公的な支援が必要とされる中、支援の対象となる事業やその対象の具体について、「財源」「支援主体として国・県・市町村の別」等を調整していくことに対し、国・県との調整、庁内各部署、近隣市町との調整や公共交通事業者との調整に多大な労務を要しました。

主な取組

緊急事態宣言中

- ・国制度設計の動向確認、国費の獲得検討

緊急事態宣言解除後

- ・国費の獲得調整、市費の措置調整、庁内調整、公共交通事業者との協議調整

第6章 教育委員会の取組

第1節 突然の休業要請を受けて

突然の臨時休業 3月3日～3月15日

2月27日夕方、突然、政府から小中学校、特別支援学校の休業要請が出されました。インターネットニュースでこのことを知った教育委員会事務局職員が慌ただしく、各職員に報告に回りました。政府が要請する休業期間は3月2日から春期休業の日までであり、教育委員会では緊急に対応を求められる状況になりました。すぐに教育長以下管理職が集まり、事実確認をし、対応策を検討するとともに近隣市の情報収集に努めました。協議を進める中で教育委員会内では、臨時休業を3月2日からとする案と3月3日からとする案で意見が分かれました。

翌2月28日には、日がない中でしたが休業に向けて学校でできる限りの準備を行いました。兵庫県が県立学校の休業期間を3月3日から3月15日までとしていることなどから、市内公立学校園49校園を3月3日から3月15日まで休業する方針を決定し、保護者に通知しました。教職員は準備対応に追われながらも、3月2日は通常の登校日（給食実施）とし、休業期間中の学習課題の手渡しや生活面での指導を行い、翌日からの臨時休業に備えました。

なお、兵庫県の公立高等学校入学選抜は予定どおり3月12日、13日に行われました。また小学校の体育施設開放事業についても休業期間中、中止としました。

臨時休業の延長 3月16日～3月25日、春休み

3月3日から休業期間を取っていましたが、国内新型コロナウイルスの感染は広がりを見せるとともに近隣市でも感染患者が発生していることから、春休みまで休業期間の延長を余儀なくされることとなりました。3月10日に臨時校園長会で説明を行い、同日保護者に休業期間の延長を通知しました。3月3日以降、結果として3学期は登校園しないままとなりました。

また、小中学校では卒業生以外の在校生に対して、通知表（あゆみ）の手渡しと学校の保管荷物の引き取り日をこの期間中3日間設定し、子どもの様子も併せて確認するようにしました。

学校園再開の動きと臨時休業の再延長 新学期～5月6日

この後、3月24日付の文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」や4月1日付「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドラインの改訂について」に基づき、教育委員会では新学期の対応について協議を行いました。4月1日時点では兵庫県は「感染拡大警戒地域」ではないことや子どもは地域において感染拡大の役割を果たしていないこと、さらに学校の臨時休業を延長した場合、子どものストレスが今以上に蓄積すること、子どもの学習機会を十分確保できないことなどから、4月2日に新学期から学校を再開する方針を決定し、4月3日付で保護者に通知しました。

しかし、これに対して保護者や市民から不安を訴える電話が相次ぎ、急遽教育委員会事務局内で手分けをして電話対応をしましたが、確実にお話をさせていただくために電話対応専任の職員を指名しました。電話の多くが感染対策をどうしていくのか、子どもが感染したらどうするのか不安であるといったものでした。教育委員会では丁寧に意見を聞き取るようにしました。電話の向こうから子どもの感染の不安とともに学校が開かれないことへの不安や、今後の見通しが十分持てないつらさなど色々な苦しい思いが痛いほど伝わってきました。電話で対応した職員一人ひとりが身につまされる思いでした。そして職員皆が全ての保護者の思いを共有しました。一方、メールでも多くの意見が寄せられました。4月6日には宝塚市PTA協議会から、学校園の再開についての再検討や学校再開後の安全確保に向けた具体的な方策など「幼稚園、学校の再開についての要望」が出されました。また、県立学校は当初、4月8日から全県下で学校再開の方針でしたが、4月6日には、但馬地域を除く県下全域で4月19日まで臨時休業を延長すると方針変更しました。このようなことや国が緊急事態宣言の発出に動き始めたことを受け、本市も4月6日に新学期は、始業式又は入学式の日から5月6日まで臨時休業を延長することに方針変更しました。なお、市立幼稚園と養護学校を除き、小・中学校の入学式は卒業式・卒園式と同様に簡素化して実施しました。始業式も市立幼稚園を除き各学校で実施しました。また、この期間中、それぞれの学校が子どもたちと確実につながりを持つために、週1回午前中2時間程度の登校日を設定し、子どもたちの健康観察や家庭学習の確認を行いました。

臨時休業の再々延長 5月7日～5月31日

ゴールデンウィークを迎えるにあたり、政府からは緊急事態宣言の延長の有無を含む5月7日以降の方針が出されていませんでしたが、近隣市の対応や緊急事態宣言の延長は不可避という社会情勢から休業期間の延長は不可避と判断せざるを得ない状況となりました。4月27日に臨時校舎長会で説明を行い、4月28日に保護者に対して、市立学校園の臨時休業期間を5月31日まで延長することを通知しました。この後、国は5月4日に緊急事態宣言を延長することを決定しました。

休業期間を振り返って

以上が3月3日から5月31日までの臨時休業の経過です。夏休みといった長期休業はあらかじめ決まっているもので、子どもや保護者はそれを年間スケジュールの中に織り込んで生活を組み立てています。しかしながらこの度のほぼ3か月に及ぶ臨時休業は突然のことであり、子どもや保護者にとって心理的負担も多かったと思われます。一方で教育委員会も長期休業（夏休み、冬休み、春休み）以外は当たり前前に開いている学校が閉まっているということに対する子どもや保護者への影響の大きさをひしひしと感じ、開けたくても開けられないつらさを感じました。教育委員会の全ての職員、学校園の全ての教職員が子どもたちの元気な顔を早く見たいと思っていました。

○子どものこと

休業期間中、子どもたちは、原則自宅学習ということでしたが、ずっと家に閉じこもっていたため、目に見えにくいものの、精神的な負担は大きかったと思われます。外出を制限され、友達と会えない日々が続く中、公園ではマスクを着けた子どもの姿を見ることになりました。特に市役所の隣にある末広中央公園や武庫川河川敷緑地では終日多くの子どもで賑わっていました。夕方には、テレワークが終わったお父さんやお母さんでしょうか、家族連れの姿も多くみられるようになりました。確かに臨時休業期間中は日も長くなり気候も1年で一番良い頃です。中学生や高校生と思われる子どもは同じジャージを着て自主部活動？と思われるような感じで一定の距離を保ちながらランニングをする姿もありました。一方で、『公園で子どもの声

第6章 教育委員会の取組

がうるさい。』との通報がありパトカーが出動したということも聞きました。「自粛警察」、「マスク警察」なる言葉も生まれました。

なお、文部科学省からは、児童生徒の健康維持のため学校の校庭の開放等による運動機会の確保について言及されたことや保護者からもそういった声が寄せられていることなどから春休みの間、市立小学校では在籍する子どもたちのための居場所づくりとして運動場を開放し、運動機会の確保と子どものストレス解消を図りました。保護者には3月23日、運動場の開放について案内するとともに、市ホームページで「小学校の運動場であそべるよ！！」と題したチラシをアップしました。全国的な新型コロナウイルスの感染拡大で社会が暗くなっている時にはありましたが、のびのびと体を動かす子どもたちの笑顔が本当に素敵で楽しそうでした。このような子どもたちの楽しそうな姿を見、元気な声を聞くにつけ、成長期の子どもたちが思いっきり体を動かすことができないつらさを感じ、1日でも早い新型コロナウイルス感染拡大の終息を願うばかりでした。

○卒業（園）式、入学（園）式への対応

この度の臨時休業は、学年の終わりと新学年の初めにまたがるもので卒業（園）式、入学（園）式をどうするか、教育委員会も難しい判断を迫られました。臨時休業は期間中ではありますが、どちらの式典も特別です。何とか開催できる方策はないか検討を加えました。

卒業（園）式は、子どもにとってその学校園での生活の締めくくりとなるもので、入学（園）式はこれからの学校園での生活の始まりとなるものです。例年と同じように多くの保護者や地域の皆さん、在校生（園児）に出席をしてもらい、お祝いの言葉をかけていただきたいところでしたが思うままにはならないものでした。教育委員会事務局職員も毎年、卒業（園）式、入学（園）式に参列することを楽しみとしていましたが、厳粛な卒業（園）式で保護者や他の参列者の方と卒業の日を迎えられた喜びを共有することや、入学（園）式でこれから始まる学校園での生活に参列者皆でエールを送ることも叶いませんでした。

第6章 教育委員会の取組

(卒業式)

- ①小学校は予定どおり 3 月 19 日に実施
- ②中学校は 3 月 10 日の予定を 3 月 17 日に変更して実施
- ③幼稚園は予定どおり 3 月 18 日に実施

それぞれ、感染防止の観点から来賓、在校生の参列を求めず、保護者の参列は各家庭 1 名としました。また式自体も卒業証書を教室で受け取るなど工夫し簡素化して短時間で終了するようにしました。なお、ある小学校では憂鬱な空気を払拭するような晴天の下、校庭に椅子を並べて式を行いました。コロナ禍で例年どおりとはいきませんでした。子どもや保護者にとって思い出に残る卒業式となったと思います。

(入学(園)式)

- ①小学校は 4 月 8 日に実施
- ②中学校は 4 月 9 日に実施
- ③養護学校・幼稚園は 6 月 2 日に実施



それぞれ、感染防止の観点から卒業式と同じように来賓、在校生の参列を求めませんでした。保護者の出席については大規模校を除き各家庭 2 名としました。(大規模校は各家庭 1 名)。

○子どもの預かり

休業期間中、保護者の就労等の理由で保育が必要な児童の対応としては、放課後児童クラブ(地域児童育成会等)を夏休みなど長期休業期間中と同様に開所しました。しかしながら、午前中など通常子どもが学校にいる間、仕事を持つ保護者など放課後児童クラブに登録していない児童の中に家庭で過ごすことが難しい児童がいることも判明しました。保護者の就労等やむを得ない事情がある園児、小学 1・2 年生を対象に各学校園の協力のもと、預かりを実施しました。なお、休業期間中の放課後児童クラブ運営は、新型コロナウイルス感染に細心の注意を払う必要があり、現場の職員の多大な貢献によるところが大きかったです。一方、教育委員会

は、子どもの預かりに十分対応できるよう各学校に配属されている給食調理員や用務員に協力を仰ぎました。多くの職員がこれに応え、延べ100名余を地域児童育成会に応援職員として派遣しました。一方で応援に行った職員からは、自分が子どもたちの預かりに携わることで、もし子どもたちを感染させることになれば大きな責任を感じるといった不安の声も聞かれました。

○子どもたちの学びの保障

休業期間中の子どもたちの生活や居場所づくりとともに大きな課題となったのが、子どもたちの「学びの保障」です。保護者にとっても休業による学習の遅れは不安であったと思われ、家庭学習では限界もあったと思われます。実際に保護者からもメールなどで子どもが家庭で過ごすことや学習の遅れへの不安についての問い合わせや意見が届いていました。教育委員会では各学校の教職員が各家庭との連絡を円滑に行えるように携帯電話を追加配備し、連絡体制を拡充しました。小中学校では家庭学習用プリントを配布したほか、幼稚園では家庭にて親子で一緒にできる遊びや、教材プリントの配布を中心とした学習指導を行っていましたが、各校で対応にバラツキがあったため、急遽、教育委員会で全校統一した取扱いをすることを決定し、各学校に通知しました。一方、休業期間が長期化する見込みとなってきた頃からにわかに9月入学の話が評論家や一部の自治体の首長から出てきました。テレビや新聞紙上ではオンライン授業を実施している学校の取組が毎日のように取り上げられました。これが契機となったのか、文部科学省もGIGAスクールの取組を加速させる方針を立てたため、本市も1年前倒しで子どもたちに1人1台のタブレットを配備する予定となりました。なお、休業期間中、文部科学省が「子どもの学び応援サイト」を立ち上げたのを初め、多くの出版社などが子ども向けの家庭学習用のサイトを立ち上げました。勿論、教育委員会でも指導主事や教職員が中心となり「TAKARAっ子学びサイト（子ども支援サイト）」を開設し、学習用プリントとともに子どもの学びを積極的に支援していくことになりました。詳細については後段に譲ります。

第2節 子どもの学びを継続的に支援

これまで経験したことのない新型コロナウイルス感染症の流行により、学校におけるすべての活動が制限されました。中でも、児童生徒の学習保障という学校の最も大きな役割が十分に果たせないことへの歯がゆさを感じるなど様々な課題を痛感しました。

学校においては、令和2年3月3日からの臨時休業にあたって、休業直前に児童生徒に対して家庭学習用のプリントの配布や課題を伝えました。しかし、休業が予想以上に長引いたことで、各学校では一斉メールや学校ホームページを活用して学習課題を伝えることとしました。

新年度になり、4月7日に緊急事態宣言が発出されたところでしたが、細心の感染防止対策を講じる中で、始業式と入学式を実施しました。その際に、新たな家庭学習の課題を渡すなどの対応を行いました。しかし、その後も臨時休業が続いたため、前述した一斉メールや学校ホームページの活用による課題の伝達を継続しましたが、学校によっては感染への恐れを感じながらも課題のポスティング、家庭訪問の実施など、それぞれに工夫した方法での学習課題の提供を行いました。この時点では、保護者からオンラインでの授業や対話ができないのかという問い合わせや意見がメールで多く届くようになりました。しかし、本市の環境ではオンラインでつながることができず、少しでも子どもや保護者の安心を届けるための方法を検討することにしました。

その後、緊急事態宣言が延長され、5月7日からは全ての児童生徒に対し確実に課題が行き渡ること、そして少しでも児童生徒の顔を見て様子をうかがうことを重要視し、学校において課題の受け渡しをする受渡日を設けることとしました。感染予防策を講じながらの受け渡しではありましたが、前回に渡した課題を集めて添削することもでき、児童生徒とのつながりを持つ取組となりました。感染不安などのため児童生徒が直接学校に来られない場合は、保護者に来てもらうような柔軟な対応を行いました。実際に学校では、受渡日に来た児童生徒の喜びの様子、対応した担任等の安堵の様子が見られました。

緊急事態宣言が解除され、学校園再開となった6月1日からの2週間は、全ての学校園において分散登校期間として登校園日を設定し、曜日を分けた登校、午前と午後に分けた登校を行いました。また、幼稚園、養護学校では延期されていた入園式・入学式を行いました。この時点では、保護者からの登校による感染への不安に対する意見よりも、反対に学校再開を望むメールが多くなっていました。学校では教室には約半数の児童生徒が入り、間隔をと

第6章 教育委員会の取組

って座ることや、ドア、窓を開けるなどの対策を講じながら少人数での保育・授業を行いました。そして、6月15日からは給食の開始、18日からは午後の授業も行い、一斉登校（部活動の再開）へと移行していきました。

一方で、教育委員会としては、学習保障という観点から、まず初めに文部科学省が公開した学習コンテンツにリンクするサイトを市ホームページに開設しました。しかし、臨時休業が長期化していく中で、本市の児童生徒の状況、また学校の状況にあった内容のサイトを構築する必要があると考え、指導部門各課の指導主事により、「TAKARAっ子 学びサイト」という教育委員会発信の学習支援サイトの開設に向けてプロジェクトチーム（PT）を結成しました。

PTでは、「児童生徒にとって今必要なことは何か」「現在のICT環境でどのようなことができるのか」について何回も協議を重ね、次のコンセプトで進めていくことにしました。

「TAKARAっ子 学びサイト」内に、以下の4つのサイトを設ける。

○学習支援サイト

指導主事によるおすすめ学習コンテンツの紹介

○運動支援サイト

家でできる運動のオリジナル作成動画やおすすめサイトの紹介

○生活支援サイト

休業期間中の生活の仕方や健康面、ストレス解消のアドバイス

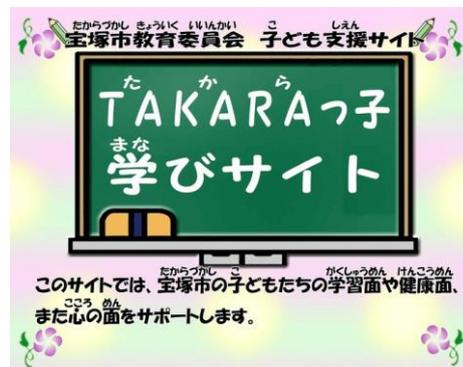
○ティーブレイクサイト

学習に疲れた時など気分転換ができるパズルやクイズの掲載、本市の給食レシピの紹介

その後、次の内容を充実させていきました。

○学習支援サイト

- ・指導主事による家庭学習アドバイスオリジナル作成動画



第6章 教育委員会の取組

- ・本市雇用のALTによる英語を使ったオリジナル作成動画

○ティーブレイクサイト

- ・「宝塚学検定」の過去の問題
- ・学校司書による読書サイト

さらに、地域ラジオ局である「エフエム宝塚」に各学校の学校司書が順番に出演し、読み聞かせやおすすめの本の紹介を行いました。

これらの取組を継続して実施してきましたが、同時に様々な課題を感じました。「TAKARAっ子 学びサイト」の取組では、児童生徒の各家庭のネット環境が様々であることは大きな課題です。教育委員会としても早急にICT環境の整備に取組みたいとの思いを抱く中、保護者や市民からもオンライン授業を望む声が寄せられ、また国ではGIGAスクール構想を前倒しで整備していく方針が示されました。このようなことから本市では令和2年度中に、必要な通信環境と児童生徒に一人1台のタブレット端末を整備することとしました。

また、当初、学習課題を届けるために行ったポスティングや家庭訪問についても、市内で感染者が多く出た施設の近くにある学校では、感染不安の観点から実施できなかったところもありました。感染状況等により一律の取組が難しいと感じたところです。

教職員にとっても、新学期になって子どもたちとの出会いがなかなか叶わなかったこと、学校において子どもの預かりなどの家庭支援をすること、さらには学校がクラスターの発生源になってはいけないという思いを持ちながら、感染防止策を講じていくとともに、学習保障を進めなければならなかったことは、大変大きな負担となっていきました。

第3節 学校再開への道

文部科学省の動き

5月1日には「学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会」（文部科学省所管）の「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」の

第6章 教育委員会の取組

中で、基本的な考え方として「学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子どもが通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子どもの学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。この感染症については持続的な対策が必要であることを踏まえれば、社会全体が長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子どもの健やかな学びを保障するということとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考え方が重要である。(一部抜粋)」ということが示されました。

同日付の文部科学省初等中等教育局長の「新型コロナウイルス感染対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について(通知)」においても上記提言の趣旨を踏まえ、学校での児童生徒の身体的距離の確保や分散登校の工夫、各教科等の指導における感染症対策、登下校の工夫など学校再開に向けての取組が示されました。このように文部科学省も、今後の学校再開に向けての展望を示すようになりました。

学校園再開に向けて

5月に入り教育委員会は学校園再開に向けて本格的に検討を始めました。校園長会を3回開催したほか、校園長会役員との意見交換や情報交換を含めて何度となく連絡を取り合い、協議を持ちました。協議内容としては、検温、消毒、手洗いなどの衛生管理や密を避けた学校園運営などの感染防止策や再開時の登校園形態(分散登校と通常登校)、授業時数の確保、小学校の登下校の工夫、自然学校や運動会、修学旅行などの学校行事、成績・評価の扱いなど挙げればきりがありません。

このように検討すべき課題は山積していましたが、再開にあたっては、感染防止策をどう徹底するかマニュアルの策定がまずは急がれました。教育委員会では5月18日に宝塚市医師会の意見を参考に「宝塚市立学校園における新型コロナウイルス感染症マニュアル」を作成しました。その後、5月22日には「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「～学校の新しい生活様式～(2020.5.22Ver.1)」が文部科学省から示されました。

この時期、兵庫県では5月16日以来感染者が新たに発生しない(6月19日まで)状況が続いており、全国的にも4月末をピークに感染者が減少してきました。5月14日には39県で緊

第6章 教育委員会の取組

急事態宣言が解除されましたが、兵庫県、大阪府、京都府は対象になっておらず、5月21日ようやく緊急事態宣言が解除されました。



学校園の再開

教育委員会は5月22日、満を持して市立学校園の再開に向け保護者に通知しました。内容は次のとおりです。

- ① 5月25日（月）から5月29日（金）までの間は1回2時間程度の登校可能日を設ける。
- ② 6月1日（月）から学校園を再開する。
- ③ 6月1日（月）から12日（金）までは分散登校園とする。（学校の収容人数は、最大で50%とする）
- ④ 6月15日（月）からは通常登校園（全員）とし、給食も同日から実施する。

学校再開に向けては、授業のあり方とともに学校行事をどうしていくか問題となりました。教育委員会も各学校長も子どもたちの学校でのよき経験、思い出となるために是非とも例年どおり実施していきたい思いに変わりはありませんでしたが、いろいろな制約を受けざるを得ませんでした。

- 修学旅行・・・小中学校ともそれぞれ一番早い学校は9月上旬に実施するが、その学校が実施できなければ、全校中止する。実施するかどうかは7月末に判断する。
- 運動会、体育会・・・小学校は中止、中学校は内容や名称変更を検討する。
- 自然学校・・・実施日数は2日とする。ただし、宿泊はなし。

第6章 教育委員会の取組

○トライやるウィーク・・・実施日数は1日とする。

学校園現場

この学校園再開に関しては、保護者から大きく疑義を唱えられることはありませんでした。兵庫県下で感染者が新たに発生しない状況が続いていることや緊急事態宣言が解除されたことが大きいと思います。教育委員会と学校園現場では、子どもたちの登校園に向け日々準備で忙しくなっていました。各学校園で規模や校舎、設備の違いなどがあるため、具体の感染防止対策は、教育委員会が作成したマニュアルに基づき教職員が知恵を出し合い練り上げました。一部を紹介すると、校門から、玄関の下駄箱まで学年別の進行ルートを設定している学校、手洗い場の蛇口の水栓を一つ飛ばしで使用するようになっている学校、蛇口と蛇口の間ビニールシートで仕切りをしている幼稚園、下駄箱や手洗い場付近で床に足形やテープで間隔を取るようになっている学校、学年別に使用するトイレを分けている学校などです。さらに、学校生活で一番密になりやすい給食については、グループではなく、それぞれが前を向いて食べることとするほか、給食当番の子どものアルコール消毒の徹底、複数の児童・生徒が一つのお玉やトングを使用しないことの徹底などにより感染防止を図ることにしました。



一方教育委員会も再開に向けて各学校園で使用するアルコール消毒液やマスク、フェイスシールド、体温計、石鹸などの調達に追われました。市立病院に寄附された雨合羽のうち500着を各学校に配りました。これらのアルコール消毒等の調達にあたっては関係物資の不足と価格高騰に悩まされました。消毒用アルコールの代替として次亜塩素酸ナトリウムの使用についても各学校園に案内しました。街中のドラッグストアでマスクや消毒用アルコールが消えたように、注文しても納品が遅かったり在庫不足ということに見舞われました。幸い、新型コロナウ

第6章 教育委員会の取組

イルスが日本で感染し始めた初期のころに品不足を見越して注文していたものがあったのと各学校の給食調理用のアルコールを使用して急場をしのいでいきました。

なお、「宝塚市立学校園における新型コロナウイルス感染症マニュアル」ですが、5月18日に初版を作成しましたが、それ以降感染状況や国の動向を踏まえ第3版まで更新しています。

学校園再開における子どもたちへの指導、メンタルヘルスケア

「宝塚市立学校園における新型コロナウイルス感染症マニュアル」（初版）において、子どもたちへの学校再開時の指導として、最初の登校時に感染防止のための手洗いやトイレの使い方、座席配置の指導ととともに、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や新型コロナウイルス感染症に係る人権尊重についても指導するよう求めました。新型コロナウイルスの感染拡大とともに全国的に医療従事者や感染者等への偏見や差別が社会的問題となりました。文部科学省からも感染者や濃厚接触者に対する偏見や差別を生じさせないための指導が求められていました。

また、教育相談員がメンタルヘルスケアのために「新型コロナウイルス感染症の影響で長い休校を経験した生徒の皆さんへ」（中学生向け）、「新型コロナウイルス感染症の影響で休校中だった子どもたちへ」（小学生向け）と題したレターを作成し配りました。



第4節 再開後の学校園現場の様子

分散登校園実施時の子どもたちの様子や教職員の苦労

5月末までは前述したとおり、学校において家庭学習用の教材の受け渡しを行っていましたが、その都度出される国や県からの方針を踏まえながら、本市としての方針を決める中で、6月1日から分散登校を実施しました。

開始当初は、感染不安のために登校しない園児児童生徒も見られましたが、4月の始業式や入学式の時に感染不安で参加できなかった児童生徒に比べると随分と人数は少なくなっていま

第6章 教育委員会の取組

した。分散登校にあたっては、次のことを踏まえ、これまでしたことのない対応を余儀なくされました。

- 一度に登校する人数を在籍者数の2分の1以下とすること
- 家庭での検温
- 教室に入る前の手洗いの徹底
- 教室での着席については間隔を空ける
- マスク着用の徹底
- 児童生徒による清掃活動はしない
- 児童生徒の下校後の教職員による消毒作業
- 音楽や理科、家庭科など教科での指導内容の制限
- 保健室とは別に発熱者専用のエリアの設定



実際に登校してきた児童生徒は、長い間、会うことができなかった友達に会えた安心や嬉しさの気持ちを表していました。しかし、校舎に入る時には体温チェックをすることや、教室の中でもおよそ半分の人数しかいない、トイレや手洗いに行くにも時間が決められ、間隔を空けるなど、学校生活がこれまでと随分と違うことへの驚き戸惑いなどを感じる様子が見られました。

教職員も県教育委員会から示された在宅勤務や時差出勤などの勤務形態をとりながら、校内での出勤ローテーションの体制を整え、教材準備や受入れに係る感染症対策に取り組みました。具体的には、担任は教室での対応を行い、それ以外の教職員は校門や廊下、手洗い場、トイレなどでの対応など、それぞれの役割を決めて、感染防止を念頭においた児童生徒が安心できる学校の環境整備に努めました。

また、児童生徒の登校にあたっては、次の事項を指導することから始めました。

- 新型コロナウイルス感染症という病気に対する正しい知識について
- 新型コロナウイルス感染症に対する不安と恐れについて

第6章 教育委員会の取組

- 新型コロナウイルス感染症に対する偏見や差別について
- 感染を防止するための学校でのルールについて



これらは、今回のコロナ禍における学校生活等で大切な事項であり、すべての児童生徒が理解しておかなければならないことです。

教職員は自らも様々な不安を持ちながらも、学校が大きな感染の場とならないようにするという意識を強く持ち、児童生徒や保護者の不安や相談に応えつつ、また休業によってできなかった学習を取り戻すべく取り組みました。特に中学校では、クラスを半分に分けて午前と午後に分けた登校を行ったため、教科担任は午前と午後、同じ授業を2回しなければなりませんでした。このようなことから教職員にとっても精神的、体力的に大変苦しい状況でした。

通常登校園開始時の子どもたちの様子や教職員の苦労

6月15日からは、すべての園児児童生徒が毎日同じ時間帯に登校する一斉登校園へと移行していきました。しかし、当初の3日間（15日～17日）は、園児児童生徒の生活リズムを定着させるため、午後の授業は行いませんでした。

これまでの分散登校と違い、クラスのすべての児童生徒が登校し、同じ時間帯に多くの人が学校生活を送ることとなりました。そのため、次のように児童生徒の不安感の払拭や安全の確保など、分散登校時にも取り組んでいたことをより一層徹底することとしました。

- 学級では机と机の間隔を空ける
- 机はグループにはせず、すべて同じ方向を向ける
- 学習時は、意見交換などグループ学習は行わない
- 休み時間には、密を避けるために群れない
- 自分が使ったものは人に貸さない



第6章 教育委員会の取組

- 教室に入る前には必ず手を洗う
- 自分の机や椅子は自分で掃除する



また、一斉登校に合わせ、給食の提供を行いました。給食の実施により、児童生徒に栄養価のある食事を提供することで、体力を維持させることにつながり、暑い時期の登下校にも耐えることができるようにしました。さらに、通常登校4日目の6月18日からは午後からも授業を行い、中学校での部活動も実施可能としました。

中学2年生と3年生は、待ちに待った部活動の開始であり、中学1年生にとっては、どのクラブに所属するかを決める期待感が高まりました。しかし、運動部の中には生徒同士が近距離で接触する競技であったり、文化部の吹奏楽部やコーラス部のように、楽器の演奏、発声や歌を歌うことができないなど、活動の制限を余儀なくされたものがありました。また、活動はできても、使用する道具の消毒、着替えでの感染防止など、多くの対応をする中での部活動の再開でした。

また、様々な大会の中止が相次いで決定され、特に中学3年生にとっては引退に向けた活動に大きな課題を残しました。

このような中、各学校の教職員はこの状況下での最善の対応を行うべく協議を重ね、必要な取組を行ってきました。特に、「新しい学校生活の様式」を児童生徒に定着させること、コロナ禍における児童生徒へのアンケートや面談をはじめとする心のケア、差別や偏見がない人権尊重の指導など、日々の学習指導と合わせて取り組んできました。

国による警戒レベルが兵庫県で「レベル1」となったことで、少しずつ本来の学校生活に近づけるようにしていますが、市や県、近隣地域の感染状況や人の移動など、まだまだ油断ができない状況の中で、これまで同様に、教職員は学校園が集団感染の場になってはいけないという思いを持って日々取り組んでおり、その負担は大変大きなものとなっています。

当初、学校園再開に不安の意見を持っていた保護者のうちの多くは、再開について理解いただくようになり、コロナ禍における新しい学校園生活について、保護者と学校が協力して進めるようになりました。

第6章 教育委員会の取組

課名：教育企画課

実施時期	対策・取組の内容	ねらい・内容
緊急事態宣言前 (1/15 国内で1例目の患者が発生～4/6)	○オンラインによる業者との打ち合わせ	○感染リスクを考慮し、教育振興基本計画策定業者とオンラインによる協議を行った。(3/12)
緊急事態宣言中 (4/7～5/25 全国で解除された日)	○携帯電話の追加配備 ○教育委員会会議の書面会議の開催 ○教育委員会傍聴受付を中止	○臨時休業により保護者や在宅勤務者への連絡が増加し、電話回線の不足している状況を受け追加配備 ○感染リスク等を考慮し、書面での会議を開催(5/7、初めての開催) ○4/10～7/8 まで中止
緊急事態宣言解除後 (5/26～6/30)	○養護学校通学バス、臨時増便運行	○通学バスの過密化及び乗車時間を減らし3密を防ぐため、養護学校通学バスを増便し感染リスクの低減を図る。(市マイクロバスの活用) 運行期間は6/19～7/20

課名：職員課

実施時期	対策・取組の内容	ねらい・内容
緊急事態宣言前 (1/15 国内で1例目の患者が発生～4/6)	・学校事務共同研究検討委員会を書面で開催した。 ・臨時校園長会の開催	・感染リスクを避けるため ・臨時休業について ・卒業式・卒園式・入学式・入園式について ・新型コロナウイルスに係る対応について
緊急事態宣言中 (4/7～5/25 全国で解除された日)	・校園長会の分割開催 ・臨時校園長会の開催	・感染リスクを避けるため ・臨時休業期間の延長について ・学校再開に向けた対応基本方針について (再開日・学校登校体制・学校行事・学校給食 学期・部活動・コロナ対策)
緊急事態宣言解除後 (5/26～6/30)	・校園長会の分割開催 ・臨時校園長会の開催	・感染リスクを避けるため ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」について ・長期休業期間の短縮について

第6章 教育委員会の取組

課名：施設課

実施時期	対策・取組の内容	ねらい・内容
緊急事態宣言中 (4/7～5/25 全国 で解除された日)	○放課後等デイサービス事業者への学校使用許可	○国・県の通知に基づき、市障害福祉課の依頼を受け、放課後等デイサービス事業者に臨時休業期間中の学校使用の許可を行った。(許可期間：4/16～5/29)

課名：学事課

実施時期	対策・取組の内容	ねらい・内容	
緊急事態宣言前 (1/15 国内で1例 目の患者が発生～ 4/6)	3/3～3/15の間、市立学校園の臨時休業を実施	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止	
	3/16～3/19の間、市立幼稚園の臨時休業を延長	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止	
	3/16～3/25の間、市立学校の臨時休業を延長	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止	
	中山桜台小学校と中山五月台小学校の学校統合に係る取組を3月以降中断	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止	
	宝塚市教育環境審議会の開催(3/19)を延期	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止	
緊急事態宣言中 (4/7～5/25 全国 で解除された日)	4/10～5/6の間、市立幼稚園の臨時休業を延長	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止	
	4/7～5/6の間、市立学校の臨時休業を延長(入学式及び始業式は実施)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止	
	5/7～5/31の間、市立学校園の臨時休業を延長	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止	
	5月上旬に宝塚市立病院から受け取った雨がっぱを各市立学校園に配布	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止	
	5月中旬に各市立学校園にマスクを配布	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止	
緊急事態宣言解除 後 (5/26～6/30)	5月下旬に宝塚市医師会からフェイスシールドを寄附していただく。		
	市立学校について、6月1日から再開		
	市立幼稚園について、6月1日から順次入園式や始業式を実施し、再開		

第6章 教育委員会の取組

	新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への就学援助の実施	新型コロナウイルス感染症の影響で、経済的理由により就学困難な児童及び生徒に対する支援
	学校統合について、6月上旬に電話(E-mail)会議を開催。7月頭(7/1会議開催)から感染症拡大防止対策を講じ、参集による会議を再開する。	感染症拡大防止対策の上、学校統合の取組を再開する。
	宝塚市教育環境委審議会について、6月下旬(6/24会議開催)から感染症拡大防止対策を講じ参集による会議を開催する。	本市の教育環境に係る検討を再開する。
	6月上旬に非接触温度計、次亜塩素酸ナトリウム水溶液、ペーパータオルを各市立学校園に配布	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止
	6月中旬にサーモグラフィを各市立学校に配布	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止

課名：学校給食課

実施時期	対策・取組の内容	ねらい・内容
緊急事態宣言前 (1/15国内で1例目の患者が発生～4/6)	3月3日 市立小・中・特別支援学校の給食を中止した。 3月3日 地域児童育成会の保育業務に対し、給食調理員、用務員等の学校市費職員の応援派遣を行った。	新型コロナウイルス感染拡大に伴う、臨時休業要請による 急な休業措置であり、地域児童育成会の放課後児童支援補助員の確保が困難であったため、給食調理員、用務員等が児童支援補助業務に従事した。
緊急事態宣言中 (4/7～5/25全国で解除された日)	4月16日 地域児童育成会への学校市費職員の応援派遣を終了した。	緊急事態宣言により地域児童育成会が特別保育に移行したことで、職員応援の必要がなくなったため終了した。
緊急事態宣言解除後 (5/26～6/30)	6月15日 市立小・中・特別支援学校の給食を再開した。	学校再開に伴い、通常給食を実施した。

第6章 教育委員会の取組

課名：学校教育課

実施時期	対策・取組の内容	ねらい・内容
緊急事態宣言前 (1/15 国内で1例目の患者が発生～4/6)	<ul style="list-style-type: none"> ・人数制限をして卒業式を行う ・児童生徒の預かりについて ・校庭開放の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の参列を1～2名に限定、来賓の参列も控えてもらい感染拡大防止を図った。 ・臨時休業期間中、家庭で過ごすことが難しい児童・生徒を学校でお預かりする（お預かりの対象となる児童・生徒に一部条件有）。 ・小学校の校庭を開放した。
緊急事態宣言中 (4/7～5/25 全国で解除された日)	<ul style="list-style-type: none"> ・学習動画の配信 ・各学校でポスティングや登校可能日の設定 ・学校司書によるエフエム宝塚出演 ・臨時休業期間中の会計年度任用職員の勤務体制について 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導主事等が学習動画を作成し、市HPに公開した。 ・今までの家庭学習と今後の家庭学習を学校で受け渡しをし、健康状態の確認を行う。 ・地域FM局に学校司書が出演し、休業中の子どもたちにおすすめの本を紹介し、読み聞かせを行った。 ・在宅勤務を認めたが、在宅勤務の内容やその成果物の報告について課題がある。
緊急事態宣言解除後 (5/26～6/30)	<ul style="list-style-type: none"> ・分散登校の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・6月1日～12日を分散登校とし、登校人数を全校数の約半数に制限し感染症対策をおこなった。

第7章 子どもに対する支援

第1節 保育所・地域児童育成会・児童館・子ども館

保護者の就労等の理由により保育が必要な児童を、保護者に代わって保育する保育施設や放課後児童健全育成事業では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても開所が求められました。

これら3密が避けづらい施設では、公私立ともに、マスク着用、手指消毒、換気や消毒などを励行し、次のとおり事業の継続に努めました。

～保育施設～

保育の実施

○家庭保育の要請

2月27日の政府の要請により3月3日から3月15日まで小学校等では臨時休業を行うこととなり、保育所についても同期間については家庭保育の協力を要請しました。また、感染が広がる中、3月12日に新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み感染拡大防止の措置として家庭協力依頼の期間延長を行いました。しかし、要請に応じる家庭は少数であったため、密集・密接での保育をせざるを得ない状況となっていました。

4月7日の国からの緊急事態宣言を受け兵庫県もその対象となり入所児童の安全な保育体制を確保するため、4月8日に、保護者が子どもを自宅等で保育できる場合（育児休業中又は、テレワーク、休職中、勤務先において家庭での保育のために休暇の取得が可能な方など）と明記し、可能な限り登所を自粛していただくよう、再度協力依頼を行うとともに、延長保育についても自粛の依頼を行いました。また、施設の利用人数を減らすため、市から保育施設の利用者に対して自粛要請（3月3日～）を受けて欠席した日数分の保育料（延長保育料を含む）、給食費（公立保育所のみ）を減免としました。これにより、休職中の家庭や育児休業中の家庭は要請に応じ、自粛する児童が増えました。

○特別保育の実施

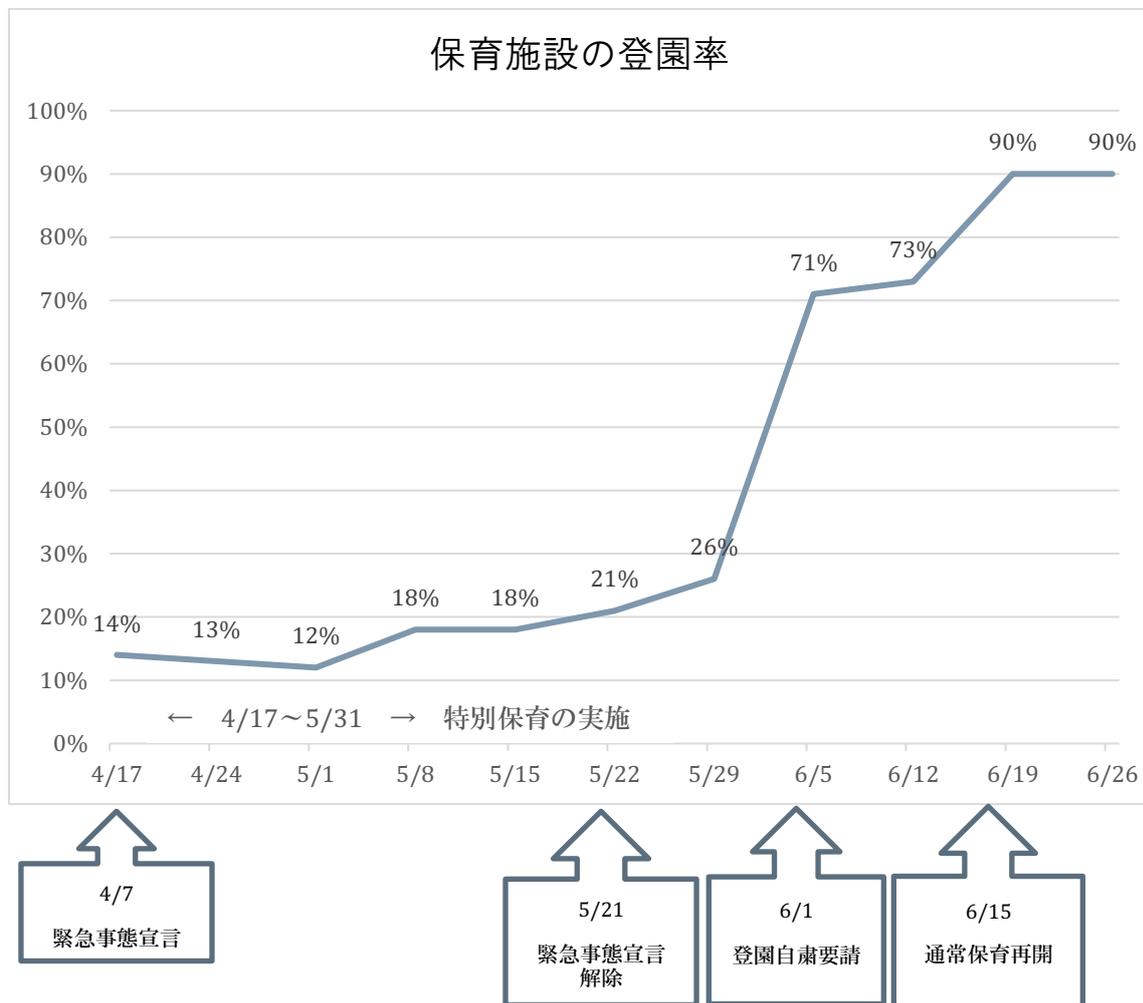
緊急事態宣言を受け感染が依然拡大傾向にあることから、感染防止対策をより一層徹底し、子どもの命を守る対応として、4月17日から5月6日まで医療従事者をはじめとするライフライン業務従事者やひとり親家庭で子どもを預けることができない家庭などに限定した特別保育（延長保育は行わない）を実施しました。なお、保護者には事前に特別保育申込書の提出を求めました。また、4月28日時点では、感染収束の見通しが立っておらず、保育所等が密集・密接を避けづらい施設であるため、5月31日まで特別保育の期間を延長しました。

保護者からは、「仕事を休むことへの理解を得やすくなった」などの声が寄せられ、特別保育への一定の理解も得られ、出席率は概ね2割程度となり、保育施設における密集状況は改善されました。

特別保育期間中には、保育の対象とならず長期欠席をしている家庭に対して、保育施設から連絡をとり、児童の様子等の状況確認を行いました。

○特別保育・自粛要請解除

兵庫県において5月16日から休業要請施設が一部解除され、5月21日に緊急事態宣言も解除されたため、5月31日をもって特別保育を終了しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、通常保育への移行を段階的に行うため、6月1日～6月14日を自粛要請期間（延長保育再開）としました。この期間の出席率は7割程度となりました。



○公立保育所の行事の見直し

感染が広がり始めた3月より、保育所行事の実施について検討を行いました。3月中旬に行った卒園式については、5歳児最後の行事であることから、時間を短縮し、保護者の人数制限を2名までとし、感染予防対策を十分に行った上で実施しました。

5月に実施を予定していた合同遠足については、バスを利用するため、車内での感染症対策が不十分になる恐れがあること、また、雨天時に予定していた行き先も、室内で密を避ける状況が難しいことから、中止しました。

また、保護者会と共催行事である7月の夕涼み会については、各保育所で保護者との協議を重ね、感染予防対策が難しいことから、中止としました。

第7章 子どもに対する支援

私立の保育施設に対して、公立保育所の行事の見直しについて情報提供を行い、各園において同様に見直しを行いました。

利用自粛への協力に対する保育料等・入所要件の取扱い

自粛要請・特別保育期間における保育施設（公私立認可保育所・小規模保育事業所・認定こども園（保育部門）・指定保育所）の利用者に対して行った自粛要請期間（3月3日～4月16日、6月1日～6月14日）及び特別保育期間（4月17日～5月31日）の保育料（延長保育料含む）、給食費について、欠席した日数分の料金を減免しました。指定保育所へは、保育料減免分を国の交付金を活用し給付しました。利用自粛要請と特別保育により、児童の入所後に育休から復職する期限や就労の期限を最大3か月延長しました（4月7日通知 1か月、4月28日通知 2か月、5月20日通知 3か月）。

保育環境の整備

公立保育所において必要な衛生用品（手袋・消毒液・手指消毒剤等）を確保しましたが納品が遅延したため、適切な感染症予防策がとれるよう他業者等とも調整し、用品の確保に努めました。また、国の交付金を活用し空気清浄機等の感染予防や消毒に係る物品を購入しました。

私立保育所へは、消毒用エタノールの貸与や、国の交付金を活用し感染予防や消毒に係る経費に対して助成を行いました。

指定保育所へは、国の交付金を活用し感染予防や消毒に係る経費に対して助成を行うとともに、市の利用自粛、特別保育に協力されたことにより減収となったことに対し、事業継続を目的として支援金を給付しました。

課題検証

密が避けられない保育所において、当初の自粛要請では、出席率を減少させることができませんでした。また、特別保育の実施にあたっては、休業要請を行っていない業種が多く、ライフライン業務の職種を限定することが難しかったため、保護者の状況により個別の対応が必要

第7章 子どもに対する支援

な場合が多数ありました。

保育現場では保育内容（行事・散歩・園外保育）を再検討する必要がありました。また、自粛要請・特別保育が長期にわたったことから、欠席している児童の電話による状況把握が難しく、要支援家庭への対応など、個別の対応が必要な場面も多くありました。

保育所は、感染拡大の状況下においても開所を必要とされていますが、保育の実施には児童との密は避けられない施設であり、第2波に備えてさらなる感染症拡大予防をいかに行っていくか、陽性者が出た場合においてどのように対応していくかを検討していく必要があります。

～放課後児童健全育成事業～

学校園の臨時休業に伴う開所時間延長対応の経過

3月3日～3月25日～春休み

2月27日の政府の要請に応じて3月3日から3月15日まで市内学校園が臨時休業となったことに伴い、児童の居場所確保策として放課後児童健全育成事業（地域児童育成会・民間放課後児童クラブ）を学校の長期休業日と同様に開所することとなりました。地域児童育成会では保育時間が通常の放課後からではなく午前中からの開所となるため、職員の時間外勤務と学校からの職員派遣で人員を配置し対応しました。その後、感染拡大が広がる中、3月10日に3月16日から3月25日まで臨時休業が延長されたため、再度学校からの職員派遣を要請し開所体制を整えました。保護者に対しては感染拡大防止のため利用の自粛をお願いしていたものの、出席率は50%～60%程度で各育成会では密集・密接での保育をせざるを得ない状況でした。

新学期～5月6日

4月2日に4月7日から学校園を再開する決定があり新学期に向けた準備に取り掛かっていたところ、4月7日に緊急事態宣言が発出され再び4月9日から5月6日まで臨時休業となったため、改めて学校職員の派遣を要請し午前中からの開所に対応しました。その後、県の休業要請措置を受け、4月17日からは医療従事者をはじめとするライフライン業務従事者やひとり親家庭で子どもを預けることができない家庭などに対象者を限定する特別保育へ移行するこ

第7章 子どもに対する支援

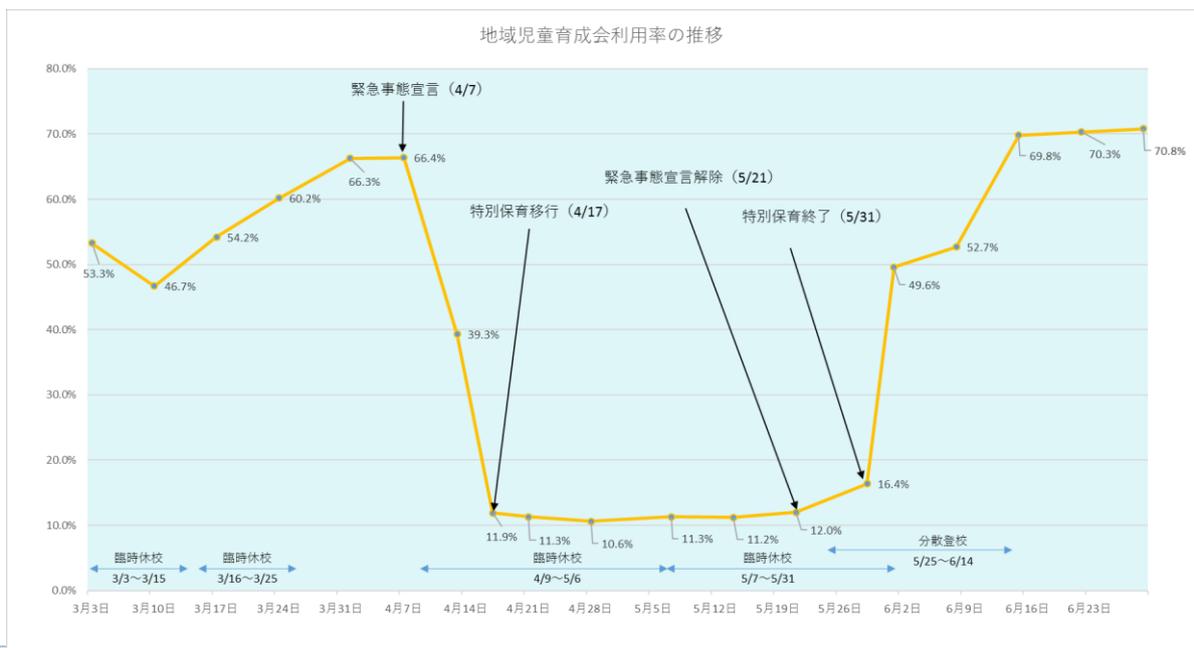
としました。特別保育移行に当たり学校からの職員派遣は終了し、地域児童育成会の職員のみで開所することとしました。なお、特別保育移行後の出席率は12%程度となり育成会での密集・密接状況は改善されました。特別保育期間中には、保育の対象とならず長期欠席をしている家庭に対して、地域児童育成会・民間放課後児童クラブから連絡をとり、児童の様子等の状況確認を行いました。

5月7日～5月31日

4月28日に臨時休業の延長が決定され、5月7日からは放課後児童健全育成事業（地域児童育成会・民間放課後児童クラブ）の登録児童についても、午前中は学校で実施していた「預かり」に出席できることとなったため、学校での「預かり」終了後、午後2時30分からの開所に変更しました。6月1日から学校が再開されることになり、それに先立つ形で5月25日から分散登校が開始したことにより学校での「預かり」がなくなったため、再び午前中からの開所に変更するとともに特別保育の期間についても5月31日までとしました。

6月1日～

6月1日からの学校再開後の分散登校期間は引き続き午前中から開所し、6月15日からの通常登校開始をもって通常の放課後からの開所に戻ることになりました。



保育実施に関する取組

○利用自粛への協力に対する保育料の取扱い

臨時休業期間における放課後児童健全育成事業（地域児童育成会・民間放課後児童クラブ）の利用については、感染拡大防止の観点から保護者に対してできる限り家庭での保育に協力をお願いするとともに、対象期間中（3月3日～3月31日、4月17日～4月30日、5月1日～5月31日、6月1日～6月30日）利用のなかった場合には該当月分の育成料を還付する措置を実施しました。

○保育環境の確保

感染予防のため、職員に対してマスクとアルコール消毒液を配布し飛沫感染予防と接触感染予防対策を行いました。また、学校の空き教室なども借りながらできる限り密集・密接を避ける方策を講じました。ただし、保育場所を分散するためには追加の人員を配置する必要があり、人員を配置できない場合には分散保育のための場所を確保したくてもできないこともありました。

課題検証

放課後児童健全育成事業では、保育に当たり放課後児童支援員（以下「支援員」という。）の配置基準を設けており1クラス（40名）当たり2名の支援員または1名の支援員と1名の補助員で運営することとしています。支援員は会計年度任用職員（月額）で通年の勤務時間を例年の長期休業期間を想定して割り振りをしているため、今回のような臨時的な休業に対応するためには、時間外勤務や変則勤務で対応せざるを得なくなります。また、補助員は会計年度任用職員（時間額）であり年間の勤務時間の上限調整が必要な職員も多く、勤務の割り振りに制限があります。そのような条件の中で数度にわたる臨時休業期間の決定のたびに各地域児童育成会では人員の配置のためのシフトを組み直し、不足する人員については学校からの派遣職員を充てるなどの作業を繰り返す事態となりました。

全国的に感染確認が広がり、当初は感染防止策も確立したものがなく先が見えない中で、感染防止のための消毒や換気、児童に対してマスクの着用や密集・密接を避けるよう指導に気を

第7章 子どもに対する支援

配りつつ、自身の感染に対する不安も重なり、職員にとっては長期にわたり緊張を強いられる状況が続き、「このような状況が続くのであれば、退職を考える」などの声も上がり、現場での疲労は限界となっていました。

特別保育に移行したことで、密集・密接となる機会を大幅に減らすことができたため、職員の負担感も軽減できました。また、5月からは学校での「預かり」に出席できることになった期間は開所時間も通常どおりとすることができました。

国の通知では学校職員が学童保育の業務に従事することが可能との見解が示されましたが、現実的には学校職員が支援員の代わりになることは難しく、あくまでも補助的な人員として従事してもらうことしかできなかつたため、補助員不足対策としては効果がありましたが、支援員の負担軽減としての効果は限定的でした。

民間放課後児童クラブには、地域児童育成会と同様の開所時間延長の対応を要請し、延長にかかる経費については市から補助することとしましたが、人員確保が難しい団体では保育場所を集約するなど変則的な対応をせざるを得ない場合もありました。

現在の地域児童育成会の人員配置上、支援員の年間の勤務時間がほぼ固定的に設定されており一時的に増員することもできないため、今後の臨時休業による開所時間延長への対応としては、安全に子どもを受入れるために対象者を限定する特別保育の実施を検討し、学校での「預かり」との連携についても引き続き取り組んでいく必要があります。

～その他子ども・保護者への対応～

児童館・子ども館

兵庫県からの要請に基づく学校園臨時休業の方針や感染症の流行状況を鑑み、市内の児童館・子ども館については、令和2年3月3日から数度の休館期間延長を経て、令和2年5月31日まで休館し、令和2年6月1日から以下のとおり順次開館しました。

第7章 子どもに対する支援

○児童館・子ども館

6月1日から14日までの間、未就学児とその保護者を対象とした地域子育て支援拠点事業について再開しましたが、小学生以上の利用については、学校の分散登校の状況等を勘案し、再開を見合わせました。6月15日からは、通常どおりの開館としました。

○大型児童センター

6月1日から14日まで中高生を対象とした事業を再開し、6月15日からは、通常どおりの開館としました。

○出前児童館

6月15日から部屋の状況などを勘案しながら感染対策が取れるところから順次再開しました。児童館・子ども館休館中も来館や電話での相談を受け付けていたことから、各館相談を利用される方があり、利用者からは「悩み事を話せて楽になった」などの声がありました。

児童館・子ども館の再開に際しては、第2波やクラスター発生リスクを踏まえ、どのように対策を講ずるべきか、各館の職員にも市職員にも戸惑いがありました。また、新型コロナウイルス感染症対策における参考情報が定まっていない状況であったことから、開館に向けての判断や準備に時間がかかりました。

なお、児童館等を開館するにあたっては、感染症予防対策に関する基本的事項を定める「児童館・子ども館開館に向けての留意点」を作成し、児童館・子ども館職員への周知を行い、感染症の発生状況を注視しながら、利用者の安全確保を第一に、児童館・子ども館の機能維持に最大限努めました。

課題検証

新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備え、感染予防に取り組みながら、「今だからこそ」の児童健全育成事業及び地域子育て支援拠点事業を実施する必要があります。利用者の要望及び現場職員の意見を取り入れ、安心安全な新様式を模索しながら、児童館・子ども館の運営や事業実施に取り組みます。

第7章 子どもに対する支援

(同一施設内で感染者が発生したことに関する)宝塚市立安倉児童館における対応

令和2年4月8日、安倉児童館と同一施設の1・2階に設置されている宝塚市立安倉南身体障害者支援センターにおいて、4月3日の利用者に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が出たとの報告を受けました。同センターの職員(社会福祉協議会所属)は、濃厚接触者にあたり、施設の消毒も必要なことから、4月9日～4月18日まで休所することとなりました。

安倉児童館職員は、濃厚接触者に当たる者はいませんでした。発熱症状の職員がいたこともあり、同センター休館にあわせ、4月9日～4月18日までを完全休館とし、職員(8人)は毎日の健康状態を確認し、子ども家庭支援センターにその報告を行いながら自宅待機としました。(期間中、発熱症状のあった職員の状態も安定し、その他の職員も問題ありませんでした。)

また、休館期間中の相談業務は、子ども家庭支援センターで対応することとし、その旨を留守番電話、ホームページ、張り紙などで案内しました。

完全休館中、職員の体調管理を毎日行い、感染していないことが確認されたため、4月20日から、安倉児童館での相談や緊急時の対応を再開しました。

第2節 その他の子ども支援事業

子育て支援グループ活動促進事業(子ども弁当への助成)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、子どもの食の支援のために弁当を提供する子ども食堂運営事業への助成を行うことにより、長期にわたる学校園休業期間中の地域における子どもの見守りと育ちを支援し、保護者の負担軽減を図ることができました。また、各団体の協力のもと、弁当提供に合わせての声掛けや相談窓口の周知のチラシを配布していただきました。このことから、子どもの表情や様子を確認することができ、食の支援だけでなく地域での見守り活動及び子どもの育ちを支援できました。〔実績8団体、延べ61回延べ2,642食〕

第7章 子どもに対する支援

子どもや保護者からは、「美味しく栄養バランスの良いメニューで、かつ安価に提供された」「新型コロナウイルス感染症対策による休業で昼食作りが増えていたが、その負担が軽減された」「今まで知らなかった飲食店（弁当提供の協力店）を知った」といった声をいただきました。

課題検証

子ども食堂の活動が市内各地で開始されていますが、市域全体に取組が広がっているわけではありません。今後も活動内容を確認していくとともに、子どもの食の課題を解決するため、引き続き社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携を図る必要があります。

今回、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども弁当の活動を支援するため、既存助成制度である子育て支援グループ助成事業を活用しましたが、各団体への助成額や助成回数に限りがあったことが課題でした。

新型コロナウイルス感染症対策に伴うファミリーサポートセンター利用給付金

ファミリーサポートセンター事業において、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育所（園）及び小学校・園の臨時休業等により、宝塚市ファミリーサポートセンター事業実施要綱に基づく援助活動を受けた場合に、その利用料の一部を給付し、保護者の負担軽減を図りました。

〔利用対象期間3月3日～3月25日及び4月8日～6月13日、実績延べ54件、助成額88,550円（令和2年8月31日時点）〕

保育所内の子育て支援事業

子育て支援事業については、不特定多数が利用するため3月2日～3月31日まで休止とし、電話相談については通常どおり対応しました。4月1日から一部の事業（園庭開放）のみ再開しましたが4月7日の緊急事態宣言を受け4月8日に再び休止としました。各園の状況に

第7章 子どもに対する支援

応じて感染防止対策を講じながら段階的に園庭開放を6月1日から、室内開放を6月15日から再開しました。

課題検証

電話相談は行っていましたが、対象児童が不特定多数いるため、状況把握や情報の発信方法が確立していませんでした。

病児保育室

2月頃より例年の実績と比較すると利用控えと思われる状況が一部見られたものの一定の利用者はいる状況でした。4月7日に国から緊急事態宣言を受け、厚生労働省や兵庫県からの指示はありませんでしたが、体調不良児を受入れるにあたって感染拡大のリスクを低くするため、4月13日から病児保育室における利用制限（診断名のつかない上気道炎症状児の受入れ中止）を設けました。また、4月17日から保育施設における特別保育が開始されたことを受け、病児保育室においても利用を特別保育利用申し込み児童に限ることとしました。その後、兵庫県において5月16日から休業要請施設が一部解除されたことを受け、病児保育室とWEB会議等で協議を重ね、宝塚市医師会とも調整し、通常保育が開始された6月15日からは診断名のつかない上気道炎症状児についても隔離保育対応で受入れを再開しました。また、受入れに当たり、受入れ時の確認内容や保育者の適切なPPE（個人用防護具）の使用などをまとめた手引きを作成しました。さらに、4月からは例年と比較すると1割程度の利用者にとどまっており（5月は利用者なし）、年間の利用人数に応じた額としている委託料の減少が見込まれるため、事業継続を目的として交付金を活用して支援金制度を整備しました。

課題検証

保育所や幼稚園、小学校等における感染予防対策として以前よりも有症状児童の登校園が厳しく制限されていたことから、保護者の就労等で保育が必要となる際のセーフティネットとして病児保育事業の役割がより重要となっていました。しかし、一方で新型コロナウイルス感染

第7章 子どもに対する支援

症の主な初期症状は上気道炎症状であり、他のウイルス性疾患との鑑別は症状からだけでは不可能であることから、体調不良児を受入れる病児保育室では通常の保育所や幼稚園、小学校等よりも感染リスクが高い中での感染予防策を確実に実施することが必要です。

病児保育室には医師は常駐していないため、看護師を中心とし、指導医の指示を仰ぎながら保育企画課も参画し、最新情報による対応を検討することが求められています。また、施設内で陽性者が発生した場合の速やかな対応をするための体制づくりについても今後の課題です。

子ども発達支援センター

○通園事業

3月中は、継続実施の要請を受け、検温、手洗い、消毒を徹底しながら、原則は通常療育を行いました。4月7日の緊急事態宣言以降、その趣旨を踏まえ、5月末まで登園自粛を各通園の保護者に要請するとともに給食を中止としました。

やまびこ学園では、クラスの登園人数を半数にするため、隔日登園を実施の上、登園自粛を要請しました。登園率は通常の1割～2割程度に減りました。また、通園については送迎用バスを利用せずマイカー等で登園する児童が多くありました。すみれ園は、週2、3日の登園日を週1日にし、個別の療育を実施しました。なお、あそびっこ広場は、感染防止のため、概ね全員が利用を自粛されました。

この間、保護者に定期的に電話連絡により状況を確認し、家庭での過ごし方をアドバイスするなど、保護者支援に努めました。また、家庭保育が難しくなってきた場合には、登園できる旨を伝えることで保護者の不安軽減に繋がりました。中には緊急事態宣言の長期化に伴い、保護者から登園を希望する声もありました。

○相談事業

電話での相談でも可能との県からの通達を受け、4月13日から5月末まで原則電話での相談に切り替えました。子ども発達総合相談は、健康センター実施の1歳6か月児健診、3歳児健診等が中止となっていたこともあり、4月、5月は実施を中止しました。相談予約については健診再開が見込まれる6月以降に変更しました。

第7章 子どもに対する支援

○診療業務

外来訓練等の診療業務は、感染リスクについても説明し4月13日から5月末まで自粛を要請しました。しかしながら、保護者のニーズもあってか通常の4割減に留まりました。実施に当たっては、部屋を分ける等他の児童との接触を避けるための配慮や来所人数を調整するなどの感染防止策を講じました。

課題検証

再開における課題について、保育所や幼稚園等と同様の就学前の施設ではありますが、児童の発達状況、児童の身体的な環境リスクなどを考慮して、子ども発達支援センターとしての役割を踏まえた再開方法の手順について検討していきます。近隣市町の対応状況もまちまちであるため、療育の保障と感染のリスクのどちらを優先させるべきか、国の方針や県としての指針を明確かつ具体的に示してもらいたいと考えています。

ひとり親家庭生活学習支援事業

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、学校園が3月末まで、休業、休園を確定したことに伴い、3月3日から3月末までの間について、中学2年生、中学3年生ともに対面式による学習支援を休止しました。

この間の生活学習支援について、中学2年生は教室での受講に代わる家庭学習支援として、委託事業者から既配布済の学習教材について、疑問点等の電話問い合わせによる学習指導を行うとともに、受講世帯の保護者宛に学校園休業期間中の暮らしや生徒の生活状況についての聞き取り相談を実施し、生活面、学習面についての助言等を行いました。中学3年生は公立高校の受験も迫っていたことから、万全の健康状態で受験に備えていただくとともに、進路先について電話による聞き取り調査及び生活相談を実施しました。

次に、新中学3年生への対面式による学習支援の提供については、5月中旬からの開始を予定していましたが、国の緊急事態宣言実施及び市内学校園が休業した4月から5月末までの間は、対面式による学習支援は行わず、受講生の家庭にプリント教材を郵送して、分からない部

第7章 子どもに対する支援

分について電話等による質問の受付を行うことや、ICT環境が整った家庭には、委託事業者のICT学習教材を利用した学習を案内しました。

課題検証

4月上旬に新中学3年生の受講生募集を行いました。新型コロナウイルス感染拡大も相まって、51人の応募に留まりました。そのため7月上旬に新中学3年生の追加募集を行いました。また、6月に入って、対面式による学習支援を再開し、実施に当たっては、マスクの着用、手指消毒液の常備、手洗いの励行を行うなどの新型コロナウイルスの感染防止対策の周知徹底を図りました。

母子父子相談(ひとり親家庭のサポート)

ひとり親家庭は、就労しながら家事や育児をひとりで担わなければならないことが多く、学校の休業によって、子どもの養育のために会社を休まざるを得ない、昼食費用の出費が増える、職場の休業などにより収入が減少するなど、新型コロナウイルスの影響を大きく受けたと考えられます。

このような中、本年3月から5月における母子父子相談の平均受付件数は月平均132件と前年比の約1.7倍の相談件数であり、中でも経済的支援・生活援護に関する相談は、計167件と前年比の1.85倍でした。

また、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金といった給付を含む、就労支援相談も3月から5月までの間に80件と前年比1.5倍の受付でした。

なお、児童扶養手当の支給について、ひとり親世帯を支援するため、近隣自治体の動向を踏まえながら、本市独自での上乗せ支給について検討を行いました。国による特別定額給付金(一律10万円)の制度が創設されたことと、国においてひとり親を支援するための臨時特別給付金が創設される運びとなったことから、臨時特別給付金を活用し8月から支給を行うこととしました。

子育て世帯の臨時特別給付金

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている子育て世帯を支援するため、国の施策として、児童手当を受給する0歳から中学生のいる世帯に対して、臨時特別給付金を支給することになりました。この件については、まだ、詳細な制度設計がなされていない4月中旬に「子どもひとり1万円の支給」と報道が流れたことから、市民からの問い合わせが相次ぎ、その対応に苦慮しました。

実施に当たっては、児童手当システムの事業者とは早い段階から打ち合わせを行い、情報の確認を行いました。しかしながら、対象世帯が約15,000世帯となることから、案内通知等の封入封緘業務委託については、特別定額給付金(一律10万円)と支給時期が重なることもあり、業者選定等が難航しましたが、児童手当の支給日である6月24日に児童手当受給者(公務員を除く)に給付を終えました。今後も受付を継続している公務員への手当支給についても、遺漏のないように事務を進めます。

配慮の必要な子どもや家庭の見守り強化

3月下旬頃から、全国的に外出自粛の要請が強まり、学校や幼稚園等の休業が継続されている中、4月7日には緊急事態宣言が発令され、本市においても学校等の休業はさらに延長となり、4月17日からは特別保育が実施されることになりました。これらにより、さらに子どもたちが長期間家庭で過ごすことになり、保護者の在宅勤務等働き方の変化も含め生活リズムの変容が家庭内でのストレスを大きくすることになり、また休業等の継続により、子どもの現認ができず、家庭内で虐待やもめ事が起きていても把握できない状況が続きました。実際、市で受理した虐待通告件数は、昨年4月が約60件だったのに対し、本年4月では約20件と激減しました。

子どもの状況が把握できないことは、全国的にも問題となり、文部科学省や厚生労働省からは、要保護児童のみならず、所属する全ての子どもの状況の把握に努めるよう通知がありました。

このような背景もあり、学校や園、保育所は、各家庭に対し、電話などにより子どもたちの状況把握に努め、心配な情報があれば、家庭児童相談室など関係機関と情報共有しながら、個別に対応を行いました。

第7章 子どもに対する支援

家庭児童相談室においては、新型コロナウイルス感染拡大以前から対応していたケースについては、相手方の体調を確認しながら引き続き家庭訪問や面談などで支援を継続し、また関係機関や近隣から心配な情報があれば家庭に様子伺いの電話や状況に応じて家庭訪問するなどの支援を行いました。

課題検証

家庭内でストレスが大きくなる中、休業等で子どもたちの現認ができず、学校などでは新型コロナウイルス感染症対策という特殊な状況下で家庭訪問もままならない状況が続きました。子どもの現認ができない期間が長期に渡った場合に、どのように虐待を早期に発見し、対応していくのかが大きな課題です。

現状では、心配な情報があればすぐに家庭児童相談室・児童相談所に連絡をし、家庭児童相談室において、その家庭の状況を把握し、関係する全ての機関のうち保護者へのアプローチがスムーズにできる方法を検討したうえで、関係機関と協力し対応していくことが最大限できることです。このため、日頃から関係機関と連携し体制を整えておく必要があります。一方で、家庭内で過ごす子どもたちが SOS を出しやすいように、相談窓口の一層の周知を行っていくことも重要です。

放課後子ども教室事業

2月27日の政府の要請に応じて3月3日から3月15日まで市内学校園が臨時休業となったことに伴い、子どもの居場所づくり事業である放課後子ども教室を同期間開催休止することとなりその旨を各校実行委員会に周知しました。その後、感染拡大が広がる中3月10日に3月16日から3月25日まで臨時休業が延長されたため、休止期間も同様に延長しました。

3月12日に市内で感染症患者が確認されたことに伴い、3月31日までの間「放課後子ども教室」の開催を休止としました。また、3月23日に教育委員会より、3月26日から4月3日までの土日を除く平日午後1時から4時まで校庭を開放する旨の通知がありましたが、子どもの安全だけでなく、各校実行委員会の安全も考え、放課後子ども教室については、休止を継続しました。

第7章 子どもに対する支援

3月27日に4月以降の再開について、春休み期間を休止とし、学校の1学期開始に合わせての再開予定としました。4月3日に4月7日から学校園を再開する決定があり「放課後子ども教室」についても、学校の再開に合わせての再開を各実行委員会に周知しましたが、児童館等が4月19日まで休館対応ということもあり、4月19日までは休止する対応に変更しました。

4月7日に緊急事態宣言が発出され再び4月9日から5月6日まで臨時休業となったため、放課後子ども教室についても休止の延長となりました。その際、学校再開後すぐの再開は難しく、再開の目途が立ち次第連絡することとし、それまでの間は開催の休止をしていただくよう各実行委員会へ依頼しました。

6月1日から学校が再開されることになりましたが、部活動や学校施設（運動場含む）の開放についてはしばらくの間中止となる旨を教育委員会から聞き取りました。再開の時期は、校長会と協議してからとなるため、それまでの間は休止としました。6月に入り部活動や社会体育団体による学校施設の開放が再開され始めたため、「放課後子ども教室」事業についても校長会と再開に向けて調整しました。

課題検証

学校再開後すぐに再開できると見込んでいたため、対応が二転三転し各校実行委員会の方を混乱させてしまいました。普段校庭を活用している「放課後子ども教室」が休止しているにもかかわらず、校庭開放はしていたため、一部の市民の方、一部の実行委員会からは、校庭が開放されるのなら子ども教室を開いて大人の見守りがある状態の場所で子どもを遊ばせてほしいといった声もあり、混乱を与えたのではないかと思います。

日頃から学校施設は、学校活動だけでなく、社会教育活動や地域活動などでも幅広く活用されています。市長部局・教育委員会という違いはあるかもしれませんが、宝塚市内の児童のために考える対策であり、横のつながりを持ち、情報共有し、施設の利用停止と再開については、その目的や影響を踏まえて、優先順位等を決めるなど活動全体を見直した調整ができる仕組みを構築しておく必要があります。

第7章 子どもに対する支援

思春期ひろば事業

2月27日の政府の要請に応じて3月3日から3月15日まで市内学校園が臨時休業となったことに伴い、児童館・子ども館が3月3日から休館し、併せて思春期ひろば事業も休止しました。その後も、児童館等市の施設の休館に併せて、休止を延長しました。緊急事態宣言が発出され、5月31日まで休止としました。

6月1日より児童館等市の施設の再開に併せて、思春期ひろば事業も再開しました。

※休止中も思春期ひろば担当職員（臨床心理士）による、利用者への電話でのフォロー、電話相談は受け付けていました。

課題検証

思春期ひろば参加者の居場所が長期間なくなることによる、参加者の心理的不安もありましたが、担当者による電話でのフォローにより、特段問題があったというようなことはありませんでした。今後は、急な休止に備えリモートでの居場所をつくるなど、電話だけでなく、顔を見て相談できるような対策を講じる必要があります。

少年少女音楽隊・バトン隊

国内で新型コロナウイルスの感染が拡大していることを受け、令和2年3月1日に開催予定であった、少年少女音楽隊・バトン隊発表会を2月26日に時期未定の延期と決定し、2月28日付で保護者へ通知しました。

また、令和2年2月27日の政府の要請に応じて3月3日から3月15日まで市内学校園が臨時休業となったことに伴い、少年少女音楽隊・バトン隊の活動も休止としました。その後、3月10日に、さらに3月25日まで臨時休業が延長され、活動休止期間も同様に延長しました。3月12日には市内で感染症患者が確認されたことに伴い、3月31日まで活動休止期間を延長しました。3月27日、4月からの活動については、春休み期間中は活動休止とし、学校の1学期開始に合わせて活動再開の予定としていました。4月3日に4月7日から学校園を再開する決定がありましたが、国内の感染者が増加傾向にあること、感染対策をしながらの学校運

第7章 子どもに対する支援

営により教室の使用方法も変わっており、通常どおりに戻るまで学校施設を使用するの事業が難しいこと、市の施設が4月19日まで休館となることに合わせて、子ども未来部の他事業についても4月19日まで事業の休止とすることなどから、同様に4月19日まで活動休止としました。

4月7日に緊急事態宣言が発出され、再び4月9日から5月6日まで臨時休業となったため、少年少女音楽隊・バトン隊についても休止の延長となりました。4月28日、国の方針は出ていませんでしたが、本市教育委員会が、5月31日までの休業延長を決定し、引き続き5月31日まで活動休止としました。指導者へ連絡した際、リモートなどで演奏できないかという問い合わせや、LINEのビデオ通話機能で基礎練習の様子を確認しているが限界を感じるという声を聞きました。

6月1日から学校が再開されることになり、しばらくは分散登校、6月15日より通常登校が開始されましたが、部活動や学校施設（運動場含む）の開放についてはしばらくの間中止となる旨を教育委員会から聞き取りました。

学校内施設の利用については、教師等の大人が消毒しており、今後の使用の際に、どのような対応ができるか等、再開の時期は校長会と協議してからとなったため、それまでは休止としました。6月18日から中学校の部活動再開に伴い吹奏楽部活動の留意事項が教育委員会から示されたことと、学校体育施設の開放事業が再開に向けて動き出したことを受け、少年少女音楽隊・バトン隊の活動再開に向けて校長会と調整しました。

課題検証

音楽隊については、一般的に管楽器等の使用で飛沫は比較的確認はされていませんが、マウスピースのみでの練習や、フルートなど一部の楽器では飛沫確認があることや小学生が中学生と同様に楽器に溜まった水滴を安全に処理できるのが最大の課題となっています。学校の音楽の授業でも、まだ口に触れる楽器を使用していないという事も、今後の活動が再開できるのか、各学校と協議する際に一番懸念される点となっています。練習場所の使用についても、学校により対応が違うため、音楽隊・バトン隊の中でも練習場所の確保に差が生じてしまいます。

第7章 子どもに対する支援

主な取組一覧

実施時期	対策・取組の内容	ねらい・内容
①緊急事態 宣言前 (1月15日 国内で1例 目の患者が 発生～4月6 日)	保育所 家庭保育協力依頼要請	感染拡大防止のため協力を要請するが、一部の育児休業中の保護者のみの協力にとどまる。
	保育所 子育て支援事業休止	不特定多数が利用することから感染拡大防止のため中止した。ただし電話による子育て相談は実施した。
	宝塚市保育施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル、Q&A 発行(3月)	様々な通知が発出される中で、感染予防策や陽性者が出た場合の対応についてまとめ、保育所業務のあり方について示した。これをもとに、保育所関係のPCR検査実施者等に対し、個別対応した。
	希望病児保育室へ手指消毒剤を貸与	市場で入手困難になったため、施設内で適切な感染予防策が取れるよう総合防災の備蓄を貸与した。
	保育料(延長保育料含む)、給食費の減免を決定(3月3日～)	登園自粛要請を行った3月3日以降、登園を自粛していただいた家庭については実質的に保育の提供が出来ていない状況が発生していたことから、保育料、給食費の還付を行った。
	私立保育所 感染予防や消毒に係る経費を助成	感染予防・国の保育対策総合支援事業を活用した。
	市が備蓄するマスクを私立保育所に配布	保育業務に必要なマスクを私立保育所に配布した。
	地域児童育成会及び放課後児童クラブの開所時間延長	新型コロナウイルス感染症の影響で小学校が3月3日から臨時休業となったことを受け、地域児童育成会及び放課後児童クラブにおいて、3月3日～25日までの期間、開所時間を8時30分に前倒して保育を実施した。
	地域児童育成会及び放課後児童クラブの登所自粛要請	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月3日より地域児童育成会及び放課後児童クラブ在籍児童の保護者に対して、出来る限りご自宅での保育をお願いする登所自粛の要請を行った。
	育成料の還付 (3月分:3月3日～31日)	登所自粛要請を行った3月3日以降、登所を自粛していただいた家庭については実質的に保育の提供が出来ていない状況が発生していたことから3月3日以降、3月中に3日も出席のなかった児童について育成料の還付を行った。
ひとり親家庭生活学習支援事業学習支援を休止(3月3日～3月31日まで)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、学校園の休業・休園に伴い、新たな感染を防止するために、左記期間について、対面式学習支援を休止した。	

第7章 子どもに対する支援

	児童虐待防止施策推進事業 家庭訪問の見直し(～6月30日まで 継続)	市民との接触を減らす目的で必要に応じて家庭 訪問を電話での対応に変更する等感染拡大防 止対策の実施した。
	児童虐待防止施策推進事業 通告に際する安否確認の実施 (～6月30日まで継続)	休業休園に伴い、各所属先での安否確認が取 れない際に家庭訪問や電話での安否確認を実 施した。
	児童虐待防止施策推進事業 要保護・要支援家庭への電話確認 (～6月30日まで継続)	休業休園に伴い、児童の在宅時間が増え、家庭 での負担が増大することが懸念されたため、電 話ができる家庭には、様子伺いの電話を実施し た。
	子ども発達支援センター通常療育を 継続	利用者や家族の生活を維持する観点から、県の 要請を受け、検温、手洗い、消毒等感染拡大防 止策の徹底しながら療育を継続実施した。
	児童館・子ども館休館(ただし、地域 子育て支援拠点事業における相談 事業は実施)	新型コロナウイルス感染症拡大防止と安全確保 のため、3月3日から市内の児童館・子ども館を 休館とした。 外出できないストレスや感染症への不安による 児童虐待の予防策として、児童館・子ども館にお ける相談体制を維持した。
②緊急事態 宣言中 (4月7日～ 5月25日全 国で解除さ れた日)	保育所 特別保育の実施	感染防止を徹底し子どもたちの命を守るため、4 月17日～5月31日まで受入れを限定した特別 保育を実施した。この期間延長保育は行わず土 曜日の保育は実施し、保護者には事前に特別 保育申込書の提出をもとめた。2割程度の出席 率であった。
	保育所 子育て支援事業一部再開 と休止	4月1日～4月6日まで子育て支援事業の園庭 開放のみ再開したが4月7日に緊急事態宣言 が発出されたため4月7日より再び休止とし た。
	宝塚市立保育所感染症マニュアル ～新型コロナウイルス対応版～発行 (4月20日)	従来の保育所感染症マニュアルの中から、新型 コロナウイルス感染症対応に即活用できる箇所 をまとめ周知した。
	病児保育室における利用制限実施 (4月13日～6月13日)	感染拡大予防のため、診断名のつかない上気 道炎様症状については受入れを中止した。
	保育所 4月7日育休から復職する 期限や就労の期限を1か月延長	利用自粛要請と特別保育中の保育所が利用で きない期間、保護者が復職や就労活動ができな いことを鑑み、期限を延長した。
	保育所 4月28日育休から復職す る期限や就労の期限を2か月延長	
	保育所 5月20日育休から復職す る期限や就労の期限を2か月延長	
	市が購入したマスクを私立保育所に 配布	保育業務に必要なマスクを私立保育所に配布し た。
保育所 総合防災課が備蓄している 消毒用エタノールを市内施設に配布	消毒用エタノールが、市場で入手しにくいため、 不足している施設にいきわたるように配布した。	

第7章 子どもに対する支援

特別保育対象外の家庭への聞き取り調査実施	特別保育の対象外となり、公私立保育所及び地域児童育成会及び放課後児童クラブに登所をしていない家庭に対して、児童の健康状況の把握や安全確認のため電話による聞き取り調査を実施した。
地域児童育成会及び放課後児童クラブの開所時間延長	新型コロナウイルス感染症の影響で小学校が4月9日から再度の臨時休業となったことを受け、地域児童育成会及び放課後児童クラブにおいて、4月9日～5月6日までの期間、開所時間を8時30分に前倒して保育を実施した。
地域児童育成会及び放課後児童クラブの特別保育移行	4月7日に緊急事態宣言が発出されたことを受けて、4月17日～5月31日までの期間、地域児童育成会及び放課後児童クラブを医療従事者や警察、消防、介護等社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方など真にやむを得ない場合に限り受入れを行う特別保育に移行した。なお、この期間については延長保育及び土曜日保育を実施しなかった。
育成料の還付 (4月分:4月17日30日) (5月分:5月1日～31日)	特別保育に移行した4月17日以降、特別保育に該当しなかったご家庭については実質的に保育の提供が出来ていない状況が発生していたことから、4月17日以降、4月中に1日も出席のなかった児童及び5月に1日も出席のなかった児童について育成料の還付を行った。
放課後児童クラブへマスクの配布	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクを各放課後児童クラブに対して配布した。
ひとり親家庭生活学習支援事業について対面式学習支援をプリント教材の郵送、電話による質問対応に切り替えて実施	緊急事態宣言中、学校園の休業・休園に歩調を合わせて、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するために、対面式学習支援をプリント教材の郵送、電話による質問対応に切り替え実施した。
特別保育実施状況の把握及び保育所に行っていない家庭への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・各保育所に架電し、要保護児童が特別保育を申請しているかどうかを確認した。 ・要保護児童のうち、保育所に登園していない家庭で、家庭児童相談室が電話することが可能な家庭を中心に、困りごとがないか等家庭状況把握の電話を実施した。 ・保育所が把握している要保護児童の情報を収集した。
中止となった健診対象者のうち要保護児童の把握	健康推進課と連携し、中止となった健診対象者のうち要保護児童を把握し、アンケートの返信があったときの対応を協議した。
就学年齢の要保護最重度及び重度のケースの確認	重度・最重度のケースについて、所属校に電話し、状況を確認した。

第7章 子どもに対する支援

	育成会職員に通告の徹底について通知	(4月22日付)青少年課長・子育て支援課長名で各放課後クラブに対して児童虐待が疑われる場合には通告するように通知した。
	各学校に対して見守り依頼	(4月23日付)青少年センター所長名で各学校に対し、要保護児童の状況把握と気になる情報の提供を依頼するため通知した。
	民生委員・児童委員連合会へ依頼	(4月28日付)市長名で、民児連会長に対し、地域で心配な情報があった場合の通告先の周知及び、市民から相談があった場合、市民に相談窓口を案内してもらうよう通知にて依頼した。
	子ども発達支援センター利用自粛要請等協力を依頼	感染防止のため、給食を中止した。半数ずつの分散登園を実施した。登園バスを利用せず、マイカー等での登園が可能な場合は自力登園を依頼した。
	子ども発達支援センター 計画相談実施方法の見直し	感染防止のため、個別面談を原則中止し、電話での面談に変更した。
	児童館・子ども館休館(ただし、地域子育て支援拠点事業における相談事業は実施)	・新型コロナウイルス感染症拡大防止と安全確保のため、市内の児童館・子ども館を継続して休館とした。 ・外出できないストレスや感染症への不安による児童虐待の予防策として、児童館・子ども館における相談体制を維持した。
	子ども弁当運営事業に対する助成	長期にわたる学校園休業期間中の地域における子どもの見守りと育ちを支援するため、子どもの食支援のために弁当を提供する子ども食堂運営事業に対する助成(助成対象期間は4月1日～6月30日)を行い、8団体に助成した。
	子ども弁当の福祉枠の設定	子ども食堂等にて子どもたちにお弁当を配布する際に、家庭児童相談室等において必要性が感じられる家庭に声をかけ、予約受付を実施した。
	保育所 登園自粛要請期間から通常保育へ段階的に移行	6月1日から6月14日まで感染拡大防止のため可能な限り登園の自粛を要請した。この期間は7割程度の出席率であった。6月15日からは通常保育とし9割の登園率となり段階的に通常体制に戻すことができた。
③緊急事態宣言後 (5月26日)	保育所 子育て支援事業 再開	感染防止対策を講じながら6月1日より園庭開放6月15日からは室内開放と段階的に再開をした。
	宝塚市立保育所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン発行(6月)	通知等を基に、実際の保育活動における留意点をまとめた。
	病児保育室における利用制限一部変更(6月15日～)	感染拡大予防のため、診断名のつかない上気道炎様症状については、隔離保育対応とした。

第7章 子どもに対する支援

～6月30日)	指定保育所への支援給付(指定保育所運営支援金)	利用自粛と特別保育に協力された指定保育所に対し事業継続を目的として支援金を給付した。
	保育所 感染予防や消毒に係る経費を引き続き助成	国の保育対策総合支援事業及び緊急包括支援事業を活用し、助成を行った。
	地域児童育成会及び放課後児童クラブの開所時間延長	小学校において分散登校が開始されたことを受けて、地域児童育成会及び放課後児童クラブにおいて、5月25日～6月14日までの期間、開所時間を8時30分に前倒して保育を実施した。
	地域児童育成会及び放課後児童クラブの登所自粛要請(分散登校期間)	特別保育期間が終了した6月1日以降、分散登校期間においても新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、できる限りご自宅での保育をお願いする再度の登所自粛要請を行った。なお、この期間については延長保育及び土曜日保育を実施しなかった。
	育成料の還付 (6月分:6月1日～30日)	登所自粛要請を行った6月1日以降、登所を自粛していただいた家庭については実質的に保育の提供が出来ていない状況が発生していたことから、6月中に1日も出席のなかった児童について育成料の還付を行った。
	ひとり親家庭生活学習支援事業学習支援を再開	新型コロナウイルス感染防止対策を実施しつつ、来春に高校受験を予定している中学3年生に少しでも早く、日常生活を取り戻してもらい、その学習活動を支援すべく、マスクの着用、消毒液による手指の消毒を励行することにより、新型コロナウイルスの感染防止対策を実施し、対面式学習支援を再開した。
	子育て世帯への臨時特別給付金の給付	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして児童手当(本則給付)を受給する世帯(0歳から中学生のいる世帯)に対し、臨時特別の給付金(対象児童1人につき、1万円)を支給した。
	子ども発達支援センター通常療育	給食の提供体制、バス内の席の配置等、3密を避けながらの療育の実施方法を検討しながら、自粛要請の解除から給食の再開、6月15日より、通常療育の実施へと移行した。
	児童館・子ども館開館	緊急事態宣言が解除されたため、市と指定管理者が児童館・子ども館・大型児童センターの6月再開に向けた協議を行い、指定管理者が「児童館・子ども館開館に向けての留意点」(市作成)を踏まえ、イベント・講座等の開催に関する様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、指定管理業務の実施に努めることとし、6月1日からの再開を決定した。

第8章 市民への広報・情報の取扱

第1節 各種媒体による情報発信

市民への広報では、市ホームページ、広報誌、安心メール配信、市広報板、FM たからづか、SNS による情報発信のほか、記者クラブ等への情報提供を行いました。特に市ホームページでの情報発信に重点を置き、感染予防への協力を広報するとともに、市内の感染状況、市立の学校園や公共施設の運営状況、イベントの開催状況、公的機関などによる支援情報をいち早く周知しました。

一方で、市内の感染状況につきましては、保健所からの情報提供に頼らざるを得なかったため、詳細な情報の把握が困難な状況にありました。また、感染被害の長期化に伴い、医療従事者への誹謗中傷や特別定額給付金に便乗した詐欺などの問題が発生したため、人権保護や防犯について継続的に広報しました。

市ホームページ

アクセス数の増加に対応するため、4月7日から5月31日までの間、通常モードから災害モードに切り替えました。アクセス件数は、市内での陽性患者発生、緊急事態宣言発出、市立小中学校の（臨時）休業措置の前後で急増しました。

特に重要な時期には市長から直接市民に伝えるために「市長メッセージ」を7回掲載しました。感染症相談のほか、市立学校園や公共施設の運営状況、イベントの開催状況、公的機関による各種支援策を正確に早く伝えることができました。

広報たからづか

紙媒体による広報はすべての市民に確実に情報を届けることができることから、緊急な情報発信に対応するため、3月13日及び5月14日付で臨時号を発行しました。また、広報たからづか5月号と6月号では新型コロナウイルス感染症に関する特集を掲載するとともに、特に6

第8章 市民への広報・情報の取扱

月号では国や県のほか、本市の各種支援策について、一覧表にまとめ分かりやすい情報発信に努めました。

FM たからづか

市内で唯一のコミュニティ FM 局である FM たからづかでは、3 月以降、随時新型コロナウイルス関連情報を放送しています。このほか、3 月 23 日から 6 月 28 日までの間、「おうちでラジオを聞こう!」を放送しましたが、休業中の子どもたちに向けて「たからづか子どもクイズ王グランプリ」や、「じっけん!放課後委員会」「クラブアワー」「Hi !HIGH ハイスクール 2019」「治虫くらぶ」「学校司書さんからのメッセージ」などを放送しました。

また、外国語放送では、英語、中国語、韓国・朝鮮語で、広報誌に掲載されている新型コロナウイルス関連の情報（異文化間生活相談、給付金、新しい生活様式など）を放送しました。

パブリシティ（間接広報）

市政記者クラブ等に積極的に情報提供を行いました。市立病院において新型コロナウイルス感染症対応件数の増加に伴い防護服が不足する事態となったことから、雨合羽の無償提供を依頼したところ、6,300 着を超える提供をいただくことができました。

その他

安心メールや市広報板による情報提供を行ったほか、発信件数は多くありませんでしたが、SNS（ライン、フェイスブック）も活用しました。現在、市のラインには 1,470 人が登録されており、今後登録者数の増加にも努めます。

また、1 月 15 日から 6 月 30 日の間、約 3,500 件の要望等メールを受け取りました。特に 4 月初旬の学校の入学式・始業式の時期、5 月初旬の特別定額給付金の制度開始時期に問い合わせが急増しました。

第8章 市民への広報・情報の取扱

課題検証

引き続き、次の取組の充実を図る必要があります。

- ・ 関係機関（保健所など）との情報連携
- ・ 迅速な情報発信（更新）
- ・ 市ホームページのほか SNS や広報誌を活用した全ての世代に対応した情報発信

主な取組

緊急事態宣言前（1/15～4/6）

- ・ 広報たからづか 3/13 付臨時号発行
- ・ 市広報板への掲示（感染予防と対策）

緊急事態宣言中（4/7～5/25）

- ・ 市ホームページを災害モードに変更（4/7～5/31）
- ・ 市立病院による記者会見（4/9、職員の感染）
- ・ 市長記者会見において医療現場における防護服不足に伴う雨合羽提供のお願い（4/20）
- ・ 広報たからづか 5/14 付臨時号発行
- ・ 市長記者会見において新型コロナウイルス感染症対策への寄附のお願い（5/26）
- ・ 市広報板への掲示（感染予防と対策、事業者支援）

緊急事態宣言解除後（5/26～6/30）

- ・ 市ホームページを通常モードに変更（6/1～）
- ・ 市広報板への掲示（特別定額給付金、事業者支援）

第2節 風評被害及び人権相談窓口の広報

○風評被害

感染者等に対する偏見や差別に対する市民への意識啓発のため、令和2年3月広報臨時号で、患者関係者や医療従事者の人権への配慮について記載しました。また、誹謗中傷・風評被害について、市ホームページ、ウィズたからづか、人権文化センターだよりにて啓発を行いました。

市立病院や福祉施設で感染者が判明した後、インターネット上の書込みについて、風評被害が拡大することを防ぐため、モニタリングを実施しましたが、削除を要請するような書込みはありませんでした。

○人権相談窓口

相談者の話を傾聴し、関係機関につなぐ等により、市民の不安やストレスを和らげ人権問題の解決につなげる相談窓口について、市ホームページにて周知しました。なお、対面で行う人権擁護委員による人権相談は、2月～5月まで3密となるため中止しました。

課題検証

○風評被害について

一早く被害を予測し、様々な媒体を活用して啓発します。

○人権相談窓口について

対面で行う人権擁護委員による人権相談は3密になるため中止となりました。

主な取組

緊急事態宣言前

○3月広報臨時号で、患者関係者や医療従事者の人権への配慮について記載

第8章 市民への広報・情報の取扱

緊急事態宣言中

- 誹謗中傷・風評被害について、市ホームページ（4月16日）、ウィズたからづか6月号（5月15日発行）にて啓発
- 相談窓口について、市ホームページにて周知（4月16日）
- 新型コロナウイルス感染症に関するインターネット上の書込みについてモニタリングを実施

緊急事態宣言解除後

- 誹謗中傷・風評被害について、人権文化センターだより（6月号）にて啓発

その他

感染者や濃厚接触者、医療・福祉従事者とその家族などに対する偏見や差別につながるような言動及び行為は許されないものであり、この感染症についての適切な知識を基に偏見や差別が生じないよう啓発を継続します。風評被害者の相談には丁寧に対応し、被害の拡大を防止します。

第3節 詐欺・悪質商法防止の啓発

広報たからづか臨時号での周知

3月広報たからづか臨時号で、市民が詐欺・悪質商法の被害に遭わないようにするため、詐欺・悪質商法防止に向けた啓発を行いました。詐欺・悪質商法による被害は後を絶たず引き続き啓発を行います。

特別定額給付金等に関連した特殊詐欺対策に係る広報

4月28日及び5月13日に、特別定額給付金の特殊詐欺対策として、市民が特殊詐欺の被害に遭わないようにするため安全・安心メール及び庁内放送を用いて不審な電話、メールや市職員を名乗って市民宅を訪問した事例の周知と啓発を行いました。

課題として、特殊詐欺対策への啓発、周知等は平素から警察が行う「ひょうご防犯ネット」によっても行われており、庁内の所管も防犯交通安全課の他、給付金プロジェクトチームや消費生活センターにまたがっているため、情報の発出に際し吟味をしないと、類似の情報が繰り返し告知され、かえって市民が混乱する可能性があります。また、庁内放送については、市役所の昼休みには周知放送が重なるため、訴求力が弱まる可能性があります。

第9章 行政機能の維持

第1節 職員の勤務体制、制度等

○感染防止のための職員の勤務制度

職員間での感染拡大防止のため、新型コロナウイルス感染症への対応に関連する休暇制度等について職員に周知するとともに、職員が通勤時の交通機関の混雑を避けて通勤するためや職場内の職員の密度を減らすために時差出勤勤務制度、在宅勤務制度及び勤務日の割振りの変更制度を開始しました。

○執務室等の環境改善

職場内の職員の密度を減らすため、家庭児童相談室が研修室へ、保育企画課が元の家庭児童相談室へ、生活援護課と障碍福祉課がが大会議室へと移動し、市民ホールに共用執務スペース（フリーアドレス）を設けました。また、窓口等での来庁者と対応職員の飛沫感染リスク軽減のため、窓口対応用間仕切り 200 個を作成し、市民対応を行う各窓口に設置しました。



課題検証

○感染防止のための職員の勤務制度

休暇制度等については、学校園の臨時休業等、社会情勢の変化に伴い特別休暇の取扱について個別での問い合わせが多く、適用範囲の検討に時間を要しました。在宅勤務制度については、庁用パソコンの持ち出しが出来なかったため、業務内容が限定的となりました。

○執務室等の環境改善

大会議室、研修室等を執務室としたため、協議、会議等で使用できる会議室等がなく、会議等の場所の確保が難しくなっており、中央公民館等を利用するなどして対応しました。

主な取組

緊急事態宣言前

○新型コロナウイルス感染症への対応に関連する休暇制度等について職員に周知（2月28日）

緊急事態宣言中

○執務室等として利用するため、大会議室、研修室、演習室等の利用を停止（4月8・10日）

○学校用務員10名が窓口対応用間仕切り200個を作成、各窓口に設置（4月11日）

○執務環境改善（密集解消）のため、家庭児童相談室が研修室へ、保育企画課が元の家庭児童相談室へ、生活援護課と障^{がい}碍福祉課が大会議室へ移動（4月12・13日）

○時差出勤勤務制度を開始（4月14日）

○市民ホールに共用執務スペース（フリーアドレス）を設け利用開始（4月16日）

○在宅勤務制度を開始（4月17日）

○勤務日の割振りの変更制度を開始（5月8日）

第2節 ネットワーク環境の整備

大会議室、研修室等のネットワーク環境を整備しました。

○WEB 会議コーナーの整備

WEB 会議コーナー、WEB 会議用タブレットを整備しました。

○テレワークシステム、庁内無線 LAN 構築、WEB 会議システムの検討・予算要求

テレワークシステム、庁内無線 LAN 構築、WEB 会議システムについて検討し、予算要求を行っていきます。

課題検証

◆ ネットワーク環境整備の重要性を再認識

庁内会議室に無線 LAN 環境を整備済みであったため、迅速に職場環境維持のための環境整備をすることができました。感染予防と業務を両立するための職場環境の改善に寄与できたといえます。第2波を見据え、執務室への無線 LAN 環境整備についても取り組んでいきます。

◆ WEB 会議コーナーの需要を認識

当初は1台しかWEB 会議用タブレットを設置していませんでしたが、利用者の増加に対応するために、6月1日から台数を3台に増やし、WEB 会議コーナー以外の庁内会議室での利用も可としました。今後も需要に対応するため、WEB 会議システムの導入に取り組んでいきます。

◆ 3密を避けるためシステム整備の必要性を実感

緊急事態宣言中に在宅勤務制度が取り入れられましたが、実施できる業務は限られたものであり、テレワークシステムの整備の必要性を実感しました。また、3密を避け、かつ業務を継続維持するためには、テレワークシステムだけでなく庁内無線 LAN 環境の整備やWEB 会議システムの導入も不可欠であると考えます。

第9章 行政機能の維持

主な取組

実施時期	対策・取組の内容	ねらい・内容
緊急事態宣言前 (1/15～4/6)	—	—
緊急事態宣言中 (4/7～5/25)	<ul style="list-style-type: none"> ・大会議室、研修室等のネットワーク環境を整備した。 ・WEB 会議コーナー、WEB 会議用タブレットを整備した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・執務室内の人の密度を下げるため、大会議室と研修室を執務室として使えるよう、4月10日にネットワーク環境の整備を実施した。4月13日から障害福祉課が、4月14日から生活援護課が大会議室で業務を開始、4月13日から家庭児童相談室が研修室で業務を開始した。 ・市民ホールをフリーアドレスオフィスとして利用できるよう、4月14日にネットワーク環境の整備を実施し、4月16日から利用を開始した。 ・緊急事態宣言を受け在宅勤務が基本となった事業者や、他市・関係団体等との協議を実施するため、情報政策課内にWEB 会議コーナーとWEB 会議用タブレットを設置し、4月14日から利用を開始した。
緊急事態宣言解除後 (5/26～6/30)	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB 会議コーナー、WEB 会議用タブレットの利用を継続。 ・テレワークシステム、庁内無線 LAN 構築、WEB 会議システムの予算要求を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言中の4月に17件、5月に36件の利用があり、需要が増え続けると見込まれることから、宣言解除後も引き続きWEB 会議コーナー及びWEB 会議用タブレットの提供を続けている。6月には41件の利用があった。 ・第2波を見据え、3密回避と業務継続を実現するためには、テレワークシステムや庁内無線 LAN 環境の構築、WEB 会議システムの導入が不可欠であると考え、予算要求を行っていく。

第3節 臨時休館を要請した指定管理施設への損失補填

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から市の判断で臨時休館を要請した場合又は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県からの要請により臨時休館とした場合における指定事業及び自主事業の損失補填の考え方を整理し、全庁統一的に対応しました。

課題検証

○各施設により状況が異なるため、損失補填の必要性や損失補填額等について個別に法律相談を行う必要があります。

⇒ 各施設所管課において対応しています。

○阪神各市町においては現在も対応方針を検討しているところが多く、対応に差異が生じる可能性があります。

⇒ 現時点では阪神各市町の対応方針が出揃っていませんが、今後確認します。

主な取組

緊急事態宣言前

- ・ 3月31日付「令和元年度における新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い閉館を要請した施設の指定管理料について」を庁内通知

(ねらい・内容)

令和元年度における市が臨時休館を要請した指定管理施設に対する損失補填の考え方・方針について整理しました。

対象施設：指定管理者との協定書におけるリスク分担において、「不可抗力に伴う臨時閉館等」が宝塚市にあると明記されており、かつ、宝塚市が閉館の要請を行った施設

対象事業：指定管理者が本市との協定において実施する事業

緊急事態宣言中

- ・ 4月28日付「令和2年度事業分における指定管理施設への損失補填について（新型コロナウイルス感染拡大防止関連）」を庁内通知
- ・ 5月20日付「5月16日以降における指定管理施設への損失補填について（新型コロナウイルス感染拡大防止関連）」を庁内通知

(P93) 令和2年5月20日付通知「5月16日以降における指定管理施設への損失補填について」別紙 参照

- ・ 5月22日付「緊急事態宣言対象区域解除後の兵庫県からの新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく休業要請について」を庁内通知

(ねらい・内容)

令和2年度における市が臨時休館を要請した指定管理施設に対する損失補填の考え方について、4月15日から5月31日までの間発出された兵庫県からの措置法に基づく休業要請を勘案したうえで、考え方・方針を整理しました。

緊急事態宣言解除後

5月26日から5月31日までは上記(ねらい・内容)に同じ。6月1日から6月30日までは特になし。

第9章 行政機能の維持

4月28日付通知からの追加変更点

令和2年5月20日付通知「5月16日以降における指定管理施設への損失補填について」別紙

対象期間	区分	対象施設	事業区分	補填内容	予算措置	予算年度支出科目
臨時休館要請日～3月31日	①	リスク分担において、運営リスクにおける「不可抗力に伴う臨時休館等」又は「政治、行政的な理由による事業変更」が市と明記されており、かつ、市が臨時休館要請を行った施設 ※上記以外の場合は、法律相談し、補填が必要か確認すること	指定事業	臨時休館したことに起因して失ったと思料される利用料収入。補填額については、他からの補填等の有無や損失補填の必要性を考慮し、担当課において指定管理者と十分に協議すること。	流用又は予備費	令和元年度 13委託料 (指定管理料)
			自主事業	担当課において個別に市顧問弁護士との協議を行い、適正かつ公正な補填額を確定させ対応		
4月1日～4月14日	②	リスク分担において、運営リスクにおける「不可抗力に伴う臨時休館等」又は「政治、行政的な理由による事業変更」が市と明記されており、かつ、市が臨時休館要請を行った施設 ※上記以外の場合は、法律相談し、補填が必要か確認すること	指定事業	臨時休館したことに起因して失ったと思料される利用料収入。補填額については、他からの補填等の有無や損失補填の必要性を考慮し、担当課において指定管理者と十分に協議すること。	※1 令和2年度補正	令和2年度 13委託料 (指定管理料)
			自主事業	担当課において個別に市顧問弁護士との協議を行い、適正かつ公正な補填額を確定させ対応		
4月15日～5月15日 (県からの休業要請期間)	③-1	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県からの要請はないが、市の判断で臨時休館とした施設	対応については区分②に同じ			
	③-2	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県からの要請により臨時休館とした施設	指定事業	臨時休館中における施設の運営に要する費用を、当該期間における指定管理料や他からの補填等で賄うことができない分 ※雇用調整助成金など国等の補償制度を可能な限り活用し、補填額を抑制すること ※担当課において指定管理者と十分に協議の上、金額を確定させること	※1 令和2年度補正	令和2年度 13委託料 (指定管理料)
			自主事業	補填しない		
5月16日以降 (県からの休業要請一部緩和又は全面解除) ※今後、再度県から休業要請が出された期間も含む。 ※宝塚市立温泉利用施設については別途協議	④-1	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県からの要請はないが、市の判断で臨時休館とした施設	対応については区分②に同じ			
	④-2	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県からの要請により臨時休館とした施設	対応については区分③-2に同じ			

※1 施設の運営上、早急に支払いが必要な場合は、財政課又は政策推進課に連絡すること。

第4節 健康福祉部内職員の感染拡大防止の取組

窓口及び職場におけるパーテーションの設置、マスクの着用、清潔の保持などのほか、特に緊急事態宣言の時期での4月下旬からGWまでの期間については、7～8割の人と人との接触を避ける取組が必要とされました。これを受けて以下、職員に呼び掛けました。

○時差出勤の実施

4月14日から、準備できた課（職員）から、職員の同意理解のもと、順次実施しました。

○計画年次休暇取得の呼びかけ

4月20日から、職員の同意が得られる範囲で計画的な年次休暇の取得を要請しました。対象期間は4月20～5月6日までの勤務を要しない日を除く9日間を対象とし、2～3日程度の計画的年次休暇の取得を呼び掛けました。

○在宅勤務の呼びかけ

時差出勤日を在宅勤務日にすることで、更なる執務室における職員同士の濃厚接触の抑止につながりました。あわせて、計画的年次休暇日を在宅勤務日に可能な範囲で置き換えることで、今後の保健、福祉の施策や事業が停滞することがないように取り組みました。

○市役所本庁舎が閉鎖となったときの対応の整理

生活保護費の窓口払、医療券・介護券の発券、診療報酬・介護報酬の支払いについて対応を整理しました。

会議のあり方

健康福祉部では、年度中の個別計画策定作業を進めているものがあり、以下の対応を行いました。

○地域福祉計画

令和2年度中の策定を目指している「第3期地域福祉計画」は、社会福祉審議会や、地域福祉推進検討会、地域福祉推進検討会部会を行い、議論を深めていく必要があります。新型コロナウイルス感染症の影響で多数の人が集まる会議を行う事が困難な状況になったため、書面会議、3密に配慮した会議として、計画策定の歩みを止めないように努めました。社会福祉審議会は書面会議にて実施し、諮問についても書面で行う形となりました。審議会、庁内検討についても書面のやり取りとしたり、有識者意見交換は会議形式でなく、取材や聞き取り形式でできるだけコンパクトに実施しました。

第9章 行政機能の維持

上位計画である第6次総合計画の策定期間に合わせて、地域福祉計画の策定スケジュールを3か月延ばすこととしました。(令和3年6月策定予定。)

緊急事態宣言中

第3期地域福祉計画策定部会(4月27日、5月25日)

地域福祉推進検討会第1部会を、密を避けるように関係課に声をかけ2回に分けて開催し、それぞれの意見を聞き取る形で実施しました。

緊急事態宣言解除後

第3期地域福祉推進検討会第2部会を、密を避けるよう会議室の定員の半分以下になる会議室で開催しました。

○地域包括ケア推進プラン(高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画)

- ・ 3密に配慮した会議を実施することで、令和2年度中の策定を目指しています。

○第5次^{がい}障害者施策長期推進計画・障害福祉計画(第6期計画)・障害児福祉計画(第2期計画)

- ・ 書面会議のほか3密に配慮した会議を実施し、令和2年度中の策定を目指しています。

○その他合議体の対応

合議体である障害支援区分認定審査会の会議(3月25日の回から)を市から各委員への個別電話対応によるものとし、認定審査員が集まることを回避しました。また、外部委員を招くものについては、感染拡大防止の観点から、不急のものについては中止、延期の判断を行うとともに、やむを得ず開催する場合には書面議決による意思決定を行うこととしました。

虐待防止対応の取組

虐待の通報を受理した場合には、生命の危険に関わるなど早急な対応が必要であることから、事実確認のために自宅訪問を行うことがあります。当該家庭に濃厚接触者の疑いのある人がいる場合には、防護服やゴーグルなどの着用が必要と想定していました。

児童、高齢者、^{がい}障害者のそれぞれに対する虐待対応を担当している課が集まり、事実確認など避けることができない訪問時の対応を協議しました。

課題

- ◆ 在宅勤務については、公務職場として現在の就業規則では無理がある部分が多いと感じました。
- ◆ 3密を防ぐ取組の時期と補正予算編成の時期が重なったほか、マスクなど衛生用品の配布などの事務や作業が拡大しました。限られた勤務体制の中で出勤している職員の事務負担が増えました。
- ◆ 市のそれぞれの担当課では、感染者や濃厚接触者などの情報を把握することはできないことと防護服などは医療機関においても不足している状況であったため、それらの物品を確保しておくことが困難でした。また、仮にそのような情報を得ることができた場合においても、防護服などを着用しながらの自宅訪問が現実的なのかどうかは検討する必要があると考えます。
- ◆ 3密に配慮した会議の開催では、会場の確保は休館中の施設を活用してできたものの、マスク着用のため、声が通りにくかったり、時間短縮のため議事進行に追われる場面もありました。
- ◆ 書面会議は意見集約や質疑応答には有効性は高いですが、意見交換、討論ができないため、論点にばらつきが生じ、共通理解、共通認識の確認ができないため、議決事項には馴染まないと感じました。また、書面でのやり取りになるため、計画について活発な意見交換ができず審議する項目が限られると感じました。

- ◆ 会議を書面により行うことについても、通常の会議に比べて資料の説明が不足することや、十分な議論を行う時間をとることができず、委員に負担を強いる形となってしまいました。さらに、書面会議にむけての連絡調整についても、各委員に事情を説明し個別に調整を行うことにより、事務局の負担も増大しています。

総括

- ◆ 会議の在り方の将来像として、オンライン会議の促進が必然となっています。このことは在宅ワークの促進や、会議不成立抑止の効果のみならず、遠方の知見委員の参画に効果が見込めます。庁内の会議規則や就業規則などの見直しにより、書面会議、電子会議のルールを明確化することが必要です。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症は、リモートワーク、会議の電子化、ペーパーレス化を後押しすると考えられ、働き方、コミュニケーションの在り方を再考させる機会となっています。情勢に適應する柔軟な発想で、インフラ整備も含め必要な電子化の措置を講じていく必要があります。感染症を引き起こすウイルスは電子感染しませんが、一方で高度な電子化は、個人情報の流出、情報の盗聴など別の問題を引き起こすことも想定し、情報ネットワークインフラ整備と並行して、情報漏洩危機の監視も並行して行うべきと考えます。
- ◆ 福祉施策の各種サービスを停止させることなく、安定的に提供することを最優先とし、感染拡大防止や事業者の支援を行っていく必要があると考えます。今後の課題として、事業所の規模によっては感染症に対する専門的な知見を有する職員が配置されていないことも想定されるため、感染症に関する基礎的な知識を全事業所に習得してもらえるような研修や情報提供を行うことや、今後の感染拡大に備えて保健所が構築している感染症対策ネットワークへの参加も必要であると考えます。また、認定審査会において、集合しての協議を避けるため、オンラインによる審査の可能性についても検討していく必要があります。

第5節 上下水道局内の取組

浄水場勤務者と運転

浄水場は人が生きていくうえで欠かせない水道水を作り続ける施設であり、止めることができない大切な施設です。浄水場の職員は交代制で24時間勤務に当たり、機械の操作や点検、異常がないかどうかの監視をするなど特殊な技能が必要な職員です。人員確保と職員の安全安心を守ることを重視しましたが、やはり職員自身も不安を感じながら業務を続けざるを得ず、局職員全体の体調管理に留意しました。

小学校社会見学

市内小学校の4年生は春に社会見学として浄水場を見学することになっています。人々の暮らしに欠かせない水道水を各家庭に配水するまでの過程を間近に見られる浄水場見学は子どもたちの教育のため必要と感じていますが緊急事態宣言中は延期せざるを得ませんでした。また、代替日の調整を行うこととしていますが、再開の日程調整は学校の授業の関係などから非常に困難になることが予想されます。さらに、この状況が落ち着いたあと、今後さらなる感染拡大を考えると社会見学を開催することが妥当なことなのかどうか、また、浄水場職員の感染症対策について慎重に検討する必要があると考えます。

上下水道局職員の勤務体制

感染拡大防止と業務継続のため、対応可能な課においては、在宅勤務と出勤の二班体制をとりました。政府や県は出勤率7割削減を目標としていますが、ライフラインを管理する上下水道局ではその業務の特殊性から目標を達成することは事実上不可能であり、全体で7割削減には至りませんでしたので、二班体制にすることにより万が一職員から罹患者が発生しても他の一班で業務継続が可能と考え実施しました。

人員の確保

水道はライフラインであるため、緊急事態宣言が出ていても業務を止めることができません。現時点で上下水道局職員から感染者が出ていないのは、緊急事態宣言中も危機感をもち、在宅勤務や時差出勤の対象外であった24時間対応のための変則勤務職員の徹底した健康管理、そして何より一丸となり危機感をもち、水道局職員全員で市民生活に影響を及ぼさないことを目標にこの危機的状況を乗り越えようという一心で日々の業務にあたった成果です。また、感染防止のための物資の調達や勤務体制等で様々な要望を受け、その度に協議・説明の繰り返しの日々もありましたが、上下水道局は市に比べると全体の職員数も少ない分支え助け合うことができたと思います。今後も市民生活を支えるために、より一層団結して一丸となり、職員の健康管理を十分に行いながら業務の継続に努めていきます。



第9章 行政機能の維持

第6節 消防職員の確保

消防職員に罹患が発生した場合の人員確保

消防職員に新型コロナウイルス罹患が発生し、通常体制では人員を確保することが困難であると判断した場合は、宝塚市消防情報管制管理規程及び宝塚市消防署の職務運営に関する要綱を一部変更し運用することとしました。

感染拡大時の人員確保

消防職員の確保が不可能となった場合は、他都市消防本部へ応援を求める必要がありました。

<主な取組>

実施時期	対策・取組の内容	ねらい・内容
緊急事態宣言前 (1/15～4/6)	・消防本部関係規程の変更運用	・消防職員が新型コロナウイルスに罹患し、人員を確保することが困難であると判断した場合は、災害出動に関する規程等を一部変更し運用することとした。
緊急事態宣言中 (4/7～5/25)	・2部制勤務の開始	・消防本部において、職員同士の接触を減らすため、毎日勤務者の2部制勤務を開始した。

第7節 環境部内の取組

取組

- ・業務を継続しつつ、感染拡大を防止するため、4月から時差出勤制度及び在宅勤務制度を導入するとともに窓口カウンターに飛沫防止シートを設置しました。クリーンセンター勤務の技能職員については、待機部屋分けを実施しました。

- ・ 部内で実施予定であったイベント等についての対応は、第3章第13節のとおりです。
- ・ 市営火葬場では、感染者の増加を受け、3月18日に「新型コロナウイルスによる死亡者の火葬等取扱マニュアル」を作成し、火葬時の遺族誘導の流れや消毒作業について整理しました。また、葬儀会社各社へ、新型コロナウイルスを含む一類感染症等の患者を火葬する際には予約時に申し出ることを周知しました。

課題

- ・ 飛沫防止シートの設置については、その趣旨を掲示していますが、来庁時にシートの隙間から話される方がいるため、新しい生活様式の浸透等、より一層の周知が必要と思われました。
- ・ 他の火葬場利用者や職員の安全確保のため、保健所等との円滑な情報共有が喫緊の課題でした。

第8節 選挙管理委員会の取組

○選挙管理委員会の会議の運営

主な取組

緊急事態宣言中

- ・ 令和2年5月11日に開会予定であった令和2年第5回選挙管理委員会の会議について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下であり、委員が参集しての会議は避けるべきと判断し、会議を延期しました。
- ・ 同会議で議決すべきであった案件のうち、必要な案件については、地方自治法施行令第137条第1項の規定に基づき、委員長において専決処分を行いました。

第9章 行政機能の維持

- ・ 会議の招集の具体的な判断基準及び議決すべき事件の専決処分等に関しては、令和2年4月13日開会の令和2年第4回選挙管理委員会において、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための選挙管理委員会の会議の取扱いについて」として申合せを行っており、当該申合せに基づいて委員長が判断したものです。

○ねらい

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止
- ・ 会議出席者の安全の確保
- ・ 選挙管理委員会で議決すべき案件の遅滞のない処分

緊急事態宣言後

- ・ 令和2年5月11日に開会予定であった令和2年第5回選挙管理委員会の会議を、同年6月1日に開会しました。
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言は解除されており、兵庫県及び宝塚市における感染確認者数は数人又は皆無という状況であり、新型コロナウイルス感染症の拡大については小康状態にあるとされていました。
- ・ これらを踏まえ、令和2年第5回選挙管理委員会の会議を、ウイルス感染防止対策を施し、6月1日に招集し、開会しました。
- ・ 会議の開会については、前記の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための選挙管理委員会の会議の取扱いについて」（令和2年4月13日 宝塚市選挙管理委員会申合せ事項）に基づいて委員長が判断したものです。

○ねらい

- ・ 会議出席者の安全の確保
- ・ 合議機関としての選挙管理委員会の機能の維持
- ・ 選挙管理委員会で議決すべき案件の遅滞のない処分及び専決処分した事件の報告

課題検証

○選挙管理委員会の会議の招集に係る判断

- 選挙管理委員会の会議の運営については、地方自治法、同法施行令及び宝塚市選挙管理委員会規程（宝塚市選挙管理委員会告示）等により、詳細に定められています。
- 地方自治法等の規定では、会議によらず、例えば書面での表決が可能であるのかについては、否定的に解されます。
- 選挙管理委員会の会議を招集しない旨の決定、また、その場合における議案等の取扱いについては、あらかじめ4月の選挙管理委員会の会議において申合せ事項として決定していたため、緊急事態宣言下においても滞りなく議案等の処分を行うことができました。
- 今後、ウイルスの感染状況やその態様は予想できないものであり、感染確認者数や重症者数の偏在等、全国的な緊急事態宣言のような状況に至らなくとも、地域によって感染の拡大の危険性が非常に高くなる場合なども想定されます。ウイルスの感染状況や社会状況、感染拡大防止の必要性等を総合的に判断し、行政機能の維持との勘案を行う必要があり、より複雑で多角的な判断が要請されるであろうと考えます。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の終息は当面見込めないことから、合議制機関である選挙管理委員会の機能を保持しつつ、オンラインによる意思決定の方法など、参集しない形式での会議の持ち方の可能性を検討する必要があると考えます。
- ただし、現状においては、インターネット環境等を個人で整備しなければならず、現実的には困難な状況です。

第10章 市議会の取組

第10章 市議会の取組

第1節 市議会危機対策支援本部の設置

令和2年3月1日に兵庫県下初の感染者が発生したことから、兵庫県は同日に対策本部を設置しました。翌2日には宝塚市にも危機対策本部が置かれました。

これを受けて、宝塚市議会でも3月2日に「市議会危機対策支援本部」を設置し、市と連携・協力しながら危機対策の支援を進めてきました。

支援本部では、危機事案の情報を収集し議員に伝達するとともに、市議会としての感染症拡大防止対策の検討を進め、状況を注視しながら円滑な議会の運営に取り組みました。

また、議員総会や会派代表者会においても、随時、市の取組状況について説明を受ける機会を設けるとともに、市議会として取り組む支援策の協議を行いました。

開催日	議題
第1回 令和2年3月2日	現在の状況について 感染予防対策について 今後の会議運営について 議会報告会の開催検討について
第2回 令和2年3月9日	現在の状況について 近隣市議会の対応について 宝塚市議会における取組について 議会からの確認事項について 次回の支援本部会議について
第3回 令和2年3月10日	現在の状況について 宝塚市議会における取組について 議会からの確認事項について 次回の支援本部会議について
第4回 令和2年4月9日	緊急事態宣言を受けての市の対応について

第10章 市議会の取組

第5回 令和2年4月23日	市の現状について 6月定例会における感染防止対策について
第6回 令和2年5月1日	宝塚市における5月7日以降の対応について 6月定例会における感染防止対策について
第7回 令和2年5月18日	6月定例会における感染防止対策について
第8回 令和2年6月23日	本市の状況について これまでの新型コロナウイルス対策の総括について 9月定例会における感染防止対策について

第2節 感染症拡大防止を考慮した議会運営

宝塚市議会では、市議会から絶対に感染者を出さない、市議会をクラスターにしないことを第一に考え、会議の運営や議案審査に当たって、さまざまな対策を講じました。

また、特に市民生活に影響の大きい感染症対策関係の予算案などについては、通常の議会日程よりも速やかに、かつ慎重な審査に努めました。

市議会をクラスターにしないために

市議会は、市民の生活に直結する予算や条例を議決する大事な役割を担っています。感染症の影響により市議会がストップするようなことがあれば、市民の暮らしに大きな影響が生じることとなります。

そのため、新型コロナウイルス感染症の影響が深刻化してきた令和2年3月以降、次のような対策を講じてきました。

令和2年3月定例会における対策

- ・ 傍聴者に、手洗い、マスク着用を含む咳エチケットの呼びかけ

第10章 市議会の取組

- ・ アルコールによる手指消毒の徹底
- ・ 議場のドア、窓を開放し、扇風機で強制換気
- ・ 予算特別委員会は日程を変更して開催（第10章第3節に詳述）

令和2年6月定例会における対策

感染防止対策（全般）

- ・ マスク着用、手指消毒、体温計測の徹底（議員、職員、傍聴者）
- ・ 水分補給を推奨するため、議場、委員会室への飲みもの持ち込み可

本会議

- ・ 一般質問は会派持ち時間制を導入し、日程を2日間に短縮
- ・ ドア、窓を開放し、扇風機で強制換気のうえ、会議は1時間をめどに休憩
- ・ 密を避けるため、市職員の出席は最小限に
- ・ 傍聴席は間隔を空けて着席
- ・ 議席後方にも席を設けて、議員は分散して着席

常任委員会

- ・ 委員会を議場で開催し、インターネット中継を実施（ライブのみ） ※傍聴は可
- ・ 換気のため、ドア、窓を開放のうえ、会議は1時間をめどに休憩
- ・ 密を避けるため、できる限り効率的に運営

速やかな議案審査

市民生活に影響の大きい感染症対策関係の予算案などについては、1日でも早く施策を実施し市民の皆様へ支援が届けられるよう、早期の議決に努めました。

そのため、必要に応じて臨時会を開催するほか、定例会においても通常の議会日程を前倒しして、常任委員会の開催、本会議での議決を行うなど、速やかに、かつ慎重な議案審査を行いました。

第10章 市議会の取組

○5月11日（臨時会）一般会計補正予算（第1号）を可決

（特別定額給付金、子育て世帯臨時特別給付金、市内事業者支援事業など）

○6月5日（定例会の本会議休会日に開議）一般会計補正予算（第3号）を可決

（避難所間仕切り用品、地域介護拠点の感染拡大防止対策など）

※上記以外にも、通常日程での議決を行っています。

第3節 会議及び行事の変更・中止

新型コロナウイルス感染症が拡大してきた令和2年3月以降、その拡大を防止するため、会議及び行事の変更や中止を行いました。

予算特別委員会（令和2年3月）

3月11日、12日、13日、16日、17日の5日間予定していた予算特別委員会については、以下のとおり日程を変更して開催しました。

- ・ 1日目（3月11日）は取扱い協議のみを行い、2～4日目の質疑は文書質疑に変更
- ・ 5日目（3月17日）の総括質疑は通告制とし、議場にて開催

なお、5日目の傍聴はお断りしてインターネット中継（ライブのみ）を実施

議会報告会（令和2年4月）

4月11日に予定していた議会報告会を中止としました。

6月定例会（令和2年5月25日～6月29日）

6月16日～19日の4日間予定していた一般質問（本会議）については日程を短縮し、6月16日～17日の2日間としました。

第4節 地域経済・住民生活への支援をめざした取組

不急な事業の見直しを求める決議（3月定例会）

令和2年度当初予算を審査する予算特別委員会は、3月定例会会期中の3月11日から3月17日まで開かれました。

そこでは、今後5か年で37.7億円の収支不足額が見込まれる中、新型コロナウイルスの財政に対する影響が不透明であり、さらに厳しい財政状況となることが指摘されました。

そのため、市議会では、3月定例会の最終日である3月26日の本会議で、「新型コロナウイルス感染症対策にかかる財源確保に向け、不急な事業の見直しを求める決議」を可決し、令和2年度のすべての事業について慎重な予算執行を行うとともに、補正予算の編成などの迅速かつ柔軟な措置を講じるよう、市に求めました。

議会費予算3,300万円余を削減（6月定例会）

市議会では6月定例会において、新型コロナウイルス感染症対策や、それによって深刻な影響を受けている地域経済・住民生活への支援などの経費に充てるため、議会費予算3,300万円余を削減しました。

議会が捻出した財源は、市が設置した「新型コロナウイルス対策思いやり応援基金」に積み立てられ、必要となる事業に活用されています。

第10章 市議会の取組

【削減額】 3,336万6千円

【削減内容】

(1) 議員報酬 1,543万9千円 削減

6月分の議員報酬を100%（全額）返上

(2) 政務活動費 1,248万円 削減

半年分の政務活動費を返上（年額の1/2）

(3) 行政視察経費 544万7千円 削減

常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の行政視察経費を全額返上

【経緯】

令和2年5月18日 会派代表者会において方針決定

令和2年5月25日 本会議において、議員報酬削減及び政務活動費削減の特例条例（議員提案）を可決するとともに、市に対して基金の設置を求める決議を可決

令和2年6月17日 本会議において、議会費を削減するための補正予算と基金設置条例を可決



第11章 市対策本部等の運営

第1節 情報共有体制

初期段階から警戒宣言が出されるまでの情報共有体制

令和2年1月15日に、国内で1例目の感染者が発生して以降、情報収集につとめ、1月28日に市の幹部会議である「月曜会」において、新型コロナウイルス感染症に関する状況報告を行いました。

1月28日に奈良県で近畿第1例目となる感染症患者が発生したことから、兵庫県が新型コロナウイルス感染症警戒本部を設置しました。

1月30日に政府が「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しました。これは閣議決定に基づいて設置されたもので、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて設置されたものではないと県から情報提供を受けました。

本市では、国内で発症した事例や他市の状況を見ながら、2月3日、2月10日の月曜会の状況報告で市の幹部一同で情報共有をしました。

2月17日からは、「宝塚市新型コロナウイルス連絡会議」を設置し、月曜会の後に連絡会議を開催して市内の情報共有につとめ、2月25日に2回目の連絡会議を開催しました。

2月26日に大阪府で1例目が発生、いつ兵庫県で発生してもおかしくない状況になったので、本市の危機管理指針に基づく健康危機として重大な感染症が流行していると位置付けレベル2「宝塚市新型コロナウイルス感染症危機警戒本部」を設置し、県内で新型コロナウイルス感染症が発生すれば、「宝塚市新型コロナウイルス感染症危機対策本部（以下「危機対策本部」という。）」を設置することを確認しました。

3月1日に隣接市である西宮市で、兵庫県下1例目になる感染症患者が発生したことに伴い、同日20時に危機管理指針レベル3の「宝塚市新型コロナウイルス感染症危機対策本部」を設置し、3月2日の午前8時50分に第1回危機対策本部会議及び午後4時から第2回危機対策本部会議を開催し、広報たからづか臨時号を発行することを決定し、県からの要請に基づいて学校園の臨時休業措置を3月3日から3月15日までとすることを決定しました。

3月9日、前日に国の専門会議が開催され、3密「密閉・密集・密接」が示されたことを踏

第11章 市対策本部等の運営

まえて第3回危機対策本部会議を開催し、市の行事を原則3月末まで中止又は延期、学校園の臨時休業を春休みまで延長、マスクの品薄で苦境にある医療機関、福祉施設に対して、備蓄マスク8万枚の配布を決定しました。

3月11日、本市で初めての感染症患者が2名発生、うち1名は死亡後からの陽性判明でした。このことを受けて第4回危機対策本部会議を開催し、市施設を、一部を除き3月31日まで休館を決定し、市ホームページのホーム画面を災害モードに切替えました。

その後4月6日までの緊急事態宣言が発出されるまで、第10回までの危機対策本部会議を開催し、市内の感染者患者の状況、備蓄マスクの配布、臨時休館及びイベントの中止を4月19日まで延長することを決定しました。

また、市議会対応として、3月12日に議員総会、4月6日までに市議会危機対策支援本部からの6回36件の確認事項に対する対応を行いました。

緊急事態宣言中の情報共有体制

4月7日に兵庫県を含む7都府県に緊急事態宣言が発出されたことに伴い、新型インフルエンザ特別措置法に基づく「宝塚市新型コロナウイルス感染症対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置し、4月8日に第1回対策本部会議を開催し、緊急事態宣言を受けて、休館やイベントの中止を5月6日まで延期することを決定しました。

4月13日第2回対策本部会議において、市立病院、健康福祉部から所管する施設の感染症患者や濃厚接触者の検査結果確認の報告や、時差出勤及び在宅勤務の検討など、勤務者の7割削減を目指すことを決定しました。

4月17日第3回対策本部会議では、市立病院感染室長から、新型コロナウイルスと市立病院の状況について説明を受けました。

4月22日第4回対策本部会議では、上半期の業務分類を行い、新型インフルエンザのBCPに基づいて人員の削減を行うことや、4月24日から毎週金曜日に医療従事者と全宝塚市民へ感謝と激励の拍手運動を開催することを決定しました。また24日から、公園などの密を避けるため、すみれ防災スピーカーによる広報を実施することと、依然として医療機関などでマスク不足があることから備蓄マスクの配布も決定しました。

4月27日第5回対策本部会議では、市の施設休館及びイベントの中止を5月末まで決定、

第11章 市対策本部等の運営

学校園の休業の延長も5月末まで決定しました。

5月25日に緊急事態宣言が全国で解除になるまで、9回の対策本部会議を開催し、学校園の再開時期や緊急事態宣言解除後のことなど県の対策本部会議に合わせて開催し、情報の共有を図りました。

緊急事態宣言解除後の情報共有体制

5月25日に全国に発出されていた緊急事態宣言が解除されたことに伴い、新型インフルエンザ特措法に基づく対策本部は閉鎖し、本市危機管理指針に基づく危機対策本部で継続して情報共有体制を維持しました。

6月28日に第12回危機対策本部会議を開催し、緊急事態宣言解除後4回の危機対策本部会議を開催して情報共有体制をとりました。

第2節 関係機関との連携

兵庫県との連携

保健所を管轄していない本市としては、保健所との関係が唯一であり、感染者の情報については、県発表される以上は全く把握できない状態でした。

3月11日に、本市の市民から初めて感染症患者が2名発生して兵庫県から公表されました。2名中1名は、死亡後陽性が判明した県下1例目の事例となりました。以後、伊丹市の介護老人保健施設グリーンアルス伊丹でクラスターが発生し、宝塚第一病院からも陽性患者が発生したことにより、本市の市民が感染症患者として兵庫県から公表されました。

しかしながら、本市では兵庫県がホームページで公表するまで状況をつかむことができず、兵庫県のホームページと、NHK ニュース防災のアプリで兵庫県の記者会見が行われるのをじっと待つことしかできませんでした。

県の対策本部事務局である災害対策課に何度か記者会見前に記者発表資料を提供してもらえ

第11章 市対策本部等の運営

るようにお願いしましたが、ほとんど要望には答えてもらえず、市の危機対策本部といっても、特段の配慮はしてもらえなかったので情報入手はホームページのみとなりました。

市から、感染症患者の情報の発信や公開をするように、市民をはじめ各所から、メールや電話で多くの要望があり、市が保健所のないことを理由に感染者の情報を持ち合わせていない事について厳しい追及、お叱り、苦情をいただきました。電話の件数をカウントしなかったことが反省ですが、連日多くの電話がかかってきて、多かった意見としては、「感染者の所在地を町丁目ぐらいで公表しろ」、「県のホームページで感染者の状況が後追いされていない、しっかり更新しろ」といった内容が多く、市ができないことへの苦情が特に辛辣でした。

阪神北部の各自治体との連携

阪神北部の伊丹市、川西市、三田市、猪名川町とは隣接していることから特に情報連絡についてはお互いにやり取りを行いました。

3月6日から7日かけて、保健所管内で発生しましたが、宝塚健康福祉事務所（保健所）であれば宝塚市と三田市が管内になり、伊丹保健所では伊丹市、川西市、猪名川町が管内であることから、感染者が居住地の公表を拒否すると、それぞれの保健所管内として発表されるため、どこの市町で患者が発生したのか把握できない状態がでてきました。保健所を管轄することができる神戸市、姫路市、明石市、尼崎市、西宮市は、居住地の発表ができるのに、県が保健所を管轄している市町では、県の保健所が公表したことしか受入れることができず、さらに他市の首長が SNS を使用して、陽性患者が発生した市を特定するような情報を発信したことが新聞報道されるなど混乱し、市民の不安を払しょくすることができず、市民からも厳しい意見をいただくことになりました。

3月12日に県記者会見で「宝塚健康福祉事務所管内」と自治体名が非公表になったものの、公衆衛生上どこで発生したかを明らかにして市民への説明責任を果たすことが大切であり、同じ宝塚健康福祉事務所管内の三田市と今後の公表方針を協議していたことから、市の責任で県が宝塚健康福祉事務所管内までしか発表しなかった場合でも宝塚市在住の場合は、宝塚市と公表することを市対策本部会議で決定しました。

その後、阪神北部の各自治体と連絡を取り合い、3月18日に阪神北部首長連名による要望

第11章 市対策本部等の運営

書を持参して兵庫県庁に赴いて知事と面会し、5項目（1.検査体制の確保、2.病院に対する支援、3.救急に対する支援、4.感染者が居住する市町名の情報開示、5.マスク、アルコール消毒剤及び防護具の確保）について要望を行い、以降、感染者が居住する市町名の情報開示については、宝塚健康福祉事務所管内と公表されるたびに市長が直接に県幹部に情報開示を求め、宝塚市民である場合は市がマスコミ発表することになり、6月末までに8回17名の方を宝塚市民としてマスコミ発表しました。

医療機関等との連携

3月2日に、宝塚健康福祉事務所長、宝塚市医師会長に市長室へ来ていただき、市立病院長も同席し「新型コロナウイルス感染症関係機関情報連絡会」を開催し、新型コロナウイルス感染症に関する各機関の取組について情報共有を行いました。その後、感染者が増加して、情報連絡会を開催することはできませんでしたが、感染拡大前にこのような情報連絡会を開催して各機関の考え方や取組を理解することができて有意義な連絡会になりました。

第3節 情報発信と啓発

本部からの情報発信

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に合わせて、市ホームページによる情報発信、安心メールやfacebookなど各種媒体での情報発信に努めました。

また、この4月から運用開始となった「すみれ防災スピーカー」を活用して、4月24日金曜日の午後2時に、公園をターゲットに密とならないように依頼する放送を、緊急事態宣言が解除される5月21日まで連日放送しました。

この放送については、「昼寝している子どもが起きた」「夜勤明けの睡眠中に迷惑だ」など、多くの苦情メールや電話が入りましたが、一定のすみれ防災スピーカーを認知してもらえることには効果があったものと思われまます。

第11章 市対策本部等の運営

「医療従事者と全宝塚市民へ感謝と激励の拍手運動」(クラブ・フォー・ケアラズ・アンド・エブリワン・イン・タカラヅカ)の実施

新型コロナウイルスの感染拡大で「医療崩壊」の危機が指摘され、ウイルス対策に最前線で取り組む医療従事者をたたえるため、欧州を中心にインターネット交流サイト(SNS)を通じて広まった活動「クラブ・フォー・ケアラズ(医療従事者らへの感謝の拍手)」が広まり、国内でも福島県、福岡県、茨城県など各地の自治体で、最前線で奮闘する医療従事者にエールを送ろうと拍手して感謝の気持ちを示す運動が広がっていました。

新型コロナウイルス感染症の陽性反応が確認された医療機関では、理不尽な扱いを受けるケースがあり、この運動が、こうした医療従事者への差別や偏見の解消への一歩となると考え、福島県いわき市の取組を参考にして、宝塚市でもこの取組をするにあたり、医療従事者だけでなく、新型コロナウイルスの感染拡大によって、最前線で業務にあたる人、今までどおりの仕事ができず収入が減った人、子育てや介護の負担が増えた人、趣味や文化を我慢せざるを得ない人、そして窮屈な想いをしている子どもたち、苦労やストレスの度合いに差はありますが、今は宝塚市民全員が辛い思いを強いられていることから、医療従事者、またすべての市民へ感謝、激励そして皆が手を取り結束できるようにとの意を込め、宝塚市では「医療従事者と全宝塚市民へ感謝と激励の拍手運動」(クラブ・フォー・ケアラズ・アンド・エブリワン・イン・タカラヅカ)の取組を行いました。

4月24日金曜日の正午に、市役所市民ホール前のピロティに集合して、すみれ防災スピーカーから流れる「ふるさと」に合わせて、約30秒間の拍手を実施し、緊急事態宣言が解除される5月21日まで毎週金曜日の正午に実施しました。

NHKや関西テレビのニュース番組で取り上げられ、素晴らしい取組だと称賛のメールもいただきましたが、その一方、パフォーマンスの拍手などいないなど、電話やメールで辛辣なご意見も多くありました。

この拍手運動に合わせて、4月28日から、手塚治虫記念館をブルーライトでライトアップ、市長室のベランダに「大切な人の命を守るために、今こそ心一つに」の横断幕を5月7日から掲出しました。



第11章 市対策本部等の運営

<主な取組みまとめ>

実施時期	対策・取組の内容	ねらい・内容
緊急事態宣言発出前 1月15日 ～ 4月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜会での情報共有3回 ・宝塚市新型コロナウイルス連絡会議2回 ・宝塚市新型コロナウイルス感染症危機警戒本部1回 ・宝塚市新型コロナウイルス感染症危機対策本部10回 ・新型コロナウイルス感染症関係機関情報交換会 ・県知事への要望 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の情報共有 ・新型コロナウイルス感染症の情報共有 ・新型コロナウイルス感染症の情報共有 ・新型コロナウイルス感染症の情報共有及び対応方針の決定 ・県健康福祉事務所、市医師会、市立病院、市との情報交換共有 ・阪神北部首長連名で県知事に新型コロナウイルス感染症対策の要望
緊急事態宣言発出中 4月7日 ～ 5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・特措法に基づく宝塚市新型コロナウイルス感染症対策本部9回 ・医療従事者と全宝塚市民へ感謝と激励の拍手運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の情報共有及び対応方針の決定 ・医療従事者、またすべての市民へ感謝、激励そして皆が手を取り結束できるようにとの意を込めての拍手運動
緊急時他宣言発出後 5月25日 ～ 6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・宝塚市新型コロナウイルス感染症危機対策本部2回 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の情報共有及び対応方針の決定

第4節 物資備蓄体制

備蓄の状況

本市において総合防災課における主な感染症対策の備蓄は、新型インフルエンザ2009が流行した当時のものとして、サージカルマスク275,300枚、N95マスク960枚、感染防護着300着（M.L各150）、手袋24,000双（M.L各12,000）、手指消毒用アルコール680本（1ℓ入り）が倉庫に保管されていました。また、サージカルマスクは、一部梱包している段ボールが破れて汚損していることから、マスクそのものが一部使用できないものもありましたが、そのほとんどは状態良く保存されており、耐用年数もないことから使用できることが確認できました。

なお、手指消毒用アルコールは、年300ℓを購入し、備蓄を2年経過した後、市の公共施設に配布して活用してもらう流通備蓄としていました。

マスクの供給と支給

○備蓄マスクの支給

2月ごろから市内の店頭からマスクや手指消毒用アルコールが消えて、マスクの備蓄ができていない市民から、マスクを求める要望の電話やメールが増えてきました。

庁内でも、職員や市議会議員から、備蓄しているマスクを供出するような話がでてきましたが、備蓄マスクを供出したところで市民1人に1枚しか配布できない計算では、公平に分配できないことと、新型インフルエンザ2009の時は、希望した市民にマスク販売配布をしましたが、当時はマスクを希望する方で長蛇の列と密を生むことになったので、今回は市民への直接配布は行わないことにしました。

また、世界保健機関（WHO）が、3月1日に、世界各地でマスクが不足している中、せきやくしゃみといった症状が無い人は予防目的で学校や駅、商業施設など公共の場でマスクの着用をする必要はないとして、マスクの供給不足に拍車を掛けないためにも過度の使用を控えるように呼び掛けられたことにより、市民への直接配布を断り続けました。

3月に入ると、県内に感染者が出始め、医療機関や福祉施設からマスクを求める声が聞こえ

第11章 市対策本部等の運営

てきたことにより、新型コロナウイルス感染症対策に従事する職員を最優先対象者として、医療機関、福祉施設などに備蓄しているマスクを配布することを決定し、各部から関係先に3月10日の80,000枚を皮切りに、5月22日まで7回の備蓄マスクの配布を行い、配布した備蓄マスクの配布数は263,500枚となりました。

マスクの寄附

4月2日に法人からN95マスク5,000枚、サージカルマスク2,000枚の寄附を受けてから、法人、市内団体、個人から、15件に渡ってサージカルマスクや手作りマスク161,990枚の寄贈を受け、その内、137,050枚を、妊産婦、人工透析患者、介護障碍福祉事業所の従事者への感染予防用として配布し、残りの24,940枚は第2波に対応するための備蓄としました。

本市からは配布できない所もあることから、マスクの寄附を日ごろから地域福祉の要である福祉事業者、民生委員・児童委員及びボランティアと関係性の深い社会福祉協議会の善意銀行で担っていただきました。社会福祉協議会の善意銀行には、法人、市内の団体から10件、70,459枚のマスクの寄附を受け付けていただいて、各種福祉事業所などに配布していただきました。

このマスクの寄附受付については、寄附を受けた各部から総合防災課に連絡をいただいて、後日になりましたが、市長から感謝状を贈りました。社会福祉協議会で受付けていただいた分も、社会福祉協議会理事長から感謝状をお渡しいただきました。しかし、受付窓口を全庁で一本化できていなかったことなど、課題は残りました。

マスクの購入

マスク不足が深刻になり、政府が全世帯に配布されるマスクも届かず、備蓄マスクも少なくなってきた4月中旬に、サージカルマスクを5月初めに300,000枚納品できる業者が現れ、5月1日に無事納品することができました。

このことにより、ほとんど備蓄マスクの在庫が無くなっていたものの元の備蓄数量を確保でき、第2波に備えることができました。

手指消毒用アルコール

本市では、毎年300本の手指消毒用アルコールを購入し、使用期限1年前に市役所庁内や、保育所などの出先施設に配布していたことから、3月ごろから始まった手指消毒用アルコール不足について乗り越えることができました。

その後、必要な部署からの要望には一時的なものについては貸し出しなどの対応で行いました。また、6月に醸造用アルコールを手指用消毒アルコールとして代用することが認められ、西宮市の酒造メーカーから供給できることになり、まだ手指消毒用アルコールが手に入らないことから、庁内に照会をかけて必要分を発注入手しました。

この時の課題は、高濃度のアルコールは消防法の危険物に指定され、指定数量を超えると仮貯蔵仮取扱いの届出を消防長に行う必要があり、危険物取扱者において適正に管理することになりましたが、総合防災課に危険物取扱者乙種4類免許を所持している消防職員が配置されていたことによりスムーズに対応することができました。

今回の手指消毒用アルコール不足で、対策本部事務局を一番悩ませたのは、次亜塩素酸水のことです。近隣市では発生装置を用意して無償配布しているところもあり、市民から比較されて配布しない本市に対して批判のメールや電話が多くありました。また、精製する本体は寄附でも、原材料を入れるキットは購入しないといけない装置の実質的なセールスなどもありました。

しかし、他府県の自治体では、消毒に有効だと広報して次亜塩素酸水を配布していましたが、経済産業省外郭団体NITEではその効力が実証されていないということで、特に噴霧で利用した時の人体への悪影響などが6月になってから公表されました。

消毒剤がないことから、次亜塩素酸水が万能のようになって、それを用意しなかった本市に対して多くの批判をいただきましたが、次亜塩素酸水による手指消毒は流水しか認められておらず、噴霧による消毒は法的に認められていないことや、導入した自治体では配布の際に長蛇の列を作って密を生んでいる状態なども踏まえ、慎重に対処してよかったと思っています。

第11章 市対策本部等の運営

検証

まずは、備蓄マスクですが、前回の新型インフルエンザ流行時に備蓄したサージカルマスクが30万枚もあったことから、マスク不足で困ったときに必要な場所に供給することができたことはとても有効でした。また、手指消毒剤も毎年購入して流通備蓄していたことも、大変役立ちました。10年前に、マスク不足で大混乱になったのに、たった10年後に発生した新型コロナウイルス感染症でまたもやマスク不足の混乱が発生したということは、個人で備蓄するという認識は10年持たず、公共備蓄の必要性和公助の限界が痛感されました。しかし、備蓄数を増やすためには、倉庫などの備蓄環境の整備、流通備蓄する資金と手間が大きくかかることも覚悟しなければなりません。

市民にも新しい生活様式を認識してもらい、災害用備蓄物資と同様にマスクや消毒剤をローリングストックする認識を持ってもらえるように啓発していくことがこれからは重要です。

<主な取組>

実施時期	対策・取組の内容	ねらい・内容
緊急事態宣言発出前 1月15日 ～ 4月6日	・備蓄マスクの配布3回 ・寄附マスクの配布	・新型コロナウイルス感染症に従事する職員を最優先対象者として、医療機関、福祉施設などに備蓄しているマスクを配布 ・帰国者・接触者外来となる市立病院へのマスク補充
緊急事態宣言発出中 4月7日 ～ 5月25日	・備蓄マスクの配布4回 ・備蓄マスクの購入 ・寄贈マスクの配布	・新型コロナウイルス感染症に従事する職員を最優先対象者として、医療機関、福祉施設などに備蓄しているマスクを配布 ・備蓄マスクの補充 ・妊産婦、人工透析患者、介護・ ^{がい} 障害福祉事業所の従事者等への感染予防用として配布
緊急事態宣言発出後 5月25日 ～ 6月30日	・手指消毒用アルコールの補充	・各施設で使用する手指消毒用アルコールの補充

おわりに

今回の新型コロナウイルス感染症は世界的に大流行し、ここ日本では3月から感染者が急増しました。本市でも最初に隣接市の介護施設でクラスターが発生し、市民の間でも日に日に感染が広がっていきました。何もかもが初めて経験することであり、設置した新型コロナウイルス感染症対策本部は緊張と苦悩の中での判断を迫られ対応に追われる日々でした。

未知のウイルスとの闘いに対して、市民の命と健康を守る行政として全方位でできる限りの力で臨みながらも、多くの課題を抱えていまだその波の中にあります。後世においていずれまた同じような脅威に遭遇することは十分に考えられます。その時にこの記録がきっと役に立つことでしょう。今回は3月から6月までの出来事をまとめています。決して完璧なものではありませんが、職員が力を合わせて作り上げました。ご一読いただければ幸甚です。

令和2年（2020年）7月

宝塚市新型コロナウイルス感染症危機対策本部長

中川 智子

参考

寄附・寄贈

掲載にご承諾いただいた方のみご紹介しています。その他多数の皆様からのご厚意をいただいております。(7月17日現在)

寄附者	内容
とよす(株)	米菓 2,000 個
華為技術日本株式会社	N95 マスク 5,000 枚 サージカルマスク 2,000 枚
牧野倫代	マスク 60 枚×48 箱
谷口マミ	マスク 10 枚×1 箱
秋田建設	マスク 50 枚×300 箱
秋田建設	マスク 50 枚×150 箱
クレリ宝塚	消毒液(次亜塩素酸水)原液 500ml
クレリ宝塚	消毒液(次亜塩素酸水)スプレー50ml (希釈済み)
松浦 嘉明	ビニール袋、ビニールエプロン、レインコート
宮城県南三陸町	レインコート、レインスーツ、レインパンツ、ビニール袋、足カバー、不織布つなぎ、キャップ
岩手県遠野市	レインスーツ
坂下 賢治	レインコート6枚
川面西地車保存会	手作りガウン、レインコート、レインジャケット、ポンチョ、レインパンツ
太仓卡兰平汽车零部件有限公司 (株)ハイレックスコーポレーションのご紹介)	マスク 50 枚×600 箱
宝塚商工会議所青年部	現金
高浜より子	手作りマスク
宮城県女川町	レインコート
有限会社たからづか牛乳	たからづか牛乳ヨーグルト
株式会社 JAL スカイ大阪	整備士アウター (上着、ズボン) 各 50 着
ライオンズクラブ国際協会 335A 地区	マスク 50 枚×8 箱
雑貨屋マイスター	サージカルマスク
在日本大韓国民団兵庫県宝塚支部	サージカルマスク (50 枚入り 1 箱)

白木 ひろみ	サージカルマスク
肉のそとま・焼肉ホルモンそとま	マスク 5枚×600箱
そりおクリニック 宋 秀男	N95マスク、アイソレーションガウン、防護服、 ニトリル手袋
株式会社 A-commerce	サージカルマスク
清荒神清澄寺 大林寺 西光院	サージカルマスク
宝塚ダッシュ村	サージカルマスク
宝塚市職員労働組合	フェイスシールド 1300枚、259枚
アリバ サッカークラブ	サージカルマスク
大阪佛光山寺	サージカルマスク 2,000枚、消毒液 500ml
株式会社 Y.M.K 代表取締役 妻鹿 祐介 (パティスリーミラヴェイユ)	焼き菓子 800個
パティスリーベルクルール	焼き菓子 300個
株式会社貼工	サージカルマスク
平井地車保存会	
ネットトヨタ神戸株式会社	サージカルマスク (個装)
ジャニーズグループ Smile Up Project	
中華人民共和国 江蘇省太倉市 英裕有限會社 取締役 林裕恆	サージカルマスク 防護服 200着、隔離ガウン 300着、防護マスク (フェイスシールド) 1000個
富士精版印刷株式会社	フェイスシールド 400枚
宝塚ライオンズクラブ	マスク 57枚×17箱
第一生命保険株式会社 大阪北支社	サージカルマスク
原田 芳昭	現金
竹采 祥一	サージカルマスク
エームサービス株式会社	レインコート、ミルクティー、リンゴジュース、 アールグレーティー、サングリア各5ケース、RS コーヒー
NPO 法人国際ブリアー	サージカルマスク、レインコート 200枚 (大人 170・子ども 30)
宝塚ロータリークラブ	フェイスシールド
宝塚市医師会	フェイスシールド 299枚
小林 明子	車いす (中古)
株式会社林田工務店	えんぴつたての組み立てキット 2,097セット (う ち教職員分 72セット)
ニュートリー株式会社	栄養補給飲料 「ブイ・クレス」 300本
一般社団法人日中経済協会 関西本部	

寄附・寄贈

Hyogo ロータリーEクラブ	フェイスシールド 330 枚
第一生命保険株式会社大阪北支社	一般用マスク 1,000 枚、フェイスシールド 200 枚
株式会社ショウワ	サージカルマスク（自社製品）
オージェイケイ株式会社	PPフィルム 110 γ m \times 990m/m 1本
加藤 哲也	現金
川合 邦彦・陽美	現金
鷹野 正	現金
アークビル株式会社	
大阪大学次世代内視鏡治療学共同研究 講座	
日本マクドナルド株式会社 フランチャイジー有限会社ステイブル	
プレミアアハートジャパン株式会社	
山田 茂樹	
下安倉老人クラブ	布製マスク
ボランティアグループゆめふうせん	布製マスク

（順不同、敬称略）

本市における財政措置 ～補正予算の概要～

本市における財政措置 ～補正予算の概要～

新型コロナウイルス感染症対策を進めるための財政措置として、本市では次のとおり補正予算を行った。※ただし、主な内訳は新型コロナウイルス感染症対策として編成した一般会計補正予算のみ抜粋。

■令和2年度 5月補正（令和2年5月11日/一般会計 第1号補正）

補正予算額：24,312,195 千円

（主な内訳）

- 特別定額給付金給付事業等 23,706,121 千円（特別定額給付金関係経費）
- 感染症対策医療提供体制整備事業 24,569 千円
（市立病院での発熱外来の拡充に伴う経費）
- 子育て世帯臨時特別給付金給付事業等 282,148 千円
（子育て世帯臨時特別給付金関係経費）
- 感染症対策市内事業者支援事業 299,253 千円（テナント賃料補助等）

■令和2年度 6月補正（令和2年6月5日/一般会計 第3号補正）

補正予算額：104,900 千円＜一般財源：▲7,548 千円＞

（主な内訳）

- 地域介護拠点整備補助事業 74,272 千円
（介護施設の衛生設備費等への助成）
- 障害（がい）者福祉事業 8,400 千円（訪問介護事業者への補助金）
- 生活困窮者自立支援事業 13,400 千円（住居確保給付金等）
- 災害対策事業 2,324 千円（避難所用間仕切り用品購入）
- 就労支援事業 4,895 千円
（リモート型就労支援事業委託料）

本市における財政措置 ～補正予算の概要～

- 消防救急事業 5,964 千円（アイソレーター購入等）
- 学校保健事業 7,799 千円
(消毒液・サーモグラフィ購入等)
- 特別職給等の減額 ▲3,888 千円
- イベント等の中止によるもの ▲22,085 千円

■令和2年度 6月補正（令和2年6月17日/一般会計 第4号補正）

補正予算額：総額での変動はなし

（内訳）

- 市議会運営事業等 ▲33,366 千円
(市議会議員の報酬等減額)
- 新型コロナウイルス対策思いやり応援基金積立金 33,366 千円
(減額した市議会議員報酬等を基金へ積立)

■令和2年度 6月補正（令和2年6月26日/一般会計 第5号補正）

補正予算額：444,320 千円＜一般財源：8,419 千円＞

（主な内訳）

- 病院事業会計補助金 5,186 千円
(PCR 検査機器購入費を市立病院に補助)
- ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 151,534 千円
(ひとり親世帯臨時特別給付金関係経費)
- 市立保育所保育実施事業 3,500 千円（消毒液購入等）
- 私立保育所助成金等 27,500 千円（消毒液等購入費助成金）
- 災害対策事業 17,329 千円（避難所での感染対策用品等）

本市における財政措置 ～補正予算の概要～

- 感染症対策市内事業者支援事業 48,000 千円
(商店街お買い物券・ポイントシール事業補助金)
- 文化振興事業 14,341 千円
(文化芸術活動再開支援事業補助金等)
- スクールネット活用事業 17,265 千円 (GIGA スクール関係経費)
- 幼稚園・小中学校等運営事業 68,788 千円 (熱中症対策関係経費等)
- 図書館・スポーツ施設等管理事業 26,841 千円 (図書・サーモグラフィ購入等)

■令和2年度 6月補正 (令和2年7月14日/一般会計 第6号補正)

補正予算額：1,480,743 千円<182,355 千円>

(主な内訳)

- 水道事業会計補助金 208,801 千円
(減免した水道基本料金分を水道局に補助)
- 病院事業会計補助金 231,154 千円
(減収分及び医療従事者の防疫手当等を市立病院に補助)
- 高齢者社会参加・健康促進事業等 11,782 千円(タクシー事業者協力金等)
- 母子保健相談指導事業 28,101 千円 (妊産婦への特別給付金関係経費)
- 民間老人福祉施設整備助成事業 24,250 千円
(介護サービス継続支援事業補助金)
- 感染症対策市内事業者支援事業 209,000 千円
(市内店舗キャッシュレスポイント還元事業等)
- 感染症対策観光事業者支援事業 151,529 千円
(観光活性化キャンペーン事業補助金等)
- 小中学校運営事業 161,741 千円
(放送設備の機器充実・学校図書館用図書購入等)
- 給食事業 92,706 千円 (給食用食器購入等)
- スクールネット活用事業 190,309 千円
(GIGA 用学習コンテンツ使用料等)